



第2次新城市地域情報化計画

平成25年3月

新 城 市

はじめに

平成17年10月の市町村合併(新城市、鳳来町、作手村)後、最初に取り組んだ大きな事業の一つが、平成18年12月に策定した「新城市地域情報化計画」に基づき、平成19年度において市内全域に光ファイバによる地域情報通信基盤を整備することでした。

当時、平成23年7月の地上波テレビ放送の完全デジタル化への移行を控え、中山間地域では地上デジタル放送への対応、高速インターネット環境整備、携帯電話等不感地域の解消など取り組むべき喫緊の課題があり、都市部との間に大きな情報格差が広がってしまった状況にありました。

こうした状況を解消するため、議論百出のなかで、多くの市民の皆さんの努力、議会の英断、民間事業者の協力もあって、「公設の光ファイバ敷設と民間によるケーブルテレビ&ブロードバンド事業展開 = 公設民営型の地域情報通信基盤整備」に大きな一歩を踏み出すことができました。

今回、新たに策定しました「第2次新城市地域情報化計画」に沿って、これまでに整備された地域情報通信基盤の積極的な利活用や、IT経費の削減だけでなく、先の東日本大震災でも証明されたように、災害発生時の安全対策面からも有効なシステムである自治体クラウドの導入を進めて、質の高い住民サービスを目指します。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました「第2次新城市地域情報化計画策定委員会」の委員の皆さんやアンケート調査にご協力いただきました市民の皆さんに心から感謝するとともに、今後とも本市の情報化施策に対するご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年3月

新城市長 穂積亮次

目次

第1章 地域情報化計画策定にあたって	1
1.1. 計画策定の目的	1
1.2. 計画の位置付け	1
1.3. 計画の期間	3
1.4. 計画の構成と視点	3
第2章 地域情報化の現状と課題	5
2.1. ICT及び情報化の社会動向	5
2.2. 国・県の動向	12
2.2.1. 国の情報化施策	12
2.2.1.1. 国の動向	12
2.2.1.2. 自治体クラウド	15
2.2.1.3. 今後予定されている法制度改正	16
2.2.1.4. 各自治体におけるICT利活用事業の状況	18
2.2.2. 県の情報化施策	28
2.2.2.1. 愛知県における自治体クラウド推進の動向	29
2.3. 本市情報化の現状	30
2.3.1. 新都市地域情報化計画書における主眼とその具体的取り組みについて ..	30
2.3.2. 情報通信環境	36
2.3.3. 市民の情報化意向調査(アンケート)結果	45
2.3.3.1. 調査概要	45
2.3.3.2. 情報の入手方法	46
2.3.3.3. 家庭でのインターネット接続環境	48
2.3.3.4. 新都市の情報サービスについて	54
2.3.4. 職員の情報化意向調査(アンケート)結果	58
2.3.4.1. 調査概要	58
2.3.4.2. 情報セキュリティ対策	60
2.3.4.3. システムの評価と問題点	62
2.3.5. さまざまな行政分野の取り組みと情報化の関わり	68
2.4. 地域情報化の現状(まとめ)	72
2.5. 本市情報化の課題	74
第3章 地域情報化の基本方針	76
3.1. 地域情報化施策の方向性と基本方針	76
3.2. 地域情報化の将来像	77
第4章 地域情報化の施策	79
4.1. 地域情報化に向けた基幹系システムのクラウド整備について	79
4.1.1. 自治体クラウドによるシステム構築の基本方針	80
4.2. 地域情報化に向けた具体的施策	85
4.2.1. 電子市役所の推進	86
4.2.1.1. 総合案内型窓口/情報案内端末/電話相談システムの整備	86

4.2.1.2. 身近な場所で行政サービスが受けられる環境整備	87
4.2.1.3. 新庁舎情報システム・サーバ室の整備.....	88
4.2.2. 地域情報通信基盤の活用.....	89
4.2.2.1. 買い物支援システムの整備.....	89
4.2.2.2. 見守り支援システムの整備.....	90
4.2.2.3. 公共無線LANの整備.....	91
4.2.3. 災害に強く安心・安全な市民生活の実現.....	92
4.2.3.1. メール配信システムの拡充・更改.....	92
4.2.3.2. SNS・ツイッターを活用した情報発信の充実.....	93
4.2.3.3. 新都市情報ネットワーク(FTTH)機器更改.....	94
4.2.3.4. 映像監視システムの整備.....	95
4.2.4. 行政事務の高度化・効率化の推進.....	96
4.2.4.1. 統合型GISの整備(地図情報の統合・公開).....	96
4.2.4.2. 文書管理システムの整備.....	97
4.2.4.3. 学校情報システム(校務支援システム等)の整備.....	98
4.2.5. 地域の絆と活力あるまちづくりの推進.....	99
4.2.5.1. 観光ナビゲーションシステムの整備(FeliCa/QRコードリーダー活用).....	99
4.2.5.2. 観光ナビゲーションシステムの整備(スマートフォン活用).....	100
4.2.5.3. 図書館システムの機能強化.....	101
4.2.5.4. 施設予約システムの整備.....	102
4.2.5.5. 新都市公式ホームページの充実.....	103
4.2.5.6. コミュニティFMのエリア整備.....	104
4.2.6. 環境に配慮した情報化整備.....	105
4.2.6.1. グリーンICTの推進.....	105
4.2.6.2. 情報通信機器利用によるペーパーレス化の推進.....	106
第5章 地域情報化の推進に向けて.....	107
5.1. 推進体制.....	107
5.2. 情報化推進における近隣自治体との広域連携.....	108
5.3. 情報セキュリティ対策及び個人情報の保護対策.....	109
5.4. 情報リテラシーの向上.....	110
5.5. 施策実施時期とその見直し.....	111
5.6. 地域情報化の推進における留意事項.....	112
5.6.1. 本市におけるクラウド利用イメージ.....	113
5.6.2. 本庁舎設置サーバの削減.....	113
5.6.3. ICTガバナンスの整備.....	113
5.6.4. ICT-BCPの整備.....	114

用語解説

『第2次新都市地域情報化計画』に関する提言書

第1章 地域情報化計画策定にあたって

1.1. 計画策定の目的

新城市(以下、本市という。)においては、平成18年12月に「新城市地域情報化計画」(計画期間:平成19年度～平成23年度の5年間)を策定し、市内全域に光ファイバネットワーク整備を行い、テレビ難視聴やブロードバンド環境の改善、携帯電話不感エリアの解消など情報格差の是正に努め、また本庁と支所等を結ぶ公共施設間のネットワーク化などの地域情報化に取り組んできました。

一方、計画の策定から6年が経過し、ICT(情報通信技術)の進展は目まぐるしく、ブロードバンドやモバイル、ワイヤレス通信などICTをめぐる環境変化は、多様なものとなっています。新しい技術やサービスの代表として、クラウドコンピューティング、スマートフォン、タブレットPC、ソーシャルメディアなどが挙げられ、人々が、いつでもどこでもインターネットにつなぎ、さまざまなサービスが利用できる環境に移行しつつあるなど情報化を取り巻く環境は大きく変化しています。

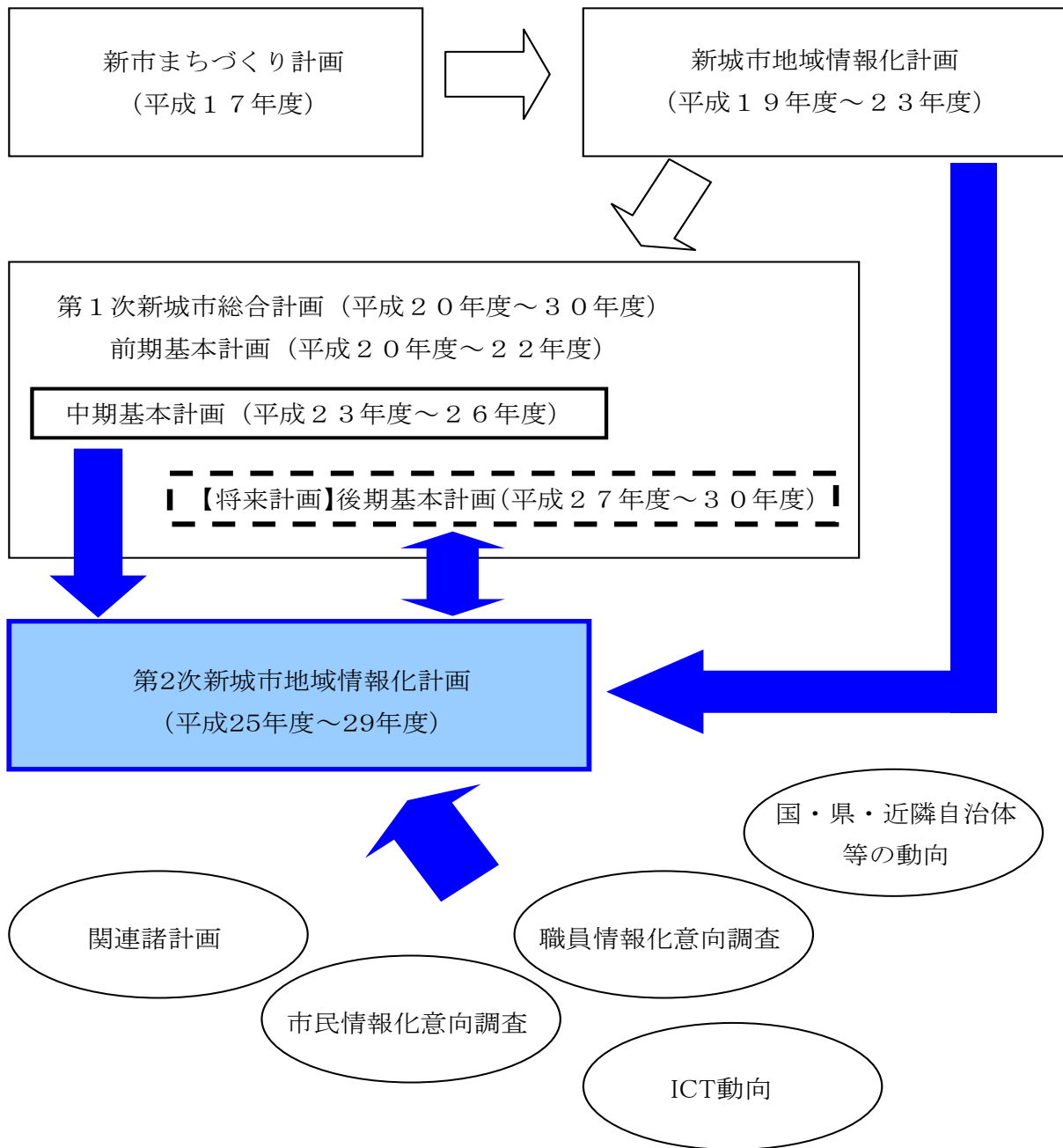
また、行政分野においても、これらの情報通信技術を活用したサービスに対する期待はより一層高まっており、これまでに整備された情報通信基盤の積極的な利活用や、業務・システムの見直しによる更なる最適化を進めつつ、市民の視点に立った効率的で効果的な情報化を推進していくことが重要となっています。

このようなことから、今回策定する「第2次新城市地域情報化計画」は、「第1次新城市総合計画」に掲げている地域情報化に関する各種施策の実現に向け、国や県の情報施策との方向性・整合性を図りながら、平成25年度以降の本市における情報化推進の方向性を示すとともに、具体的な取り組みについても明らかにするために策定するものです。

1.2. 計画の位置付け

「第2次新城市地域情報化計画」は「第1次新城市総合計画」を上位計画とし、その基本構想(平成20年度～30年度)や中期基本計画(平成23年度～26年度)で目指す高度情報化の実現に向け、本市の地域情報化に関する取り組み内容等を示すための基本的な計画とします。

また、将来計画の後期基本計画(平成27年度～30年度)における情報ビジョンの施策方針の土台となる計画として位置付けます。



図表 1-1 計画の位置付け

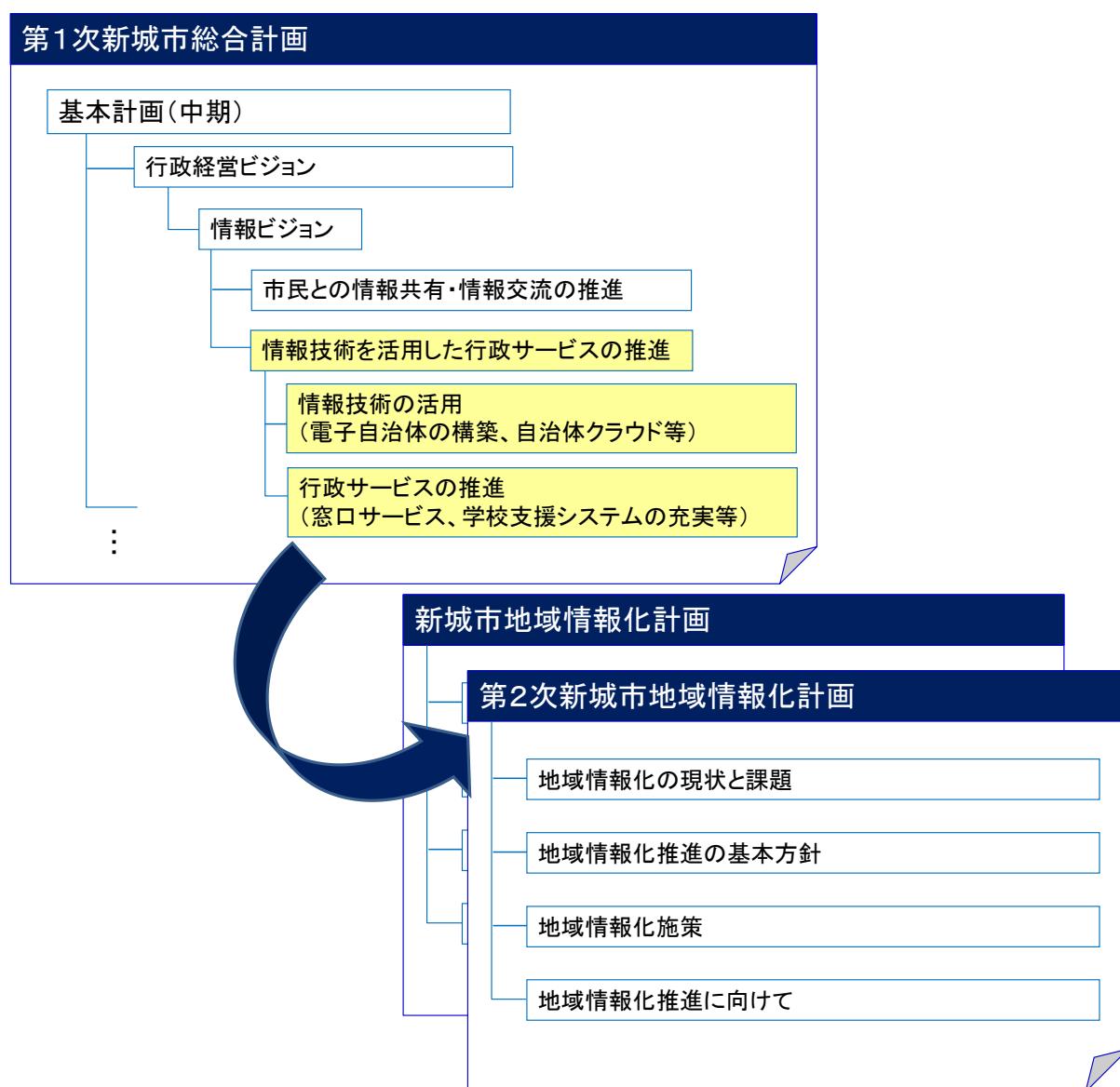
1.3. 計画の期間

計画の期間は平成25年度から平成29年度までの5年とします。

ただし、情報化の今後の動向や、市民のニーズ、計画の進捗状況、また将来計画における「第1次新城市総合計画後期基本計画」策定状況に応じて見直すこととします。

1.4. 計画の構成と視点

「第2次新城市地域情報化計画」は、「第1次新城市総合計画」の中期基本計画(平成23年度～26年度)情報ビジョンである「情報技術を活用した行政サービスの推進」の具体的な施策を実現するために、問題点、課題、目指すべき姿を明確にし、地域情報化の基本方針や情報化施策、具体的取り組みなどを示すものです。



図表 1-2 計画の構成と視点

図表 1-3 「第1次新城市総合計画」の情報ビジョン「情報技術を活用した行政サービスの推進」の内容

項目	取り組み
(ア)情報技術の活用にあたって	市民の多様な生活スタイルや年齢・身体的な条件等による情報技術の利用機会及び活用能力の格差是正に取り組み、より多くの市民が情報技術を活用し、情報の交流と行政サービスを楽しむことができる環境の整備を進めます。
	情報技術の活用による事務事業の迅速化、効率化、市民手続きの簡素化を進めるため、あいち電子自治体推進協議会等と連携して、行政手続きのオンライン化の推進や総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳カードの利活用の推進など、電子自治体の構築を進めます。
	自治体クラウド・コンピューティングなど情報技術の活用を進める施策の展開にあたっては、情報技術の進展動向を注視し、導入・運用経費と市民の活用度合い等を比較検討するなど、経費の節減や費用対効果に配慮することとします。
	情報技術の活用や電子自治体化にあたっては、職員の情報セキュリティ意識の徹底を図り、個人情報等の非公開情報の漏洩防止に努めることで、市民の財産を守り、市民から信頼される行政をめざします。
(イ)情報技術を活用した行政サービスの推進	住民の生命や財産、生活の安全を確保するため、地震・台風などの大規模災害や犯罪の発生時に、被害の拡大防止と迅速で適切な対応を支援する「防災情報システム(防災行政無線、携帯電話による情報配信など)」の運用とPRに努めます。
	インターネットを通じて各種申請手続きができる「電子申請システム」を活用し、多様化する市民ニーズに対応する窓口サービスの充実に努めることや、税金等の納付(コンビニ納付)などの導入に向けた検討を進めます。
	本市の未来を担う児童・生徒が、情報技術に親しみ、基礎的な情報技術を習得しながら成長できるよう、小中学校における情報教育環境の整備を進めるとともに、市内の小中学校における教材・情報の共同利用やテレビ会議システムによる研究発表などを可能とする「学校教育支援システム」の充実に努めます。
	市民の市政への参加を促し、市民に開かれた市議会を身近な市議会とするためケーブルテレビによる「議会放映」や市民が時間的制約を受けずに議会の審議過程を知ることができる「インターネットを活用した議会放映」の視聴向上に努めます。
	インターネットを活用した公平で透明性や利便性の高い電子入札システムは、引き続き事業者へ積極的にPRを行い、利用促進に努めます。
	市民同士、市民と行政の情報交流を推進するため、電子会議室等の設置についての研究を進めます。
	携帯電話不通地域の解消に向け、携帯電話事業者に働きかけるとともに、情報通信基盤の未利用芯線の開放を進め、携帯電話サービスの提供地域の拡大を進めます。
	市民生活の利便性の向上において、特に、市民満足度調査でも関心の高い防災・防犯支援、介護支援、公共施設予約、健康づくり支援、子育て支援、図書館高度利用など、利便性の高いアプリケーション導入に向けた検討を進めます。

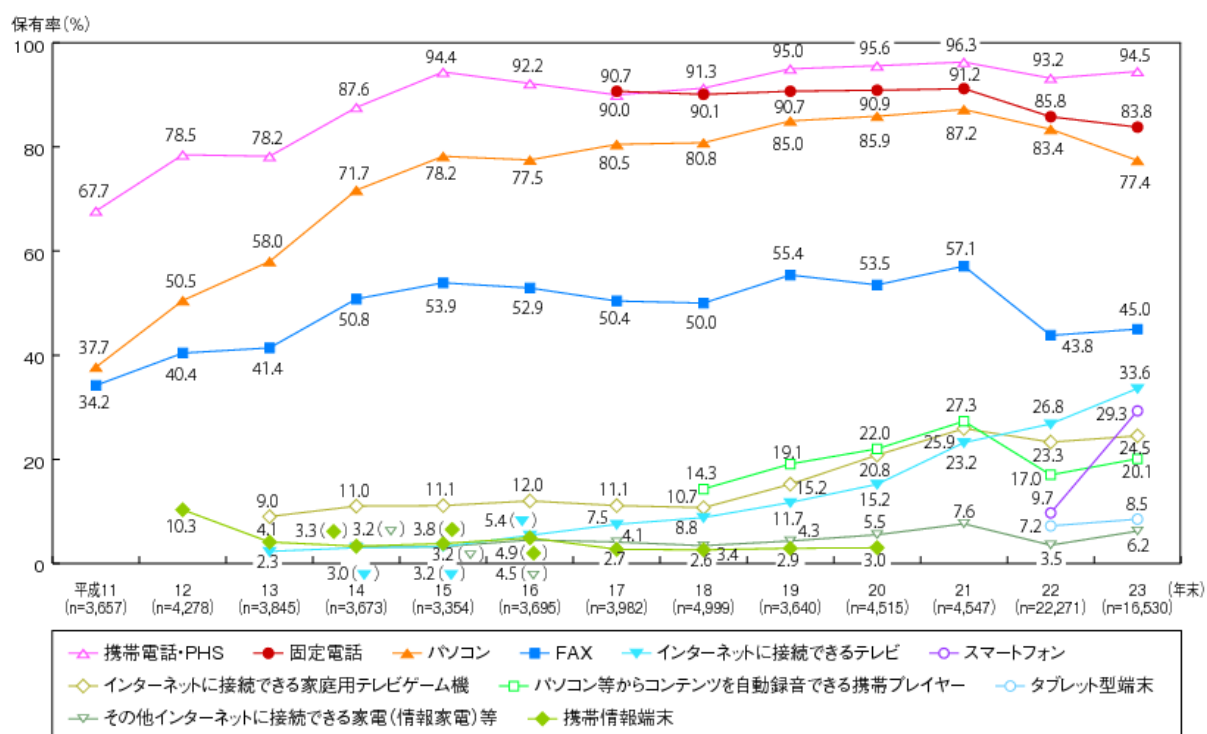
第2章 地域情報化の現状と課題

2.1. ICT及び情報化の社会動向

ICTの進展は目まぐるしく、ブロードバンドやモバイル、ワイヤレス通信などICTをめぐる環境変化は、多様なものとなっています。新しい技術やサービスの代表として、クラウドコンピューティング、スマートフォン、ソーシャルメディアなどが挙げられ、人々が、いつでもどこでもインターネットにつなぎ、さまざまなサービスが利用できる環境へと変化しています。

(1) 情報通信端末の世帯保有率

平成23年末の情報通信機器の普及状況について、「携帯電話・PHS※1」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ94.5%、77.4%となっています。また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン※2」は、29.3%（前年比19.6ポイント増）と急速に普及が進んでいます。



※1「携帯電話・PHS」には、平成21年末以降は携帯情報端末(PDA)も含み、平成22年末以降はスマートフォンを内数として含む。なお、スマートフォンを除いた場合の保有率は89.4%。

※2「スマートフォン」は「携帯電話・PHS」の再掲。

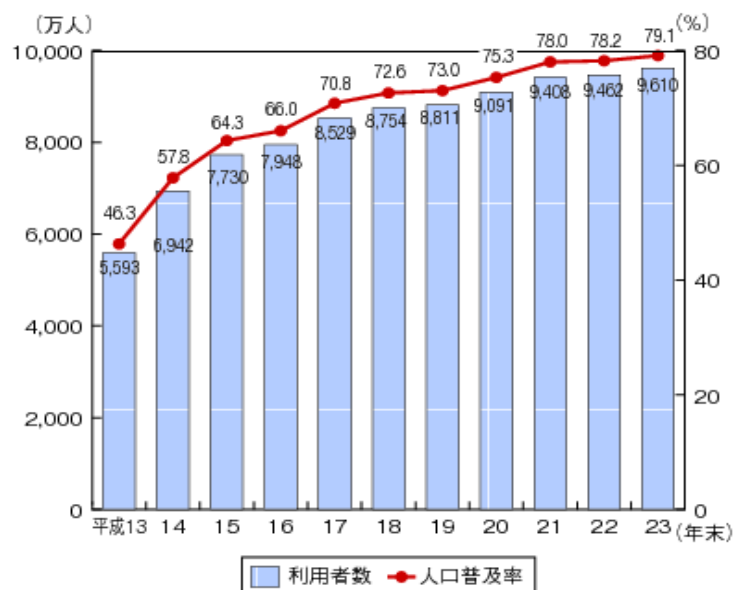
図表 2-1 情報通信端末の世帯保有率の推移

(出典 総務省「平成23年通信利用動向調査」)

(2) インターネット利用の人口普及率及び利用端末の種類

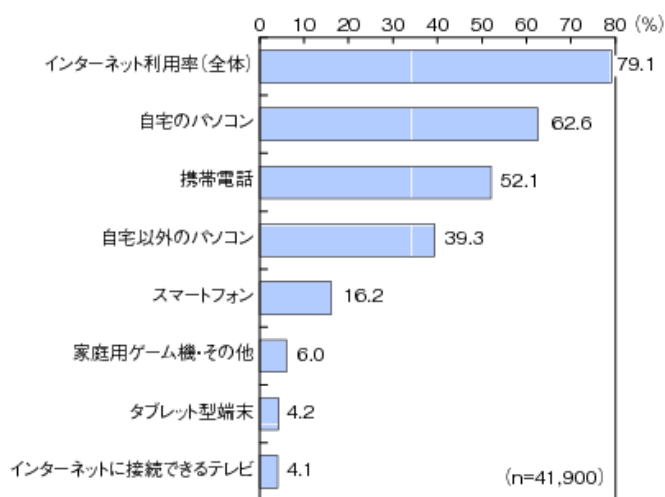
インターネットの利用状況において、平成23年末のインターネット利用者数は平成22年末より148万人増加して9,610万人(前年比1.6%増)、人口普及率は79.1%(前年比0.9ポイント増)となり、インターネット利用者数、人口普及率の双方が、昨年に引き続いて上昇しています。

また、端末別インターネット利用状況を見ると、「自宅のパソコン」が62.6%と最も多く、次いで「携帯電話」(52.1%)、「自宅以外のパソコン」(39.3%)となっており、「スマートフォン」は16.2%、以下「家庭用ゲーム機」、「タブレット型端末」、「インターネットに接続できるテレビ」と続き、利用場所や利用端末などに多様性が見られます。



図表 2-2 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移

(出典 総務省「平成23年通信利用動向調査」)



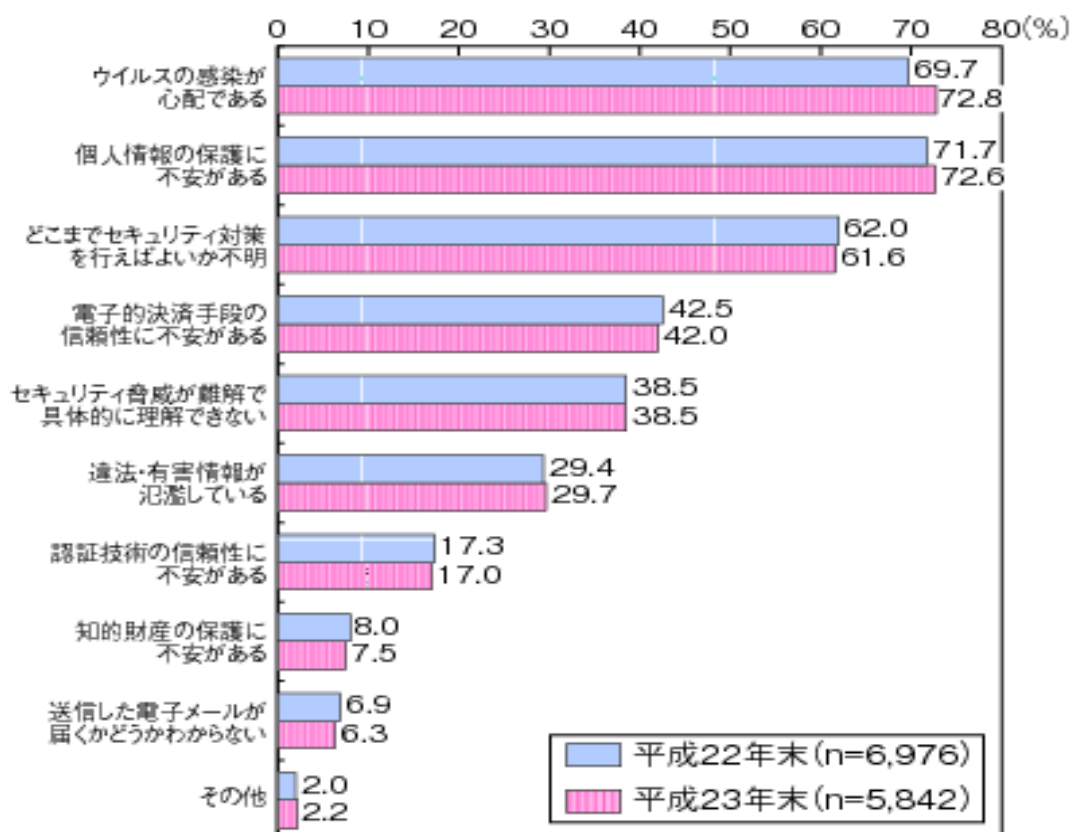
※ 当該端末を用いて平成23年の1年間にインターネットを利用したことのある人の比率を示す。

図表 2-3 インターネット利用端末の種類(平成23年末)

(出典 総務省「平成23年通信利用動向調査」)

(3) インターネット利用で感じる不安や情報通信ネットワーク利用上の問題点

「インターネットを利用したことがある世帯が、利用時にどのような不安を感じているか」については、72.8%の世帯が「ウイルスの感染が心配である」を挙げており、次いで、「個人情報の保護に不安がある」が72.6%、「どこまでセキュリティ対策を行えばよいか不明」が61.6%等と、コンピュータウイルスへの感染や個人情報保護への懸念が上位を占めています。

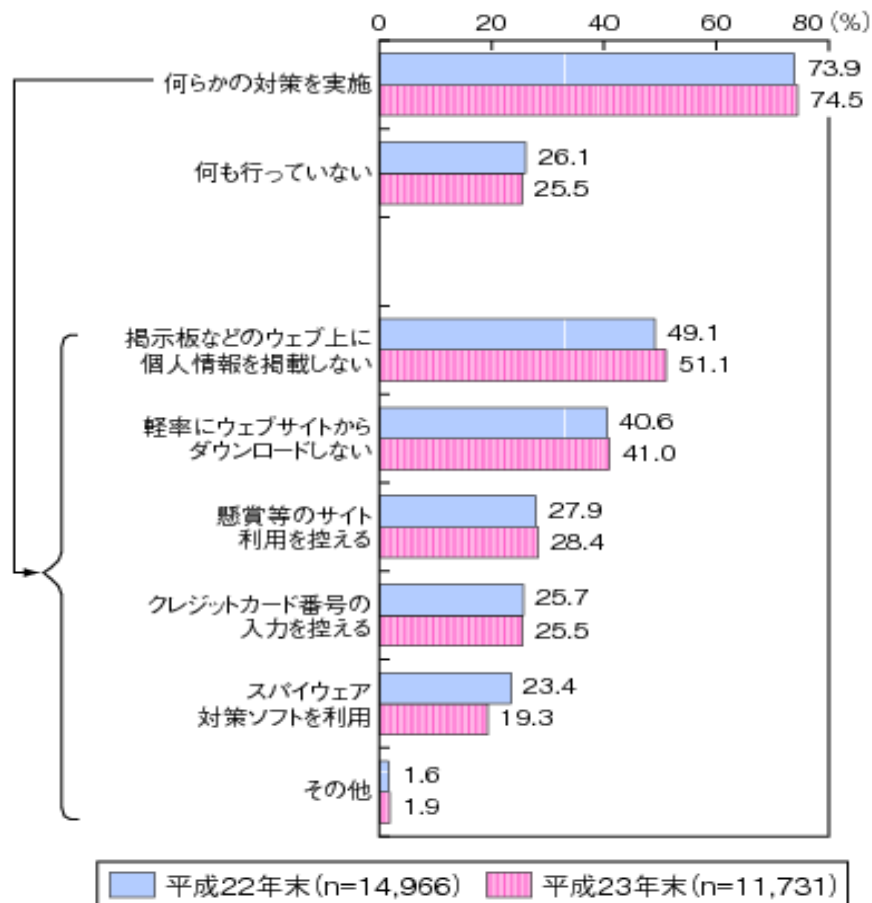


図表 2-4 世帯におけるインターネット利用で感じる不安(複数回答)

(出典)総務省「平成23年通信利用動向調査」

(4) 個人情報保護対策

個人情報保護のため、何らかの対策を実施している世帯の割合は74.5%で、平成22年末から0.6ポイント増加しています。主な対策としては、「掲示板などのウェブ上に個人情報を掲載しない」が51.1%で最も多く、次いで、「軽率にウェブサイトからダウンロードしない」が41.0%、「懸賞等のサイト利用を控える」が28.4%等と続き、7割を超える世帯が、専門知識がなくても実施できる対策を講じて個人情報の保護に努めていることがわかります。



図表 2-5 世帯における個人情報保護対策の実施状況(複数回答)

(出典)総務省「平成24年版情報通信白書」

また、タブレット型端末とはスマートフォンよりも大きな画面を直接触って操作する、平板型の携帯情報端末のことをいいます。

電子書籍や、教育機関の講義資料の閲覧に利用するなど、用途もよりパソコンに近いものとなっています。

最近では、電子書籍の閲覧に機能を絞った、より安価なものも販売され、電子書籍の普及も期待されています。



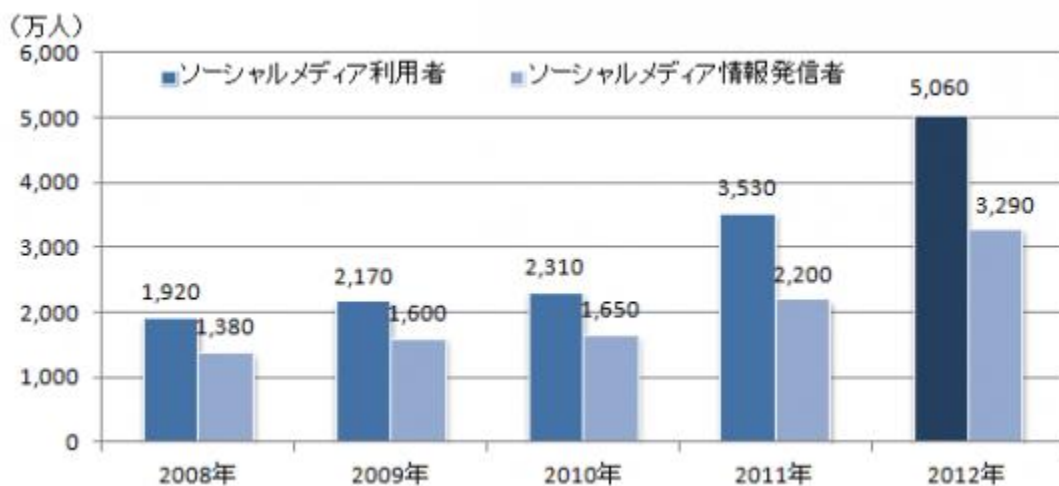
タブレット端末の例

(7) ソーシャルメディア

ソーシャルメディアとは、個人がインターネット上で不特定多数の人に情報を発信することで、それを閲覧した多くの人々が参加し、双方向でのユーザ同士のつながりを創造していくメディアのことです。SNS・ツイッター・ブログ・フェイスブックなどがその代表ですが、これらを利用して、文字情報だけでなく、個人が動画を作成して手軽にインターネット上に公開することができ、情報提供や情報伝達の形態も多様化しています。

平成16年にmixiやGREE、平成18年にはモバゲータウンなどのSNSがサービスを開始し、その後サービスを拡大しています。日本のソーシャルメディア人口の推計値は、平成23年(2011年)は3,530万人でしたが、平成24年(2012年)5月時点では1,530万人増加し、5,060万人となりました。ソーシャルメディア人口は特にこの2年間で伸びが加速しており、そのうち投稿や書き込み等、何らかの情報発信を行っているユーザは3,290万人と推計されます。これは、ソーシャルメディア利用者の65%に該当します。

さらにスマートフォン向けのコミュニケーションアプリであるLINEは、国内外を問わず無料で通話やメールをすることができ、平成23年(2011年)6月にサービスを開始して以来、急激にユーザ数を増やしています。2012年12月には世界で8,500万人(うち国内3,700万人)のユーザがおり、現在では1億人を突破しています。



図表2-8 ソーシャルメディア人口推計値

(出典)株式会社インプレスR&D「ソーシャルメディア調査報告書2012」

※SNSとは

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略であり、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス全般をいいます。日本最大の会員数を持つmixi、モバイル向けでゲームを主体としているGREEやモバゲー、海外では世界最大の会員数を持つFacebook、それに次ぐMyspaceなどがその代表例です。基本的な機能として、プロフィール機能、メッセージ送受信機能、ユーザ検索機能、コミュニティ機能などを有しています。匿名で参加できるものと実名登録が求められるサービスがあります。

また、自治体が主体となってSNSを提供し(地域SNS)、行政情報・災害情報と連携する事例や、市のホームページ・庁内コミュニケーションそのものをFacebookで実現する自治体も出てきています。

※Facebook(フェイスブック)とは

フェイスブック(Facebook)は、Facebook, Inc.の提供するSNSです。2004年にアメリカ合衆国の学生向けにサービスを開始し、その後一般にも開放され、日本語版は2008年に公開されました。13歳以上であれば無料で参加できますが、実名登録制となっており、個人情報の登録も必要となっています。

2011年9月現在、世界中に8億人のユーザーを持つ世界最大のSNSとなり、日本国内の利用者数は、2011年9月末に1,000万人を超えています。2010年から11年のチュニジアでのジャスミン革命、2012年のエジプト騒乱では、情報交換のためにフェイスブックが大きな役割を果たしたことが知られています。

また、一部自治体では、フェイスブックで市の公式ページを開設し、情報発信に利用しています。

※Twitter(ツイッター)とは

140文字以内の「ツイート」(tweet)と言われる短文を投稿できる情報サービスをいいます。tweetは「鳥のさえずり」の意味で、日本では「つぶやき」と訳され定着が進んでいます。前述のFacebook等も含め、災害時の即時性の高い情報提供、収集ツールとしても期待されています。

※LINE(ライン)とは

LINEはスマートフォン向けの無料電話・無料メール等のコミュニケーションツールを基本コンセプトとしたアプリです。チャットやIP電話などをスマートフォンに特化した形でサービスを提供し、さらに携帯電話のメールにおける絵文字に似たスタンプ機能が充実しているのが特徴です。

2.2. 国・県の動向

2.2.1. 国の情報化施策

2.2.1.1. 国の動向

平成22年5月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）は「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。続いて6月には「新たな情報通信技術戦略工程表」を策定し、その実現に向けて動きだしました。この戦略は、「国民本位の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」の3つを重点政策の柱とし、その目標と具体的な取り組みを示しています。以下、各政策について示します。

(1) 国民本位の電子行政の実現

(ア)2020年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ週7日24時間、ワンストップで行えるようにします。この一環として、2013年までに、コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等に設置された行政キオスク端末を通して、国民の50%以上が、サービスを利用することを可能とします。

(イ)2013年までに政府において、また、2020年までに50%以上の地方自治体において、国民が行政を監視し、自己に関する情報をコントロールできる公平で利便性が高い電子行政を、無駄を省き効率的に実現することにより、国民が行政の見える化や行政刷新を実感できるようにします。

(ウ)2013年までに、個人情報の保護に配慮した上で、2次利用可能な形で行政情報を公開し、原則としてすべてインターネットで容易に入手することを可能にし、国民がオープンガバメントを実感できるようにします。

(2) 地域の絆の再生

(ア)2020年までに情報通信技術を活用することにより、すべての国民が地域を問わず、質の高い医療サービスを受けることを可能にします。また、2020年までに、高齢者などすべての国民が、情報通信技術を活用した在宅医療・介護や見守りを受けることを可能にします。

(イ)2020年までに、情報通信技術を利用した学校教育・生涯学習の環境を整備すること等により、すべての国民が情報通信技術を自在に活用できる社会を実現します。

(ウ)2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現します。

(3) 新市場の創出と国際展開

(ア)環境・エネルギー、医療・介護、観光・地域活性化等の分野において、クラウドコンピューティング等の新しい情報通信技術の導入や関連する規制の撤廃等を進め、アジア市場の取り込みも視野に入れつつ、2020年までに約70兆円の関連新市場を創出します。

(イ)2020年までにスマートグリッドを一般化するとともに、情報通信技術を用いたゼロエネルギー住宅を標準的な新築住宅で、ゼロエネルギーオフィスをすべての新築公共建築物で、それぞれ実現すること等により、家庭及び業務部門において、率先してCO₂の排出を削減することを可能にします。また、2020年までに、高度道路交通システム(ITS)等を用いて、全国の主要道における交通渋滞を2010年に比して半減させることを目指しつつ、自動車からのCO₂の排出削減を加速します。

(ウ)2013年までに、新世代・光ネットワーク、次世代ワイヤレス、クラウドコンピューティング、次世代コンピュータ、スマートグリッド、ロボット、次世代半導体・ディスプレイ等の革新的デバイス、組み込みシステム、三次元映像、音声翻訳、ソフトウェアエンジニアリング等の戦略分野における産学官連携での集中的な研究開発を進め、我が国の情報通信技術企業が主要海外市場における知的財産権及び国際標準の戦略的な獲得、国際展開を可能とします。

この「新たな情報通信技術戦略」の特徴は、工程表を設け、各施策の実現に向けて、期限を区切って具体的取り組みを明記し、連携が必要な施策においては、個々の役割分担と達成すべき事項を明確にしている点にあります。

なお、ワンストップサービス等、利用者向けのサービスや自己の情報をコントロールする新しいしくみ等が整備される一方で、その実現には個人情報保護や情報セキュリティ対策に関連する法制度や技術的対策の整備等といった課題が存在します。

新たな情報通信技術戦略の重点政策の3つの柱(区分)とその目標、具体的な取り組みについて、次ページにまとめます。

区分	H22年度 (2010年度)	H23年度 (2011年度)	H24年度 (2012年度)	H25年度 (2013年度)	...	H32年度 (2020年度)
国民本位の電子行政の実現	目標 自宅やオフィス等の行政窓口以外で主要な申請や証明書発行手続き24時間365日ワンストップで実現（～2020年） コンビニ、行政機関、郵便局等のキオスク端末で国民の50%以上がサービスの利用を実現（～2013年） 政府、50%以上の地方自治体において、国民が行政の監視と自己の情報のコントロールを実現可能な行政の見える化を実現（政府：～2013年、地方自治体：～2020年まで） 個人情報保護に配慮した行政情報の2次利用が可能な形での公開、オープンガバメントを実現（～2013年）					
	具体的取組み ①これまでのICT投資の総括とそれを教訓とした行政刷新 ②行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定 ③行政ポータル抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上 ④国民ID制度の導入と行政監視の仕組みの整備 ⑤政府の情報システムの統合・集約化 ⑥全国共通の電子行政サービスの実現 ⑦「国と地方の協議の場」の活用 ⑧行政情報の公開、提供と国民の政治決定への参加等の推進 ⑨行政機関が保有する情報の活用 ※①②⑤⑦は目標達成に向けた共					
地域の絆の再生	目標 情報通信技術を活用することにより、すべての国民が地域を問わず質の高い医療サービスの享受ができ、また在宅医療・介護・見守りをうけることを実現（～2020年） 学校教育・生涯学習の環境を整備し、すべての国民が情報通信技術を自在に活用できる社会の実現（～2020年） すべての世帯にブロードバンドサービスを利用できる「光の道」を実現し、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上と地域活性化を実現（～2015年）					
	具体的取組み ①「どこでもMY病院」構想の実現 ②シームレスな地域連携医療の実現 ③レセプト情報等の活用による医療の効率化 ④医療情報データベースの活用による医薬品等安全対策の推進 ⑤高齢者等に対する在宅医療・介護、見守り支援等の推進 ⑥高齢者、障害者等に優しいハード・ソフトの開発・普及 ⑦テレワークの推進 ⑧児童生徒の情報活用能力の向上 ⑨教員の負担の軽減 ⑩図書館等公共施設の活用による生涯学習支援					
新市場の創出と国際展開	目標 環境・エネルギー、医療・介護、観光・地域活性化等の分野でクラウド等の新技術導入と関連規制撤廃による約70兆円の関連市場の創出（～2020年） スマートグリッドを推進、情報通信技術を用いたゼロエネルギー建築物による家庭・業務部門、高度道路交通システム等による渋滞半減によるCO2排出削減の実現（～2020年） 新世代・光ネットワーク等、戦略分野の産学官連携による集中的な研究開発の推進と情報通信技術企業の知的財産権・国際標準の戦略的獲得と国際展開の実現（～2013年）					
	具体的取組み ①スマートグリッドの推進と住宅やオフィスの低炭素化 ②人・モノの移動のグリーン化の推進 ③情報通信技術分野の環境負荷軽減 ④デジタルコンテンツ市場の飛躍的拡大 ⑤空間位置情報サービスその他の電子情報を活用した新市場の創出 ⑥高度情報通信技術人材の育成 ⑦アジア太平洋地域内の取組 ⑧国際物流における貨物動静共有ネットワークの構築 ⑨情報通信技術グローバルコンソーシアム組成支援 ⑩情報通信技術による公共調達市場の拡大 ※③⑥⑦⑨は目標達成に向けた共通的政策					
その他	安心・安全な情報セキュリティ環境の実現					
	政治活動に関する電子化					

図表 2-9 新たな情報通信技術戦略の概要

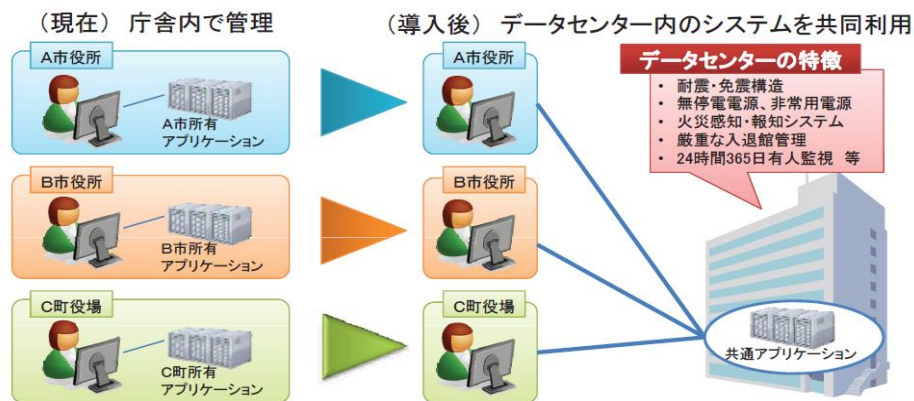
2.2.1.2. 自治体クラウド

国では、電子自治体※の基盤構築としてクラウドコンピューティングの活用を推進しています。総務省では、平成21年度から自治体クラウド開発実証事業に取り組んでおり、地方自治体の情報システムを耐震性やセキュリティ等に優れたデータセンターに集約し、業務パッケージソフトウェアを市町村が共同で利用することによって、割り勘による利用を促進し、情報システムの効率的な構築と運用の実現を目標としています。この地方自治体における情報システムのクラウド化を「自治体クラウド」と呼びます。

この自治体クラウドの導入は、昨今の著しい技術革新に伴うネットワークの高速化、広域化による進展などを背景とし、地方自治体での業務効率化、市民サービスの向上などを目的として進められています。東日本大震災の発生により、行政事業の継続性確保や事業継続計画(BCP)を検討する上で、地方自治体が、堅牢なデータセンターに情報システムを設置してクラウドとして情報システムを利用する動きもみられます。

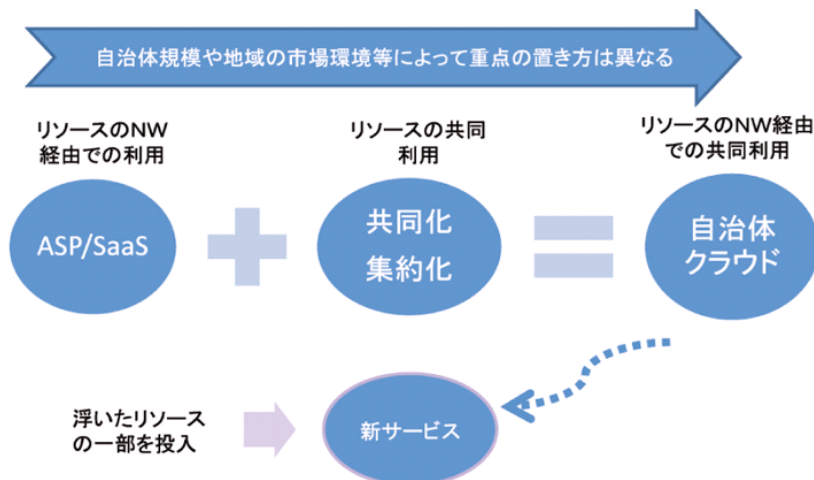
※電子自治体とは

コンピュータやネットワークなどのICTを、行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするものです。



図表 2-10 自治体クラウドのイメージ

(出典 総務省「自治体クラウドの現状と今後の課題」平成24年1月)



図表 2-11 自治体クラウドの基本的な考え方

(出典 総務省「自治体クラウドの現状と今後の課題」平成24年1月)

2.2.1.3. 今後予定されている法制度改正

本市の地域情報化計画を検討する上で、重要な法制度改正について以下に示します。

(1) 社会保障・税番号制度(マイナンバー(個人番号)の活用)

社会保障・税番号制度は、「新たな情報通信技術戦略」の重点施策の一つであり、正確な本人確認を前提に、国民一人ひとりに付番されるマイナンバー(個人番号)を活用して行政機関での情報共有の推進と国民自己の情報をコントロールが可能な電子行政の共通基盤を目指しています。

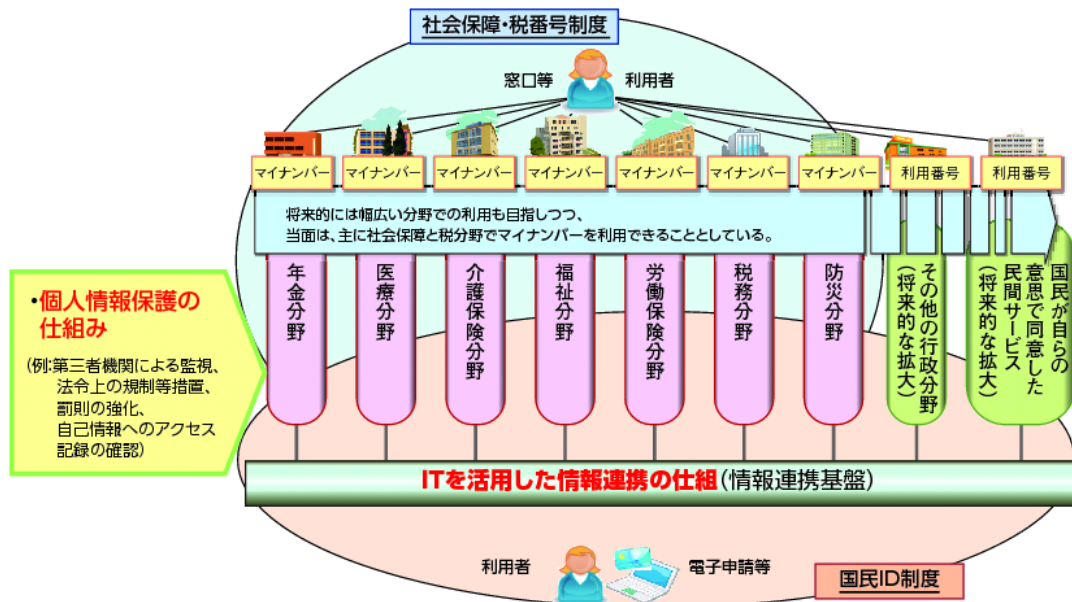
マイナンバー(個人番号)は社会保障・税・防災の分野において、「個人が利用する番号」であり、窓口で提示したり、申告書に記入したりするため、利用者にとって「見える番号」となります。これにより、「よりきめ細やかな社会保障給付の実現」や「所得把握の制度の向上等の実現」、「自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供」などが期待されています。

一方で、「国民ID」と呼ばれている番号が別に存在しています。これは、幅広い行政分野におけるデータ連携を行う際、「コンピュータの処理に利用される番号」であり、利用者にとって「見えない」番号となります。これにより行政機関手続きのワンストップ化の実現が検討されています。

社会保障・税番号制度の中では、国民IDを含む、個人を識別する仕掛けを総称して“符号”と呼んでおり、この“符号”の利用範囲は、制度開始から5年後に見直されることになっています。

国は、この制度が社会保障と税の一体改革を進める上でも重要な制度となることから、マイナンバー法案(正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」)等を平成24年(2012年)2月に閣議決定し、国会で継続審議としていました。

しかし、平成24年(2012年)11月16日の衆議院解散でマイナンバー法案は廃案となりましたが、安倍政権となった政府は、平成25年(2013年)3月1日に閣議決定し国会へ提出したことにより成立する公算が大きくなり、制度の実施は平成28年(2016年)1月からの見通しとなりました。



図表 2-12 社会保障・税番号制度及び国民ID制度のイメージ

(出典)総務省「平成24年版情報通信白書」

(2) 障害者総合支援法(平成25年4月)

日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう「障害者総合支援法」が施行されます。

(3) 国民健康保険退職者医療制度の終了(平成26年度)

平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月に医療保険制度の一部が改正され、新たな高齢者医療制度が制定されたことに基づく制度改定が予定されています。

(4) 国民健康保険の一部及び全部の都道府県移管(時期未定)

市町村国民健康保険は、小規模なものが多く、財政不安定となりやすいことや、被保険者は、無職の方や高齢者が多く、保険税負担能力が低い一方、医療費は高い傾向にあるなど厳しい状況におかれています。こうしたことから、国民健康保険税財政の安定化を目指し、広域的な事業運営推進が都道府県単位で検討されています。

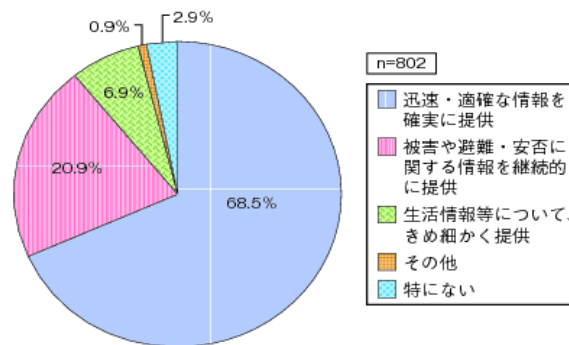
2.2.1.4. 各自治体におけるICT利活用事業の状況

(1) 東日本大震災における情報提供の取り組みと課題

平成23年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強など広い範囲で強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が生じました。この東日本大震災においては、地方自治体から住民に対する情報提供について、様々な取り組みがなされたものの、課題も指摘されています。

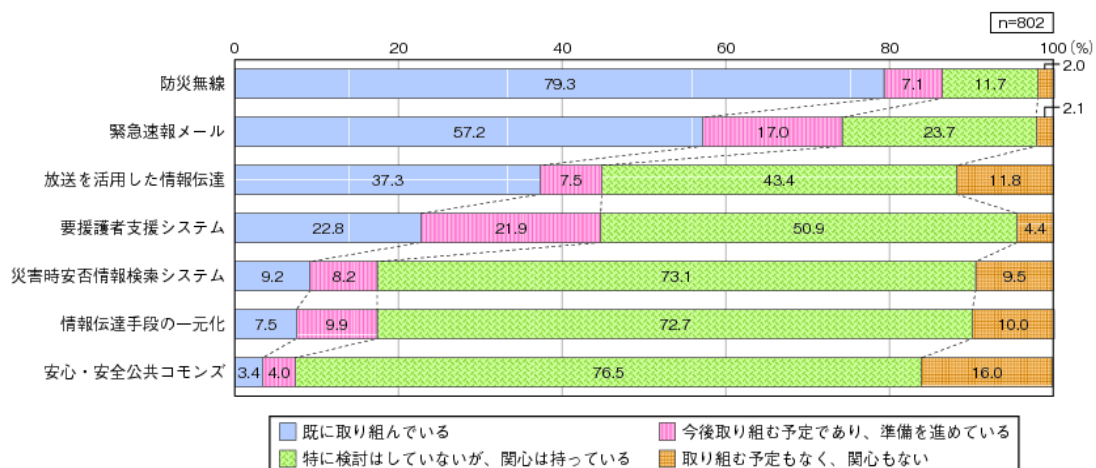
この東日本大震災を踏まえ、地方自治体にとって、災害時における住民への情報提供の課題について、「発災時の迅速・適確な情報提供」、「災害による被害や避難・安否に関する継続的な情報提供」、「地域密着情報のきめ細かな提供」の3段階で国が調査したところ、「発災時の迅速・適確な情報提供」が68.5%と最も回答が多いという結果となりました。この結果から、発災直後にいかに住民に対して情報を提供するか、ということに対して、地方自治体の高い関心が伺えます。

また、震災を踏まえた地方自治体の具体的な災害情報提供に関しては、これまでも防災無線などの取り組み等が行われてきていますが、緊急速報メール、放送の活用など、発災直後の情報提供の充実に向けても、地方自治体の関心が高まっていることが分かります。



図表 2-13 災害時の住民への情報提供の課題

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)



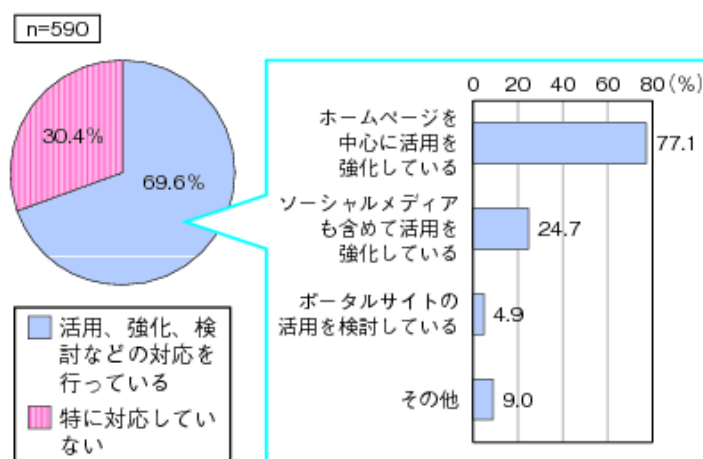
図表 2-14 東日本大震災を受けて、住民への災害情報の提供に関する取組の状況

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)

(2) 災害時におけるインターネットの活用

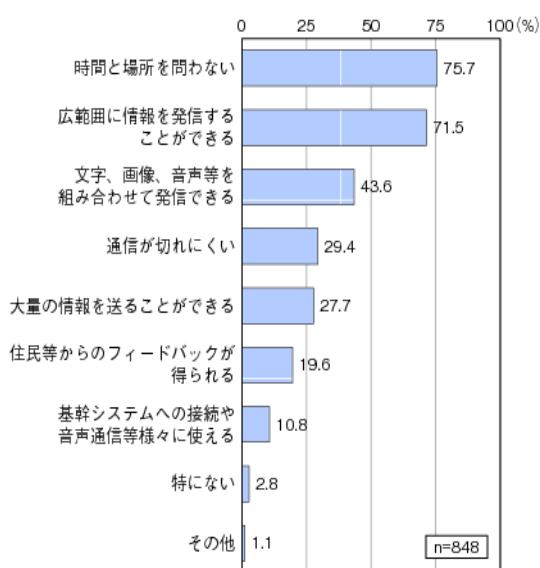
東日本大震災においては、ソーシャルメディアをはじめとするインターネットの活用が指摘されました。地方自治体では災害時におけるインターネットの活用について、全体の約7割の団体が震災を契機として活用を強化しており、震災を踏まえた地方自治体の意向の変化が伺えます。その具体的な内容としては、ホームページを中心とした活用が多いものの、ソーシャルメディアの活用やポータルサイトの活用を挙げる地方自治体も存在し、多面的な取り組みが進められていることが分かります。

インターネットの利活用を進める上での利点としては、「時間・場所を問わないこと」、「広範囲に情報を発信すること」等を挙げる地方自治体が多くみられました。一方で課題面も指摘されており、「確実に受け手に情報が届くかわからない」、「全員がインターネットを使えるわけではない」、「誤った情報等が流れる」等の回答が多くみられました。

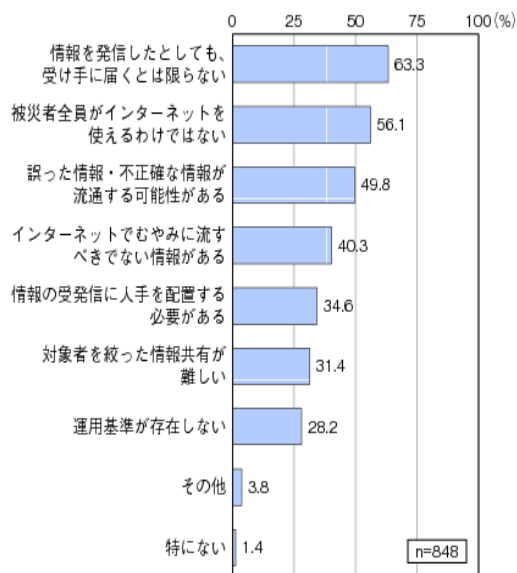


図表 2-15 震災を踏まえた災害時におけるインターネットの活用について

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)



図表 2-16 災害時にインターネットを利用する利点



図表 2-17 災害時にインターネットを利用する課題

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)

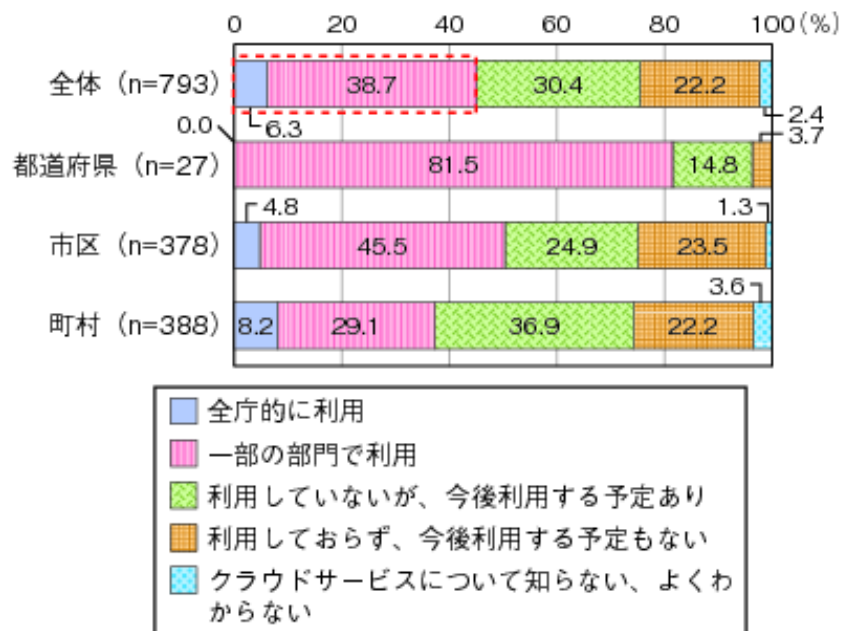
(3) クラウドサービスへの期待

東日本大震災においては、自治体の庁舎が壊滅・損壊する、住民データ等が消失するなどの被害が発生し、業務執行が困難となるケースが発生しました。一方、クラウドサービスは、庁舎から離れた場所にあるデータセンターの資源を活用して業務を行うもので、仮に災害等で庁舎において業務が継続できない事態になったとしても、仮庁舎と当該データセンターとの間を結ぶことにより、早期に業務の再開が可能となるほか、住民データ等の保全も実現の可能性があります。

総務省において開催した自治体クラウド推進本部有識者懇談会の取りまとめ(平成23年6月)においては、「コスト面だけでなく、災害時の業務継続や早期の行政機能回復を図る観点から、導入について検討を行うべきである」という提言もなされました。

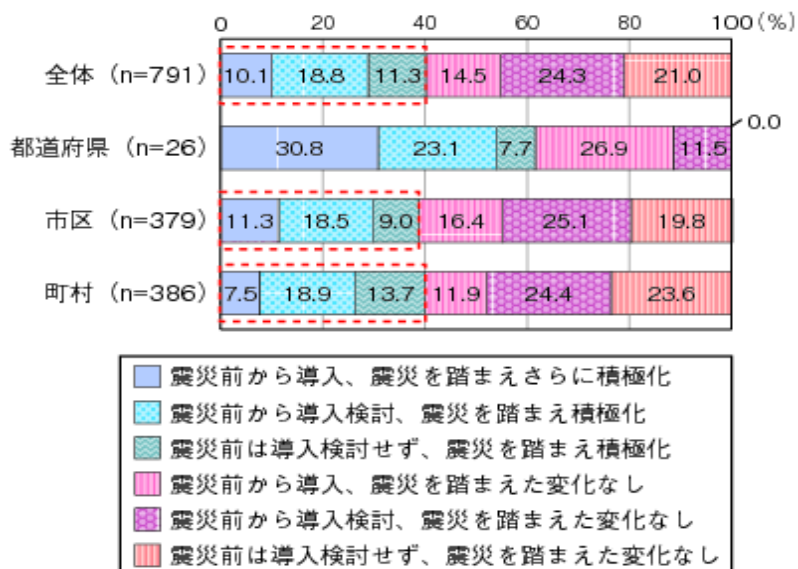
このような背景も踏まえ、地方自治体におけるクラウドサービスの利用状況においては、全庁的に利用している地方自治体が6.3%、一部の部門で利用していると回答した自治体を含めると45.0%に及びます。自治体別にみると、都道府県での利用はないものの、市区町村では全庁的なクラウドサービス利用がみられ、特に町村では8.2%と比較的多くなっています。これは規模的に全庁的な導入がしやすいことが理由と考えられます。また、クラウドサービスについて導入検討を進めている団体は、全体で79.0%となっており、都道府県に限ると全ての自治体で導入検討が進められています。特に、東日本大震災を踏まえ、より積極的に導入又は導入検討を進めていると回答した団体は全体では40.2%、市区及び町村でも約4割に達しており、クラウドサービスに対する導入・検討に向けた意向が増加していると言えます。

なお、クラウドサービス導入においては、これまでも利点とともに課題も指摘されてきており、地方自治体からは、利点として「自前の資産、保守体制が不要」「バックアップとしてのデータの保管」「停電になってもサービスを利用できる」等が挙げられていますが、一方で、課題として「ニーズに応じたカスタマイズができない」、「セキュリティが不安」、「ネットワークの安定性が不安」などが挙げられています。



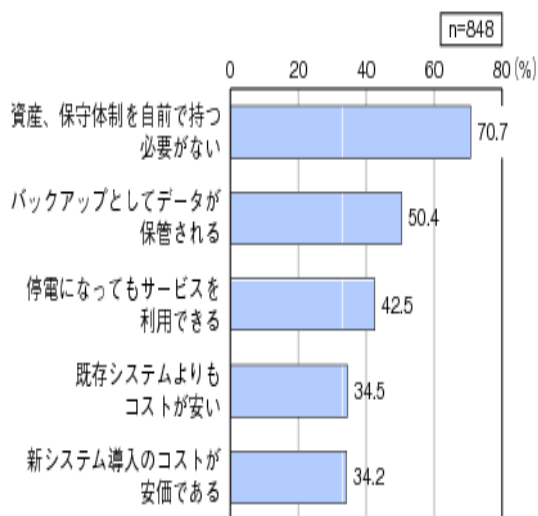
図表 2-18 クラウドサービスの利用状況

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)

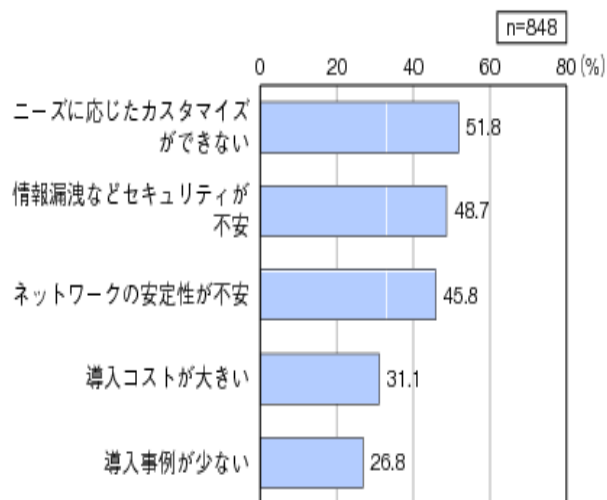


図表 2-19 クラウドサービスの導入・検討状況

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)



図表 2-20 クラウドサービス導入における利点



図表 2-21 クラウドサービス導入における課題

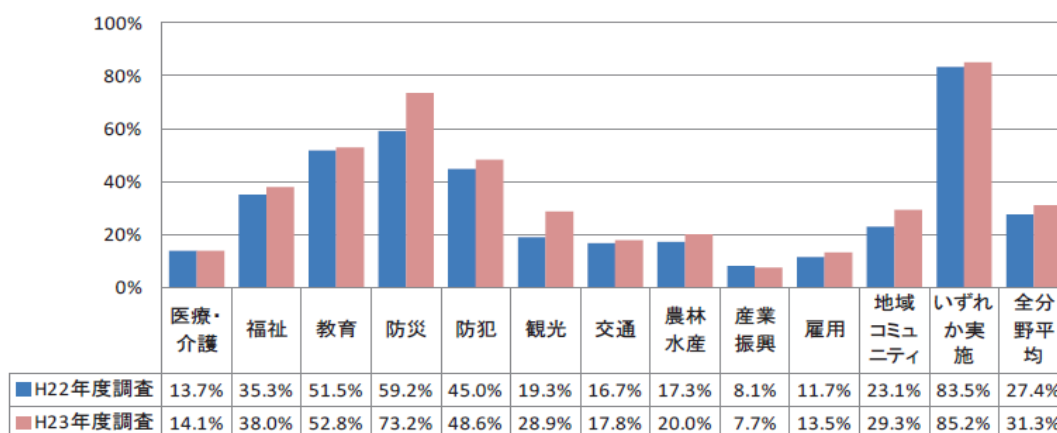
(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)

(4) 各行政分野でのICTの利活用について

総務省では、地方経済の活性化や少子高齢化への対応等、地域が抱える諸課題の解決手段としてICTの利活用が重要であると捉え、これらの課題解決を目指す先進的なモデルづくりを行い、各地域の成果を全国へ普及するための支援を行っています。これによる効果が各地で出始めており、様々な地域でシステム導入に向けた動きが始まっているところです。

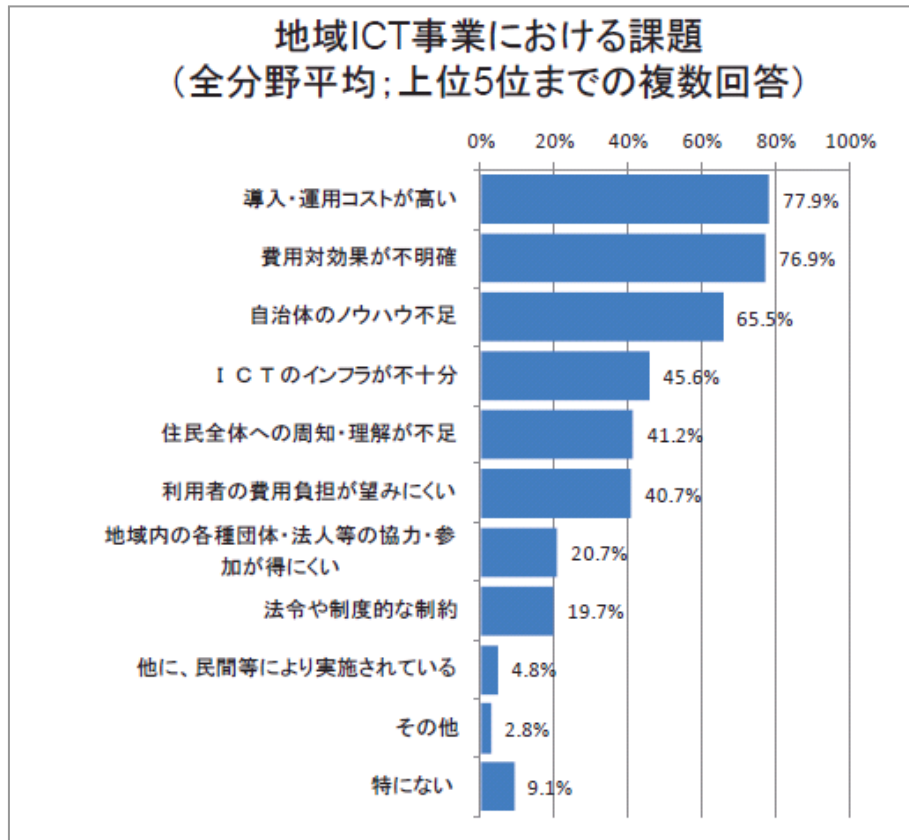
この調査結果の概要によればICT利活用については、防災、教育、防犯、福祉分野での取り組みが全国的に進んでおり、今後は、交通、観光分野への取り組みについても期待されています。一方で、地域ICT事業に取り組む上での課題として「導入・運用コスト」「費用対効果」といった費用面での課題が多く挙げられています。以下の課題としては、「ノウハウ」「インフラ」「利用者の理解」が認識されています。

地域ICT利活用事業実施率（経年変化 平成22年度基準）



図表 2-22 地域 ICT 利活用事業の取組状況（平成22年度・23年度調査）

（出典）総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」（平成24年）



図表 2-23 地域ICT利活用における課題(全分野平均: 上位5位までの複数回答)

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)

地域におけるICT利活用事業の具体例1(防災分野)

＜岐阜県岐阜市「地域防災ICTモデル構築事業」平成19年度～平成21年度＞

ICTによる防災業務の高度化を実現するため、災害情報を迅速かつ的確に収集・一元管理し、3つのシステムで構成される「岐阜市総合防災情報システム」を構築しました。この3つのシステムとは、庁内、出先機関、避難所等との防災情報や映像情報の共有環境である防災情報システム、岐阜県と防災情報の共有を図り、警戒期から発災に至る情報の広域的な収集・提供を可能とする防災情報共有システム、並びに公園の監視カメラによる撮影、映像保存、閲覧を可能とするシステムです。

■防災情報システム

「災害名管理機能」「配備体制管理機能」「避難勧告・指示管理機能」「避難所管理機能」「被害情報管理機能」などで構成されており、災害発生時における、配備体制の確立や避難者情報・被害情報の登録・管理・集計・共有などが迅速に行えるシステム。

■防災情報システム

岐阜県及び岐阜市から提供する県内における防災関連情報を一元的に表示・更新が行えるシステム。

■映像情報システム

長良公園に設置した監視カメラで、24時間の撮影・映像保存・閲覧が可能なシステム。

地域におけるICT利活用事業の具体例2(福祉分野:子育て、健康)

＜岩手県遠野市「遠野型すこやかネットワークによる保健福祉情報活用モデル事業」平成20年度＞

市の重要課題である市民一人ひとりの生涯にわたる「健康づくり」と「自立した生活」を、ICTと関係機関相互のネットワークを活用して、保健・福祉分野の情報取得と、健康管理を応援するためのツールを提供する目的で、以下の3つの事業で構築されました。

■助産院「ねっと・ゆりかご」

- ・医師不在の中、地域のマンパワー(助産師)による妊産婦さんの不安を軽減
- ・妊産婦さんの通院に伴う負担、送迎に伴う家族の負担軽減(トラベルコスト軽減)

■すこやか電子手帳

- ・身近なアイテムで健康管理が可能

■健康増進ネットワーク

- ・参加者の行動変容と健康改善の効果

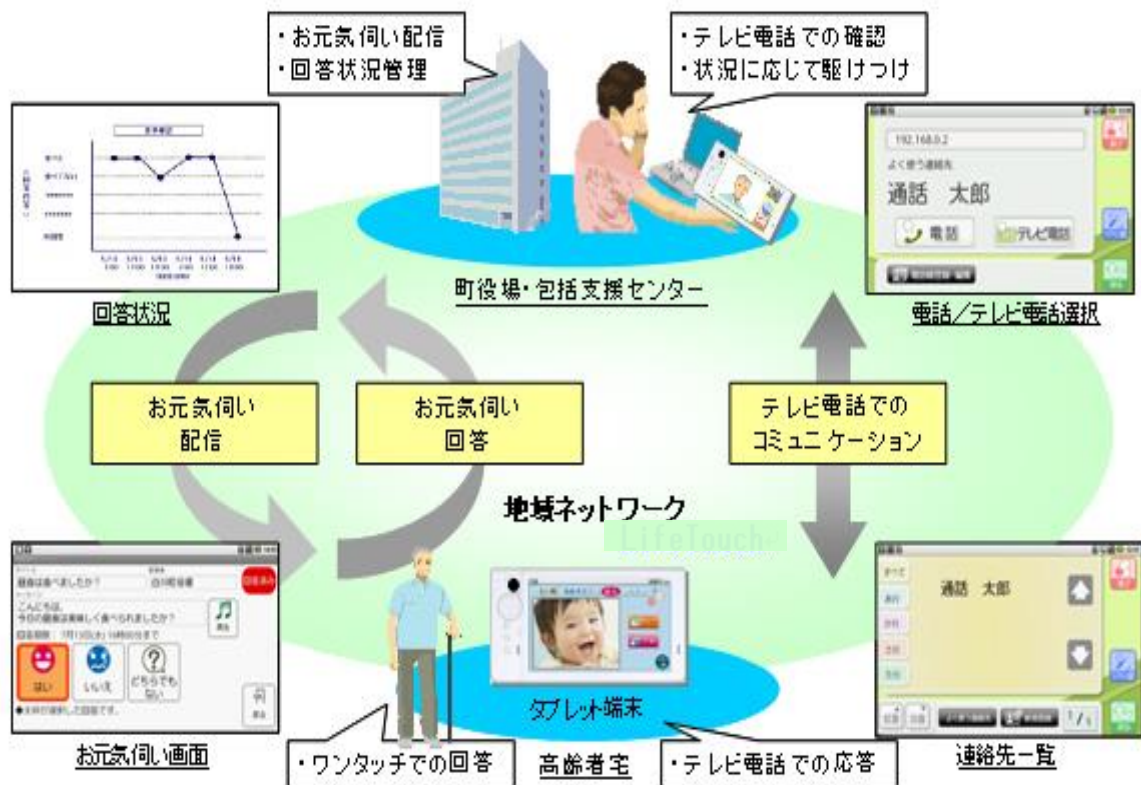


図表2-24 「遠野型すこやかネットワークによる保健福祉情報活用モデル事業」構成イメージ

地域におけるICT利活用事業の具体例3(福祉分野:高齢者見守り支援)

<岐阜県白川町 平成23年度>

岐阜県白川町では2012年から、「高齢者見守り安心システム」を導入しています。高齢者宅に設置した端末画面に、町役場から「お元気ですか」とメッセージを配信し、そのメッセージへの返信をもとに高齢者の安否確認を行います。回答のないときは電話による確認を行い、電話に出られないときは、近所の見守り協力員に連絡して訪問してもらうことで安否確認を行います。テレビ電話として利用でき、利用者が家庭から町保健福祉課内の保健師に相談するといった活用も行えます。



図表2-25 岐阜県白川町高齢者見守り安心システム構成イメージ

地域におけるICT利活用事業の具体例4(防犯分野:子どもの安全確保)

＜北海道岩見沢市「地域コミュニティ協働型児童見守りシステム構築・検証事業」平成21年度＞
 学校・家庭・地域(町内会等)の連携のもと、児童の登下校時における安全確保に寄与するICT利活用システムの構築と実フィールド上での利用検証を以下の機能で行いました。

■登下校確認(メール配信)

見守りセンターノード(IPカメラ等付)が設置された学校及び児童館の出入り口等通過時に保護者にメール送信。

■状態把握

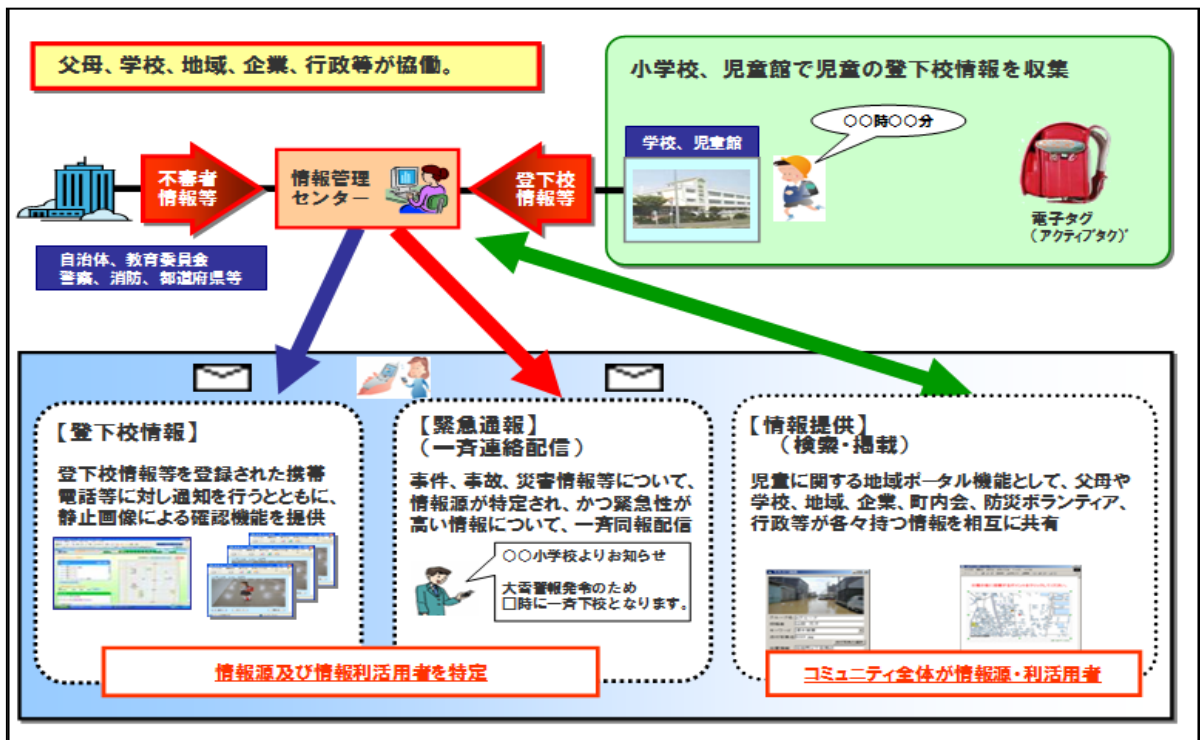
登下校時確認メールに記載された専用ホームページにアクセスすることで、通過時間や通過場所、経路等を地図や写真等により確認。

■情報提供

専用ホームページにおいて、児童の安心安全に関する情報を行政、町内会、住民等が共有。

■危険通報(不審者情報等一斉同報)

保護者等に不審者情報等をメール送信。



図表2-26 北海道岩見沢市「地域コミュニティ協働型児童見守りシステム」概要

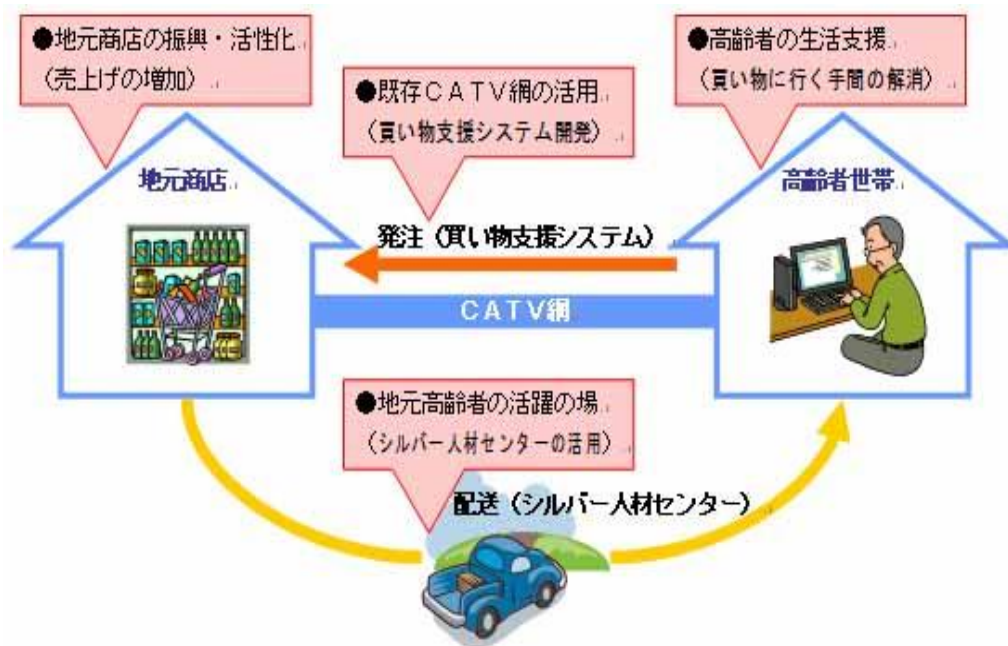
地域におけるICT利活用事業の具体例5(福祉分野:買い物支援)

<鳥取県 日南町、島根県 奥出雲町 過疎地域でのCATV網の多目的活用調査研究事業>

鳥取、島根の両県は、次期過疎対策においては、広域連携対策が重要な政策課題になると考え、県境を接する日南町・奥出雲町をフィールドに、総務省の補助事業により、CATV網(FTTH対応)を活用した、生活支援サービス(買い物支援システム)の有効性について地元商店・モニター家庭の協力を得て、調査・研究を行いました。

■買い物支援システムの基本的な流れ

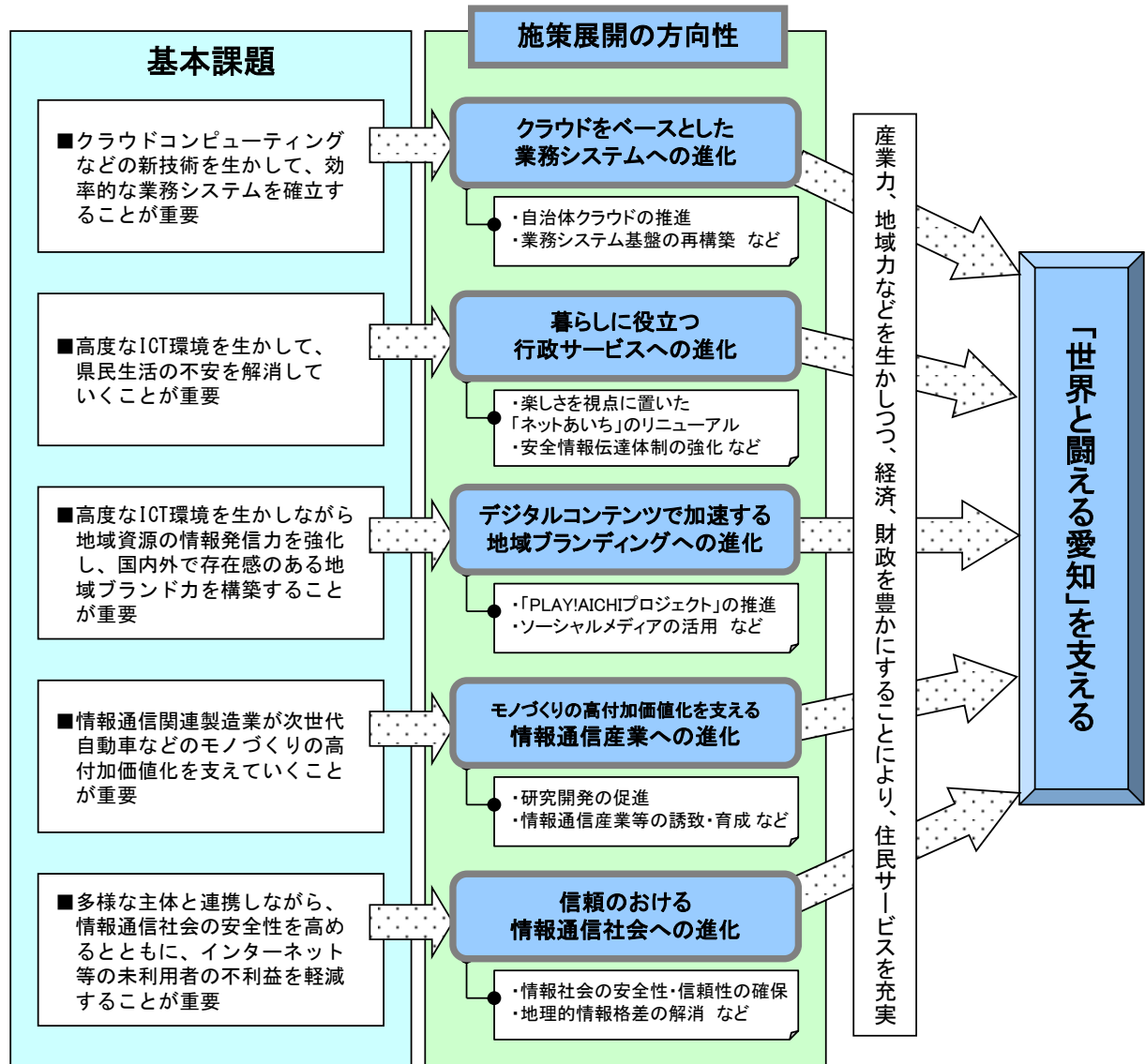
1. 各商店が商品をシステムに登録(陳列)します。
2. 利用者(モニター家庭)が端末機器やテレビ画面上で商品の注文をします。
3. 商店が注文情報を参照し、配送準備(梱包、配送リスト)をします。
4. 配送受託者(シルバー人材センター)が各商店を廻り配送商品及び配送リストを受け取ります。
5. 配送受託者が配送先を順次廻り、商品と引き換えに代金を受け取ります。
6. 配送受託者が代金を商店に渡します。



図表2-27 鳥取県 日南町、島根県 奥出雲町 「買い物支援システム」の調査研究イメージ

2.2.2. 県の情報化施策

愛知県では、ICTを活用して豊かな県民生活と活力ある地域社会を実現するため、ICTに関する第3次の総合指針として「あいちICTアクションプラン2015」を策定しました。目標年度を2015年度(平成27年度)に定め、基本目標を「『世界と闘える愛知』を支える」とし、ICTにおける外部環境の変化や、地域特性・県庁の特性の現状を分析した結果、以下の方向性及び施策を示しています。



図表2-28 「あいちICTアクションプラン2015」概要

2.2.2.1. 愛知県における自治体クラウド推進の動向

愛知県は、「あいち電子自治体推進協議会」の中に、「自治体クラウド事業部会」を設置し、IT経費の削減や災害対策の強化を目的とし、「あいち自治体クラウド推進構想」を推進しています。

背景として、地方自治体業務に対するクラウド導入は、行政コストの大幅な圧縮、実質的な業務の標準化の進展、住民サービスの向上のための電子自治体の確立などの観点から喫緊の政策課題となっており、平成22年7月30日には総務省に「自治体クラウド推進本部」が設置されました。また、国の「新たな情報通信技術戦略工程表」のうち、「全国共通の電子行政サービスの実現 工程表」では、地方自治体システムのクラウド化移行の促進がうたわれています。

また、クラウド化により自治体システムのコストダウンが図れることが、総務省の実証実験、先行事例により判明してきており、各自治体における今後のクラウド化推進を後押ししています。

自治体クラウド事業部会において、自治体クラウド化を推進するにあたり、複数自治体で共同評価グループが構成されています。

※あいち電子自治体推進協議会とは

愛知県及び県内全市町村(名古屋市を除く)が、共通の目標である電子自治体化を、経費や人的な面で効率よく、地域全体として格差なく、早期に実現することを目的に平成15年4月に設立した協議会

あいち自治体クラウド推進構想

1. 背景

国が平成22年6月20日に発表した「新たな情報通信技術戦略工程表」のうち「全国共通の電子行政サービスの実現 工程表」に地方自治体システムのクラウド化の促進がうたわれており、都道府県に対しては市町村のクラウド化移行への協力が、市町村に対しては自治体クラウド方針を策定するよう要請されている。

クラウド化により自治体システムのコストダウンが図れることが総務省の実証実験及び各自治体の先行事例により判明してきたため、各自治体はクラウド化を推進しなければならない。

自治体クラウド:自治体の情報システムを個々の団体・個々の機器で運用するをやめ、データセンターにある情報システムを複数団体で共同利用するもの。

4. 自治体クラウドイメージ

各市町村の特性より大きく3パターンを想定する。

- 小規模自治体: オールインワンパッケージのクラウドサービスを利用
- 中規模自治体: システム毎に自団体に合ったクラウドサービスをそれぞれ利用
- 大規模自治体: カスタマイズせざるを得ないシステムを多く有す自治体はプライベートクラウドを利用

○業務はX社、×業務はY社のクラウドを契約します。今度おしりに申し購えようかな？

私は会社のオールインワンのクラウドです。

わたしたちは独自のオールインワンのクラウドです。

2. 目標

愛知県内の各自治体が自らの事情に合った自治体クラウド方針を策定し、最も効率的なタイミングで実現して、IT経費の削減(目標30%)及び災害対策の強化を目指す。

5. スケジュール

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	...
自治体クラウド推進 準備等策定	自治体クラウド推進 準備等策定	地方自治体のクラウドを活用したシステム導入推進	地方自治体のクラウドを活用したシステム導入推進	
あいち自治体クラウド構想の決定	あいち自治体クラウド構想の決定	国と地方自治体のシステム連携調査	国と地方自治体のシステム連携設計・構築	国の構築
		国民に制度周知	国民に制度実行	
	団体ごとのクラウド推進計画の策定	団体ごとのクラウド推進計画の策定	団体ごと自治体クラウドの実現	

3. メリット

コストの削減

- 情報システム・運用等の共同利用により調達コストを削減する。
- 愛知県内向けパッケージ開発により個別カスタマイズによるコストを削減する。

災害に強い行政事務

クラウドは災害に非常に強いデータセンター内にある。遠隔地のクラウドにデータのバックアップを取れば万が一データセンターが破壊されても復旧が可能。同じサービスを使う他自治体に協力を仰ぐことが可能。

個々の自治体を超えた連携

- 同じサービスを使う自治体同士の連携による同じ悩みの共有・対策依頼、サービスの使い方についての相談等により業務遂行を向上させる。

サービスを選ぶ場の構築

複数のクラウドサービス移動によりクラウドサービスの自由な切替が可能(自治体クラウドの最終目標)。

図表 2-29 あいち自治体クラウド推進構想

2.3. 本市情報化の現状

2.3.1. 新都市地域情報化計画書における主眼とその具体的取り組みについて

(1) 主眼

「新都市地域情報化計画」は、平成16年8月策定の新市まちづくり計画(新市建設計画)を受け、本市の地域情報化の方向性を示すとともに、以下の2つを計画策定の主眼として策定しました。

- ・高度情報化社会に対応した地域情報ネットワークを構築するための情報通信基盤整備を通じ、テレビ難視聴やブロードバンド環境の改善、携帯電話不感エリアの解消など情報格差の是正
- ・本庁と支所等を結ぶ情報通信網の整備による、防災・教育・福祉・医療・窓口業務などの各種情報・証明発行サービスの充実を図ることによる電子自治体の構築の推進

(2) 情報通信基盤整備

主眼の一つである情報通信基盤整備については、具体的には、市全域における光ファイバによる双方向の超高速情報通信網を整備して、その基盤を活用した市全域での①ケーブルテレビサービスの提供や②光インターネットサービスの提供、及び③地域公共ネットワークの整備(公共イントラ)、並びに④携帯電話エリア整備を主な事業として策定しました。

本計画書に基づき、平成20年5月には、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金事業等で、①、②、③の事業が実現し、また④の一部のエリア(2箇所)についても並行して事業を実施しました。

④の携帯電話エリア整備については、平成22・23年度の2か年で、整備された光ファイバ設備(伝送路 9ルート)や愛知県情報通信格差是正事業(移動通信用鉄塔施設整備事業 7箇所)の活用により、9箇所(2箇所については、携帯電話事業者の鉄塔自主整備、市の光ファイバ施設の貸与)の携帯電話不感エリア解消がほぼ実現しました。なお点在する携帯電話不感エリアについては、フェムトセル※サービスの誘致を検討することにより広義の意味で100%の解消を目指します。またソフトバンクのプラチナバンドサービスが平成24年7月に開始され、同年度内に1万数千局、平成25年度末には2万数千局に拡大を計画しているなど、今後つながりにくいエリアの解消が期待されています。

※フェムトセルとは

一般家庭や小規模オフィス向けの携帯電話用の超小型基地局として動作をする通信機器のことです。

(ア) 光ファイバネットワーク整備事業

- ・18年度(補正) (国) 地域情報通信基盤整備推進交付金事業
(県) 三河山間地域情報格差対策費補助金事業
- ・整備対象地域 市内全域

(イ) 移動通信用鉄塔施設整備事業

- ・22・23年度 (県) 三河山間地域情報格差対策費補助金事業
- ・整備対象地域 携帯電話不感エリア(7箇所)

(3) 電子自治体構築の推進

もう一つの主眼である、新市まちづくり計画(新市建設計画)の7つの基本方針※を機軸にした地域情報化の主要な施策の推進を行うべく、段階的なシステム導入について検討することを示しました。

これらについては、情報システム課や各担当課において調査や検討を重ね、今後の効率的な情報化投資と本市の喫緊の懸案でもあったブロードバンド環境に対応するための情報基盤整備を優先して実施することとしました。これまでは、市ホームページで技術的な知識がなくても情報を発信することが簡単にできるCMS(コンテンツマネジメントシステム)、小中学校の情報発信を積極的に行うための教育システムの整備、教職員の情報共有・発信に不可欠なグループウェアの導入などを行ってきました。

また、本市教育システムの整備として実施した各学校ホームページの開設においては、現在小中学校のホームページ更新回数は1日あたり1.8回、児童生徒数から見た閲覧率は48.0%であり、これは児童生徒の家庭の約半数、もしくは2日に1回の割合でホームページを見ているという計算になります。

今回策定する第2次新城市地域情報化計画においては、合併以降に浮き彫りになってきている諸問題の解消や本市の目指すべき方向へ情報化の面から寄与するため、前計画の検討内容や世の中の動きなども加味し、必要に応じて見直しを図りながら、情報通信基盤を有効に利活用したしくみ、システムなどについて計画し段階的な整備を図り、市民サービスや情報の中心拠点としての新庁舎情報システム整備・利活用を見据え、あいち電子自治体推進協議会や東三河市町村と共同・連携しつつ、電子自治体構築を推進していく必要があります。

※ 新市まちづくり計画(新市建設計画)の7つの基本方針とは

新市の将来像(～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力創造都市)を実現するための基本方針

- ① 自然環境の保全と共生のまちづくり、② 活力あふれる産業振興のまちづくり、③ 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり、④ 健康と安全・安心のまちづくり、⑤ 個性を磨く教育・文化のまちづくり、⑥ 住民参加と協働のまちづくり、⑦ 健全な行財政運営をめざすまちづくり

図表 2-30 地域情報化計画目標期間に導入した主要なシステム

主要な施策	システム名	機能・概要	所管課	導入年度
防災で安心して生活できる環境づくり	デジタル防災行政無線【同報系・移動系】システム	無線室に設置された親局から発信された電波を、3箇所の中継局を介して市内85箇所の屋外拡声子局、約16,000台の個別受信機で受信する同報システム及び消防職員・消防団連絡用移動無線システム	防災安全課	H21
	全国瞬時警報システム(J-アラート)	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム	防災安全課	H22
	災害時要援護者支援システム	災害発生時に備えて、災害時要援護者(体の不自由な方や高齢者など)情報を、住民情報システムや福祉関連システム等を基盤にして平常時から適切に入力・管理しておき、緊急時や災害発生時には、それらの情報を活用し、住民に対する迅速な対応を支援する災害業務支援システム	防災安全課	H22

主要な施策	システム	機能・概要	所管課	導入年度
防災で安心して生活できる環境づくり	ケーブル緊急地震速報システム	地震発生直後、気象庁は震源に近い地震計でとらえた初期微動(P波)を解析して、震源(経度、緯度、深さ)や地震の規模(マグニチュード)を推定します。気象庁から提供されるこれらの情報(緊急地震速報)を基に、主要動(S波)が到達するまでの予測時間や予測震度を計算し、その結果を専用端末から音声で素早く伝えるシステム	行政課 防災安全課 こども未来課 へき地医療支援室 教育総務課	H23
	被災者支援システム	被災者台帳の作成から被災者証明書、り災証明書の発行、各種義援金の配布など、震災発生直後から必要となる管理等が短期間で利用できるシステム	防災安全課	H24
地域に根ざした個性ある文化の創造	教育支援システム CMS(コンテンツマネジメントシステム)	学校の沿革や教育目標など、いつも決められた場所に掲載しておきたい情報と日々の学校の様子が伝えられる情報を切り分けた、総合的な学校ホームページをデザイン、構築するシステム	学校教育課	H19
	小中学校グループウェア	学校間や教育委員会との情報を共有することで、さまざまな校務の作業時間を削減し、確実な情報伝達を実現するとともに、校務のスムーズなICT化を支援するシステム	学校教育課	H19
	学校メール配信システム	携帯電話等のメールアドレスを登録することにより、学校から保護者へ各種情報を配信するシステム	学校教育課	H20
開かれた市政の推進をささえる情報化	電子調達共同システム(CALS/EC)	インターネットに接続したパソコンから入札参加資格申請、入札を電子的に実施し、開札結果の閲覧ができるシステム	契約検査課	H19
	新城市ホームページ及び市民病院ホームページ CMS(コンテンツマネジメントシステム)	市及び市民病院のホームページについて、テキストデータとウェブページのテンプレート(デザイン)を、それぞれデータベースに登録しておき、条件に添ってテキストデータとテンプレートから新しいウェブページを自動的に生成するシステム	秘書広報課 市民病院	H20
	ケーブルテレビ・データ放送システム	地域番組チャンネルでイベント情報、お知らせ、休日夜間診療所、メール配信情報をテキストで自動配信するシステム	秘書広報課	H21
	電子調達共同システム(物品等システム)	インターネットに接続したパソコンから入札参加資格申請、入札を電子的に実施し、開札結果の閲覧ができるシステム	契約検査課	H21
	地方税電子申告システム	税額の計算から申告書の作成、提出に至るまでの申告手続き全般にわたり、申告書を持参・郵送しなくても、自宅・オフィスなどからインターネットで申告が可能となるシステム	税務課	H21

主要な施策	システム	機能・概要	所管課	導入年度
開かれた市政の推進をささえる情報化	ケーブルテレビ議会中継、投票・開票速報	地域番組チャンネルで、市議会一般質問、市長・市議会議員選挙開票の生放送システム	議会事務局 行政課	H21
	インターネット議会中継	インターネットライブ中継やアーカイブ(公開されたファイルの保管庫)システム	議会事務局	H21
	行政評価システム	事務事業レベルでの評価を行い、主要事業、実績報告、予算要求調書、決算資料などをリンクさせたシステム	企画課	H23
効率的な行財政運営の推進	光ファイバネットワーク監視システム	光ネットワークを、リモート・テスト、ネットワーク監視し、異常が発生すればメールで通知するシステム	情報システム課	H19
	オーダーリングシステム	紙に手書きしていた伝票や処方箋内容をコンピュータに入力することによって、薬局での処方箋処理から医事会計までを電子化したシステム	市民病院	H19
	電子レセプトシステム	診療報酬の請求を電子媒体に収録した「電子レセプト」で提出を行うシステム	市民病院	H19
	公営住宅管理システム	公営住宅の入退居、料金等を管理するシステム	都市計画課	H20
	源泉徴収システム	源泉徴収票の発行、税務署への報告書の作成等、源泉徴収事務を管理するシステム	人事課 会計課	H23
	備品管理システム	契約管理システムと一部連動し、備品を登録・管理するシステム	会計課	H23
	公図デジタル	マイラーや紙で管理されている公図をデジタル化し、パソコンで管理する事により閲覧・検索・印刷を簡単に誰でも行う事ができるシステム	税務課	H23
	滞納管理システム	滞納者情報を一元化し、徴収業務を効率よく迅速に行うシステム	税務課	H23
電子カルテシステム	従来からの紙に記載するカルテに代わって、コンピュータの記憶装置に残すように設計されたデジタルカルテで、患者のデータを共有するシステム	市民病院	H24	

図表 2-31 新城市公式ホームページのアクセス数

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
月平均アクセス数	23,600 件	27,000 件	24,900 件

図表 2-32 新城市立学校ホームページの利用状況(平成 24 年 8 月 21 日現在)

	学校名	アクセス数(回)		閲覧率(%) ※	児童生徒数
		本年度累計	一日平均		
1	新城小学校	12,457	87.1	19.4	449
2	千郷小学校	16,958	118.6	17.3	684
3	東郷西小学校	7,090	49.6	17.2	289
4	東郷東小学校	15,669	109.6	47.4	231
5	舟着小学校	8,645	60.5	99.1	61
6	八名小学校	13,239	92.6	39.6	234
7	庭野小学校	4,096	28.6	86.8	33
8	鳳来中部小学校	7,489	52.4	27.1	193
9	鳳来寺小学校	4,837	33.8	109.1	31
10	鳳来西小学校	5,399	37.8	145.2	26
11	海老小学校	13,830	96.7	644.8	15
12	連谷小学校	5,050	35.3	706.3	5
13	山吉田小学校	5,964	41.7	74.5	56
14	黄柳野小学校	4,762	33.3	222.0	15
15	東陽小学校	13,746	96.1	82.9	116
16	鳳来東小学校	4,035	28.2	166.0	17
17	菅守小学校	4,317	30.2	215.6	14
18	開成小学校	2,943	20.6	60.5	34
19	巴小学校	7,671	53.6	109.5	49
20	協和小学校	4,293	30.0	250.2	12
21	新城中学校	20,500	143.4	53.5	268
22	千郷中学校	23,504	164.4	45.4	362
23	東郷中学校	19,210	134.3	48.1	279
24	八名中学校	12,788	89.4	59.6	150
25	鳳来中学校	23,572	164.8	56.8	290
26	作手中学校	11,607	81.2	104.1	78
	市内全体	273,671	1913.8	48.0	3991

(※閲覧率:児童生徒数からみた一日の平均アクセス数の割合)

図表 2-33 ケーブル緊急地震速報システム導入施設一覧

	設置施設名	所管課	導入年度
1	新城市役所東庁舎	行政課	H23
2	作手総合支所		
3	鳳来総合支所		
4	新城市消防防災センター	防災安全課	H22
5	新城小学校	教育総務課	H23
6	千郷小学校		
7	東郷西小学校		
8	東郷東小学校		
9	舟着小学校		
10	八名小学校		
11	庭野小学校		
12	鳳来中部小学校		
13	鳳来寺小学校		
14	鳳来西小学校		
15	海老小学校		
16	連谷小学校		
17	黄柳野小学校		
18	東陽小学校		
19	鳳来東小学校		
20	菅守小学校		
21	開成小学校		
22	巴小学校		
23	協和小学校		H21
24	山吉田小学校		H23
25	新城中学校		
26	千郷中学校		
27	東郷中学校		
28	八名中学校		
29	鳳来中学校		
30	作手中学校	こども未来課	H23
31	新城幼稚園		
32	八名幼稚園		
33	中央保育園		
34	城北保育園		
35	千郷東保育園		

	設置施設名	所管課	導入年度		
36	千郷中保育園	こども未来課	H23		
37	千郷西保育園				
38	東郷東保育園				
39	東郷中保育園				
40	東郷西保育園				
41	東部保育園				
42	宇利保育園				
43	長篠保育園				
44	鳳来保育園				
45	鳳来西保育園				
46	山吉田保育園				
47	大野保育園				
48	作手保育園				
49	吉川保育園				
50	おおぞら園				
51	鳥原児童館				
52	児童館たんぽぽ				
53	しんしろ助産所			へき地医療支援室	H23

2.3.2. 情報通信環境

(1) ケーブルテレビ

山間地域など、地理的な条件によりテレビが受信できない地域においては、共聴組合などを設立し、共同受信施設を使ってテレビ番組を視聴していました。平成19年度時点において、市内には61の共聴組合があり、市全体では22.9%の世帯が加入しており、平成23年7月に地上波テレビ放送がアナログからデジタルへと全面変換されたことを受けて、アナログテレビの地上デジタル対応や、共同受信施設の改修、新たな難視聴地域が発生することなどが予想されたためその対応に迫られていました。

光ファイバネットワーク整備事業によって整備した光ファイバ施設を、公設民営方式(※)で豊橋ケーブルネットワーク(株)[ティーズ]に貸与することにより、ケーブルテレビサービスの提供が開始され、全市域において、平成23年7月の完全地上波デジタル化に向けた受信環境が整いました。

なお、新城地区の場合、自宅でテレビアンテナを設置することにより、多くの世帯でテレビの視聴が可能であり、新城地区でのケーブルテレビ加入率は31%弱と必ずしも高くないため、市政番組等の地域番組や行政情報等を視聴されていない世帯もあります。しかし、今後ケーブルテレビとインターネットを融合させたサービス、コミュニティFMとの連携や自主放送番組の効果的な展開次第では、加入率の拡大が期待されるところです。

また、自主放送番組の取り組みによって、市民の情報共有が進み新たなコミュニティの実現に効果を発揮しつつあります。

図表 2-35 ケーブルテレビ対応【c. LINK】集合住宅一覧表(公営住宅)

区別	公 営 住 宅	戸 数	計
市営住宅	市営東原住宅 A 棟	24	228
	市営東原住宅 B 棟	16	
	市営東原住宅 C 棟	30	
	上市場西住宅 A 棟	12	
	上市場西住宅 B 棟	12	
	上市場西住宅 C 棟	12	
	上市場東住宅 A 棟	24	
	上市場東住宅 B 棟	24	
	上市場東住宅 C 棟	18	
	城山ハイツ	4	
	草谷ハイツ	10	
	大野住宅	18	
	長篠住宅 A 棟	12	
	長篠住宅 B 棟	12	
県営住宅	県営弁天住宅1街区 1 棟	72	276
	県営弁天住宅1街区 2 棟	60	
	県営弁天住宅 2 街区 1 棟	44	
	県営弁天住宅 2 街区 2 棟	64	
	県営弁天住宅 2 街区 3 棟	36	

※c. LINKとは

テレビのアンテナ線などに使われる同軸ケーブルを使い、高速伝送速度を実現する通信技術です。集合住宅に高速なインターネット接続を提供する場合はイーサネットなどの配線を新規に敷設する必要がありますが、古いRC造(鉄筋鉄骨コンクリート)のマンションでは新しい配線を通すだけの空間が確保されていないケースも多い。一方、テレビ共聴システムの同軸ケーブルは各世帯を確実にカバーしており、さらに既設の配線を活用できるため、大規模な工事が必要ないというメリットがあります。

12_{ch}

おすすめティーズチャンネル

お問合せ 0120-816-142 <受付時間 AM9:00~PM6:00>

サポートダイヤル 0532-56-1237 <24時間受付>

～ 基本タイムテーブル ～

時間	平日	土・日
7:10	とよはしNOW/街角ネットはら	
30	いいじゃん新城	
45	いいじゃん新城	
8:00	情報番組	地域情報Tコミュ
みかわスポーツワールド		
30	近隣局番組 / Tコミュ	HOTステーション週末号
9:00	インフォメーション / 風景 遊YOU東海道	Tコミュ / インフォ
10:00	HOTステーション(生放送) スポーツ / 情報番組 / のき山	情報番組 / 風景 はままつキメキ出逢い旅
11:00	インフォメーション / 風景	遊YOU東海道
45	みかわスポーツワールド	Tコミュ & インフォメーション
12:00	(A)	
30	いいじゃん新城	
13:00	情報番組	地域情報Tコミュ
近隣局番組/Tコミュ/インフォ		
14:00	スポーツ / 週末号	スポーツ / 週末号
30	奥三河のき山放送局 / 風景 映画情報 / 近隣局番組	近隣局番組/のき山/Tコミュ
15:00	(A)	
30	いいじゃん新城	
16:00	情報番組	地域情報Tコミュ
みかわスポーツワールド		
17:00	Tコミュ & インフォ & 風景	Tコミュ & インフォ & 映画
30	遊YOU東海道	HOTステーション週末号
18:00	近隣局番組 / スポーツ	
HOTステーション 情報番組		
30	とよはしNOW/街角ネットはら	
19:00	いいじゃん新城	
30	情報番組	地域情報Tコミュ
奥三河のき山放送局 ユナイテッドシネマ映画情報		
20:00	近隣局番組	Tスベ
みかわスポーツワールド		
30	HOTステーション	
風景 / 情報番組		
21:00	Tコミュ & インフォメーション	奥三河のき山放送局
45	みかわスポーツワールド	みかわスポーツワールド
22:00	(A)	
30	いいじゃん新城	
23:00	情報番組	地域情報Tコミュ
音楽番組		
24:00	(A)	
30	いいじゃん新城	
25:00	情報番組	地域情報Tコミュ
地域情報 Tコミュ		

今月のおすすめ 新春特番
みい(巳)んなの抱負を聞いちゃいました！

元旦午前0時から初回放送

ティーズエリアの様々なイベントにカメラがお邪魔して、皆さんに2013年の抱負や目標を発表してもらいました。知っている人が登場するかも？



今月のおすすめ 東三河5市長・1郡町村会長の囲む新春懇談会

19日土曜日午後7時から

毎年恒例となりました東三河の首長6名による新春懇談会。東日本大震災以降、防災・減災のまちづくりに対する各自治体の取り組み、及び三遠南信広域連合設置に向けた東三河地域の取り組みなどについてパネルディスカッションします。

出席予定者

豊橋市長 佐原光一氏 豊川市長 山脇 実氏
蒲郡市長 稲葉正吉氏 新城市長 穂積 亮次氏
田原市長 鈴木克幸氏
北設楽郡町村会長(設楽町長) 横山光明氏
コーディネーター 愛知大学 学長・理事長 佐藤元彦氏

frl 金曜日は情報番組入替日

入替日時：金曜日 午後6時45分
タイムテーブルの情報番組枠にて放送4日(金)「ぐるぐるぐるめらんど」 グルメな2店舗が登場11日(金)「学園天国ぶらす」 豊橋・田原・新城の幼稚園・保育園の子供たちが主役!18日(金)「ティーズの何でもありじゃん広場」 あなたの取材依頼にお応えします25日(金)「いいとこいっぱい Thank You ベリー街!」 ローカル街歩き番組

デジアナ変換放送今お使いのアナログテレビで地デジが観れます!

総務省 暫定措置 デジアナ変換放送 / 放送期間 2015年3月31日に終了
要請 サービス ※総務省設定による暫定措置期間です。※当放送はデジタル放送以降暫定措置のため、放送終了時までデジタル対応テレビ買い替えが必要です。

デジアナ変換放送? 地上デジタル放送の電波をアナログ方式に変換してCATV加入者様へ放送します。これは、総務省がCATV局に対し配信を要請した暫定的な放送です。

耳より情報

中日新聞東三河版にティーズチャンネルの見所情報や放送予定が毎日掲載されています。是非ご覧ください
※掲載日によっては、県内版に掲載される場合がございます。

CATV&INTERNET

【ティーズ】

http://www.tees.ne.jp

◆投稿ビデオ募集◆

地域のイベントや家族やペットなど皆さんが撮影した映像をティーズで放送しませんか?

問合せ先 0532-56-1231 編成制作部

ケーブルテレビ × インターネット × ケーブルプラス電話 【ティーズ】 http://www.tees.ne.jp

図表 2-36 ティーズチャンネル(地域番組)の番組表(平成25年1月)

(2)ブロードバンド

本市のブロードバンド(1Mbps以上)環境は、豊橋ケーブルネットワーク(株)[ティーズ]が光インターネットサービスを提供するまでは、NTT西日本をはじめとしたインターネットにおける光サービスの提供はされておらず、ADSL47Mbps等が展開されていましたが、地域によってはADSL環境が不十分であり、情報格差が生じていました。

なお、光収容(アナログ電話回線などの一部区間を、多重化して光ファイバに収容すること)によりADSLを利用できない地域は、中心市街地(人口密度が高い地区)に多くあり、その世帯は全市域の約15%を占めています。

また、光収容の該当地域以外においても、比較的人口が集中している地域では、局から距離が遠いなどの要因により伝送損失が大きいため、ADSLの通信環境が悪い状況にありました。

しかし、市が市内全域に光ファイバによる双方向の超高速情報通信網を整備したことにより、全市民が超高速インターネットへ接続できる環境(人口カバー率100%)が整い、ブロードバンドゼロ地域を解消することが出来ました。

図表 2-37 本市における光ファイバ引込線施設設置工事申込とケーブルテレビサービス申込推移

申込年月	対象世帯	市		豊橋ケーブルネットワーク(株)					
		引込申込		ティーズ申込世帯		TV申込世帯		NET申込世帯	
		世帯数	率	世帯数	率	世帯数	率	世帯数	率
H20.9末	16,471	12,532	76.09%	8,198	49.77%	6,371	38.68%	4,733	28.74%
H21.3末	16,531	12,607	76.26%	8,428	50.98%	7,076	42.80%	4,905	29.67%
H21.9末	16,560	12,777	77.16%	8,724	52.68%	7,220	43.60%	5,173	31.24%
H22.3末	16,602	12,839	77.33%	8,999	54.20%	7,365	44.36%	5,449	32.82%
H22.9末	16,643	12,974	77.95%	9,274	55.72%	7,511	45.13%	5,734	34.45%
H23.3末	16,673	13,148	78.86%	9,624	57.72%	7,668	45.99%	6,087	36.51%
H23.9末	16,735	13,411	80.14%	10,024	59.90%	7,856	46.94%	6,458	38.59%
H24.3末	16,791	13,660	81.35%	10,224	60.89%	7,924	47.19%	6,698	39.89%
H24.9末	17,206	13,915	80.87%	10,527	61.18%	8,029	46.66%	6,991	40.63%
新城	12,038	9,100	75.59%	5,853	48.62%	3,722	30.92%	4,417	36.69%
鳳来	4,166	3,877	93.06%	3,745	89.89%	3,500	84.01%	2,041	48.99%
作手	1,002	938	93.61%	929	92.71%	807	80.54%	533	53.19%

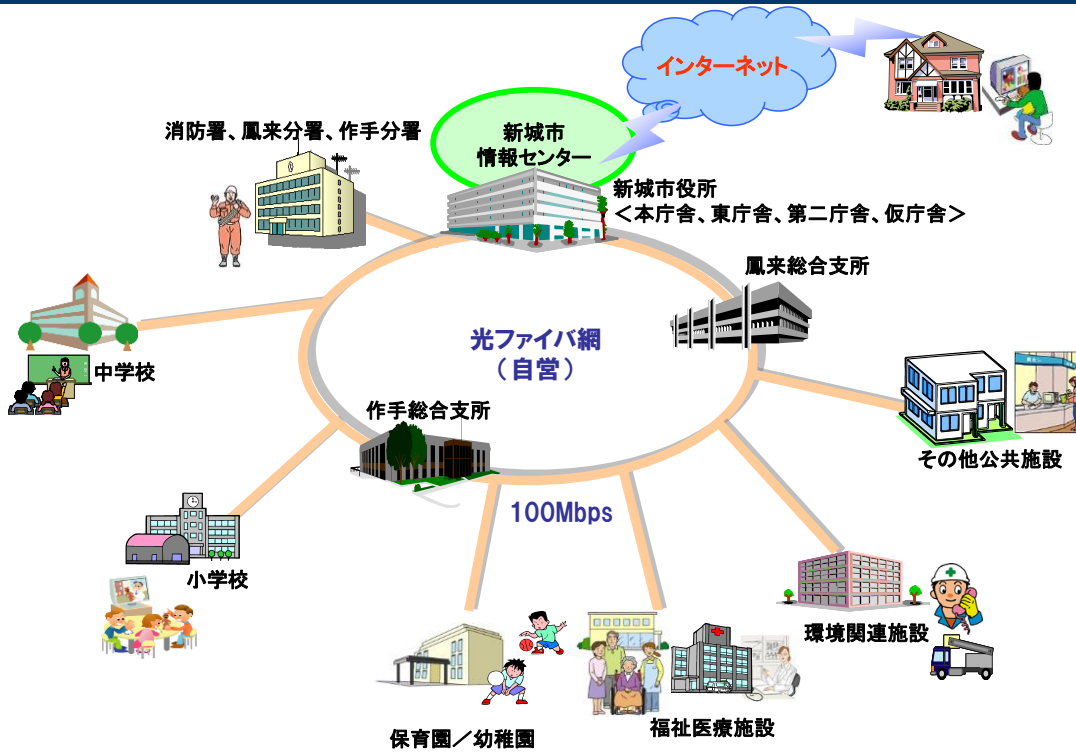
※平成20年6月より、加入申込開始

※平成24年9月 外国住民に係る住民基本台帳制度の一部改正

(3)地域公共ネットワーク(公共イントラ)

地域公共ネットワーク(市の公共施設の間を光ファイバなどで接続)の整備により、行政情報の提供や、窓口のサービスとして住民票、税証明等の発行サービスを行い、また行政内部の情報処理として財務会計システムやグループウェアへ活用するなど、行政サービスの利便性の向上や行政事務の効率化を推進する環境を構築できました。

また、小学校等の教育機関(幼稚園2、小学校20、中学校6)は、この地域公共ネットワークに接続し、学校教育支援システムや財務会計システム、グループウェアなどの行政事務の効率化や情報共有を図るアプリケーションを導入し、利活用できるようになりました。なお、全国の地方自治体等を相互に接続する総合行政ネットワーク(LGWAN)は、すべての地方自治体を相互に接続する行政専用のセキュアなネットワークで構築され、運用されています。さらに、ケーブルテレビでのカメラ中継用ポイントとして市内6箇所をネットワークで接続しました。このネットワークは議会中継等で運用されています。



図表 2-38 地域公共ネットワークのイメージ

図表 2-39 イントラ拠点施設一覧表(平成24年12月現在)

No.	拠点施設	住所	備考
1	新城市役所	新城市字東入船6-1	本庁舎、東庁舎、第二庁舎、仮庁舎、体育館、勤労青少年ホーム、はつらつセンター(西館)
2	鳳来総合支所	新城市長篠字下り箆1-2	開発センター含む
3	作手総合支所	新城市作手高里字縄手上32	消防署作手出張所、歴史民俗資料館含む
4	消防防災センター	新城市平井字新栄83	
5	消防署鳳来分署	新城市門谷字万寿3-20	
6	中央保育園	新城市字東沖野28-2	
7	城北保育園	新城市字宮ノ後78	
8	千郷東保育園	新城市杉山字野中64-1	
9	千郷中保育園	新城市豊栄字スハ山248-4	
10	千郷西保育園	新城市豊島字馬渡11-2	
11	東郷東保育園	新城市大海字黒瀬23-7	
12	東郷中保育園	新城市八束穂字天王1041-2	
13	東郷西保育園	新城市上平井字昭和970	
14	東部保育園	新城市日吉字上ノ風呂58	
15	宇利保育園	新城市中宇利字坂44-8	
16	吉川保育園	新城市吉川字中山43-1	

No.	拠点施設	住所	備考
17	長篠保育園	新城市長篠字丸井19-1	
18	鳳来保育園	新城市玖老勢字便福17	
19	鳳来西保育園	新城市布里字栗峯20-5	
20	山吉田保育園	新城市上吉田字松沢5	
21	大野保育園	新城市大野字久羅下39	
22	作手保育園	新城市作手高里字縄手上20-1	
23	おおぞら園	新城市能登瀬字白岩32	旧能登瀬保育園
24	新城幼稚園	新城市字東入船32-1	
25	八名幼稚園	新城市富岡字杉畑54-5	
26	新城小学校	新城市字西入船76	
27	千郷小学校	新城市杉山字前野4-1	
28	東郷西小学校	新城市平井字東原37-1	
29	東郷東小学校	新城市八束穂404-2	
30	舟着小学校	新城市日吉字小袋13	
31	八名小学校	新城市富岡字半ノ木15-1	
32	庭野小学校	新城市庭野字川大田33	
33	鳳来中部小学校	新城市長篠字竹田14	
34	鳳来寺小学校	新城市玖老勢字大栗平1	
35	鳳来西小学校	新城市布里字小松ヶ根50	
36	海老小学校	新城市海老字宮前17	
37	連谷小学校	新城市四谷字前田3-2	
38	山吉田小学校	新城市下吉田字紺屋平101	
39	黄柳野小学校	新城市黄柳野字池田684-23	
40	東陽小学校	新城市大野字小林70	
41	鳳来東小学校	新城市川合字コシ75-1	
42	菅守小学校	新城市作手菅沼字マンゼ18	
43	開成小学校	新城市作手田原字朴橋3	
44	巴小学校	新城市作手清岳字ココメ沢9	
45	協和小学校	新城市作手杉平字本郷73	
46	新城中学校	新城市字滝ノ上1	
47	千郷中学校	新城市杉山字道目記24	
48	東郷中学校	新城市竹広字宮川162-2	
49	八名中学校	新城市富岡字萩平野3	
50	鳳来中学校	新城市長篠字仲野1	
51	作手中学校	新城市作手高里字ブック田5	
52	清掃センター	新城市庭野字向河原1-1	

No.	拠点施設	住所	備考
53	クリーンセンター	新城市日吉字樋田56	
54	養護老人ホーム寿楽荘	新城市一畝田字東清水野12-3	
55	新城保健センター	新城市矢部字上ノ川1-8	
56	鳳来保健センター	新城市長篠字仲野16-11	
57	作手保健センター	新城市作手高里字繩手上10-1	作手診療所
58	新城市民病院	新城市字北畑32-1	
59	設楽原歴史資料館	新城市竹広字信玄原552	
60	鳳来寺山自然科学博物館	新城市門谷字森脇6	
61	長篠城址史跡保存館	新城市長篠字市場22-1	
62	作手B&G海洋センター	新城市作手白鳥字鬼久保5-23	
63	つくで手作り村管理棟	新城市作手清岳字ナガラミ10-2	
64	つくで手作り村情報案内施設	新城市作手清岳字ナガラミ10-2	

図表 2-40 新城市内ケーブルテレビ中継ポイント一覧表(平成24年12月現在)

No.	中継ポイント	コンセント設置	種類	中継内容
1	新城市役所	東庁舎3F 議場	コンセント	議会
2	新城市民体育館	3F 競技場	コンセント	開票速報
3	新城文化会館	小ホール	コンセント	文化イベント
4	新城まちなみ情報センター	3F デジタル工房	定点カメラ コンセント	定点カメラ、映像伝送
5	消防防災センター	災害対策本部室(講堂)	コンセント	映像伝送
6	県立桜淵自然公園	笠岩橋付近	定点カメラ コンセント	さくらまつり、開花情報、花火大会

(4) 携帯電話

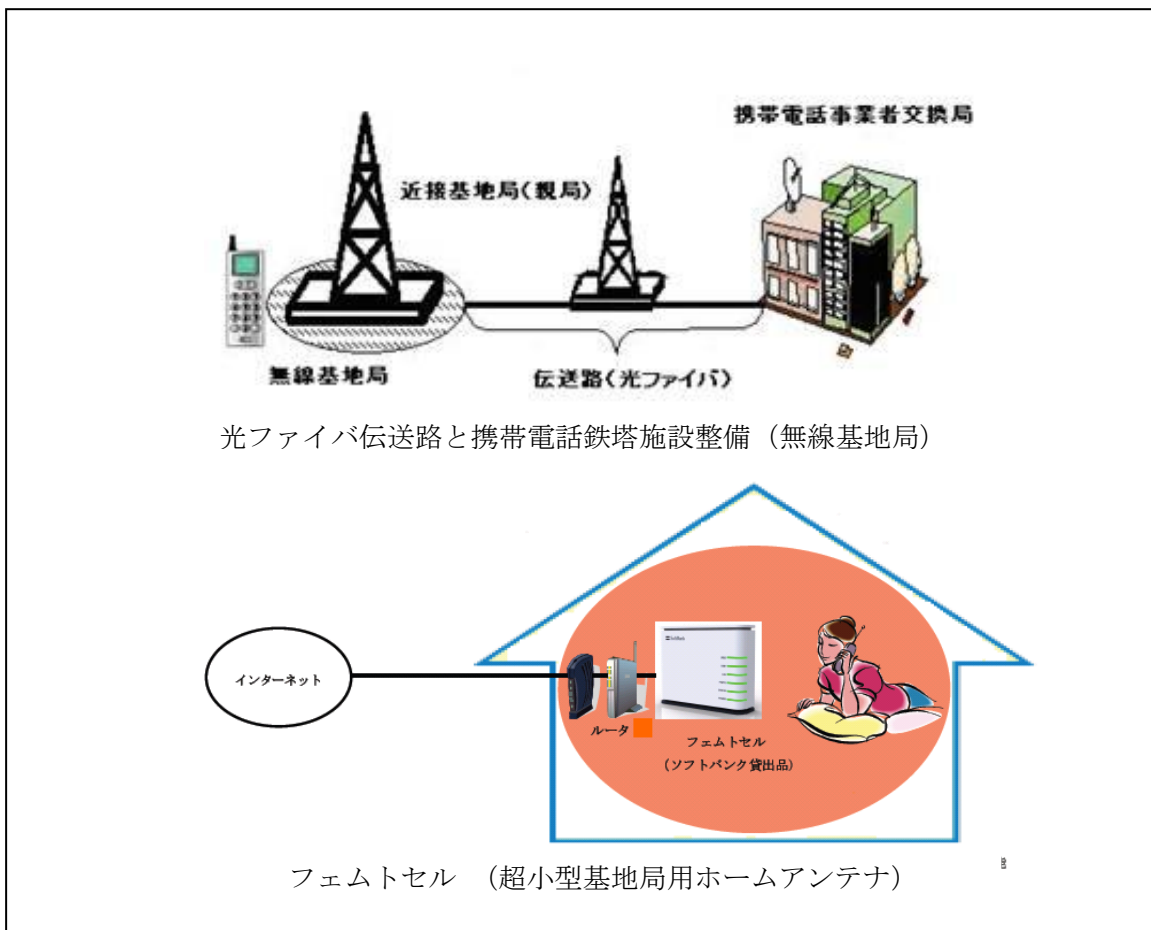
携帯電話は、移動通信手段として今や固定電話と同様に日常生活に深く浸透しています。本市では平成19、22、23年度の3か年において、携帯電話不感エリアを解消するために、携帯電話サービス提供を前提とした市の光ファイバ伝送路貸し出しや、携帯電話鉄塔施設整備工事を実施し、平成19年度においては、塩瀬、一色の2地区、平成22年度では、作手高松(赤羽根【北側】)、作手高松(東高松)、作手岩波、作手木和田(上木和田)、作手木和田(下木和田)の5地区、平成23年度では、作手鴨ヶ谷、作手守義(小田)、中島(山中)、川合【宇連ダム付近】の4地区において携帯電話のサービスエリア拡大に取り組んできました。

しかし事業終了後においても、未だ、一部の点在する地域においては携帯電話不感エリアが残されています。今後も、携帯電話事業者に対し、これらの地区の携帯電話不感エリアの解消を引き続き要望していきます。ただし鉄塔基地局を設置してもなお残る携帯電話不感エリアについては、家屋内などにピンポイントで電波状況を改善する超小型基地局用ホームアンテナによるフェムトセルサービスの誘致が有効な方策となります。

なお、フェムトセルのサービスを受けるには、光ブロードバンドの接続が必要であり、ソフトバンクモバイル(株)においては、豊橋ケーブルネットワーク(株)[ティーズ]の光インターネットで平成24年12月からサービス利用ができるようになりました。

図表 2-41 携帯電話エリア拡大地区(携帯電話不感エリア解消)

エリア整備年度	エリア名	サービス提供会社	市の施設整備
平成19年度	塩瀬エリア	docomo	伝送路
	一色エリア	docomo	伝送路
平成22年度	作手高松(赤羽根)エリア【北側】	docomo	鉄塔+伝送路
	作手高松(東高松)エリア	docomo	伝送路
	作手岩波エリア	docomo	伝送路
	作手木和田(上木和田)エリア	docomo	鉄塔+伝送路
	作手木和田(下木和田)エリア	docomo	鉄塔+伝送路
平成23年度	作手鴨ヶ谷エリア	au	鉄塔+伝送路
	作手守義(小田)エリア	au	鉄塔+伝送路
	中島(山中)エリア	docomo	鉄塔+伝送路
	川合エリア【宇連ダム付近】	docomo	鉄塔+伝送路



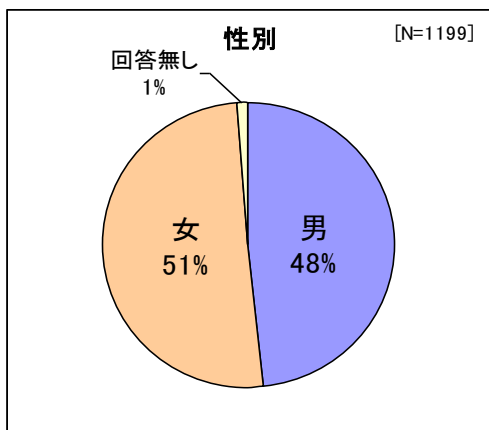
図表 2-42 携帯電話エリア拡大における設備イメージ

2.3.3. 市民の情報化意向調査(アンケート)結果

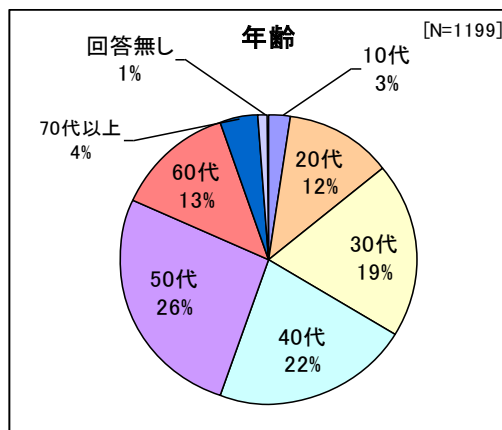
2.3.3.1. 調査概要

本市の地域の情報化の現状等を把握し、今回の計画における情報化施策の立案を行うため、市民に対しアンケート調査を以下のとおり実施しました。

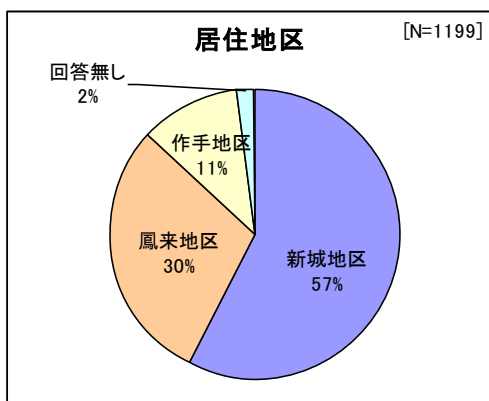
- 調査実施期間:平成24年5月25日～6月15日
- 調査対象:18歳以上の市民
- 調査方法:郵送による送付、回収・・・回収数:1,199人／送付数:3,000人(回収率:40%)



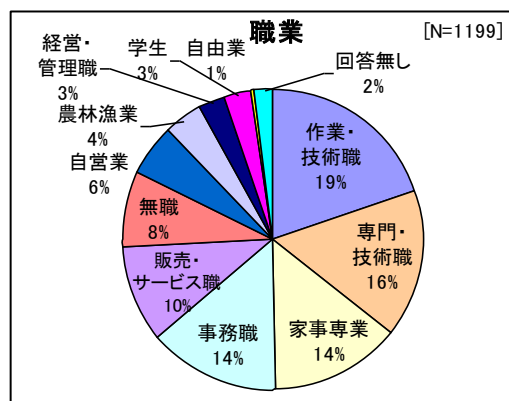
図表 2-43



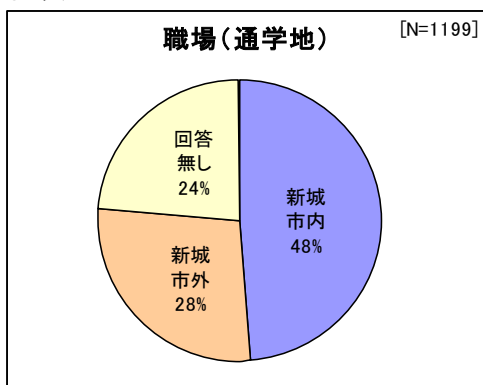
図表 2-44



図表 2-45



図表 2-46



図表 2-47

2.3.3.2. 情報の入手方法

(1) 情報の入手

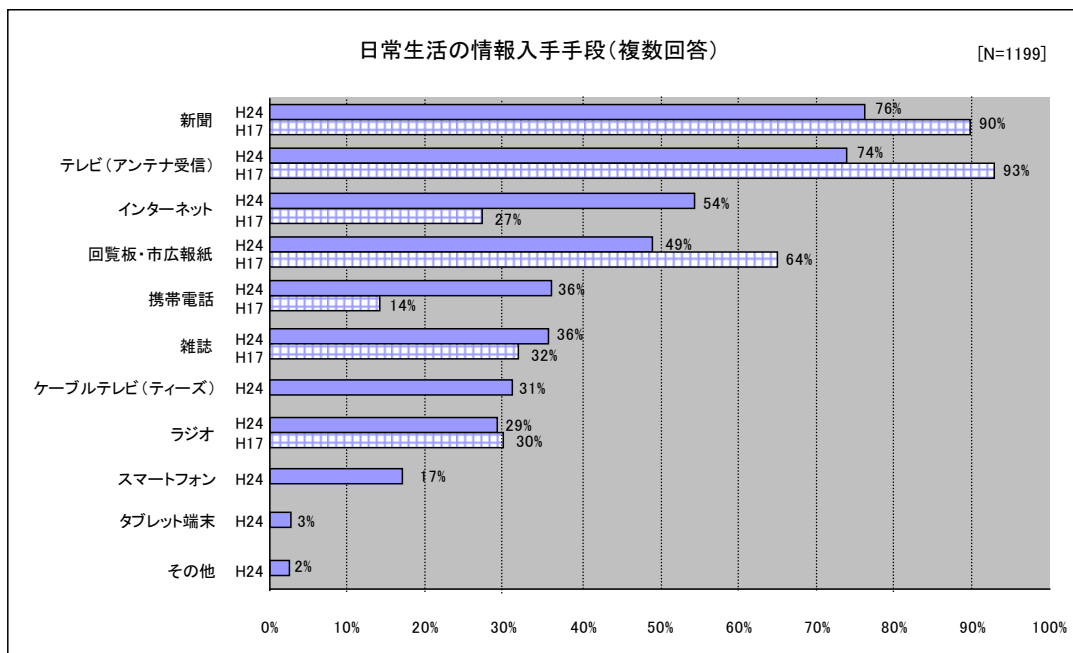
『普段の日常生活の情報入手手段』は「新聞」(76%)、「テレビ」(74%)、が圧倒的に多く、次に多い手段として「インターネット」「回覧板・市広報紙」が活用されています。インターネット利用率については、前回の調査(新城市地域情報化計画、平成18年実施)と比較すると27%から54%へ増加しています。これは、光ファイバによる情報通信基盤網の整備による、インターネット環境の充実の効果と考えられます。さらに、携帯電話により日常生活の情報を入手している人は36%と、前回の調査より22ポイントの増加がみられました。

また『行政情報の入手方法』は「回覧板・市広報紙」が64%と最も多く、次いで「防災行政無線(個別受信機)」(52%)となっています。

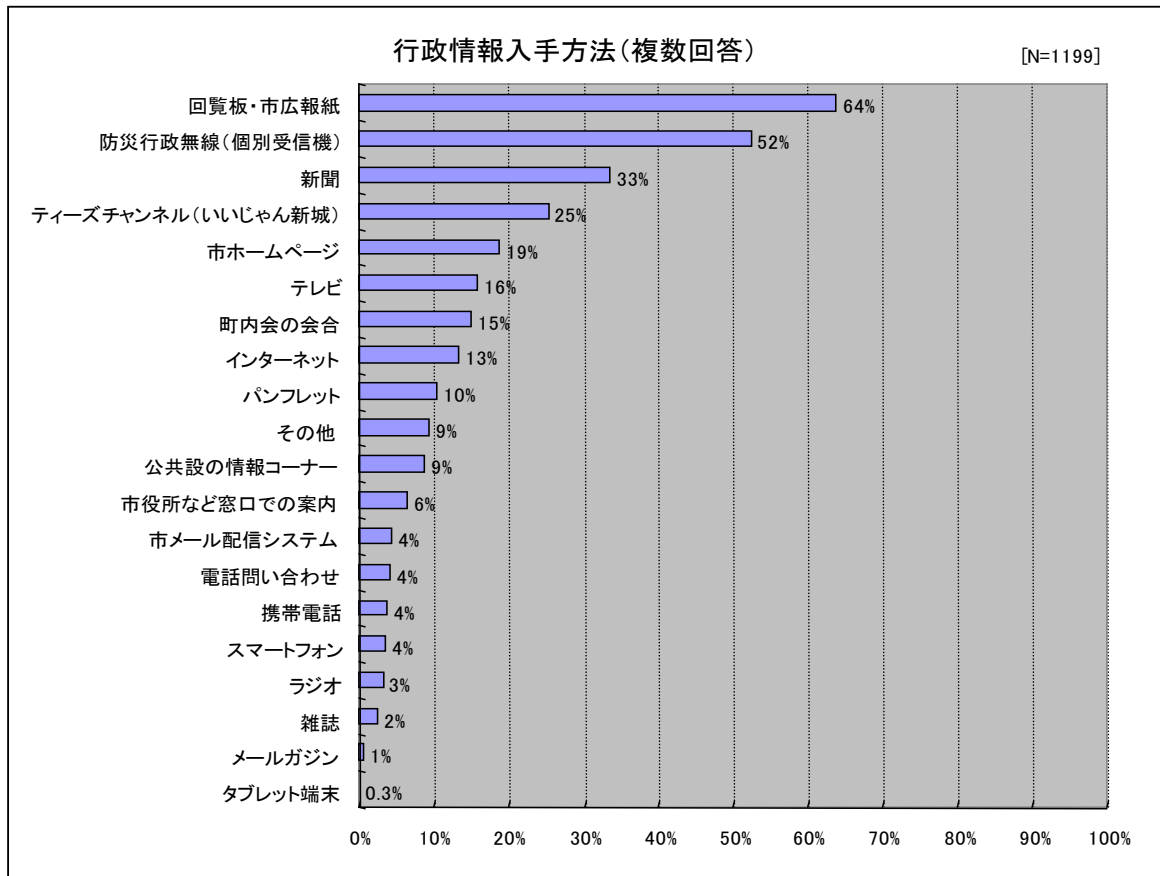
近年利用者数が増加している、「スマートフォン」や「タブレット端末」から情報を入手していると回答した割合は日常の情報入手手段としてはそれぞれ17%と3%、行政情報の入手手段として利用していると回答した割合は「スマートフォン」が4%、「タブレット端末」が0.3%で、今後は増加していくと考えられます。

また『本市からの各種情報の案内に関する満足度』は、「十分に満足している」、「まあまあ満足している」との回答が合計53%で過半数を超える一方で、「あまり満足していない」、「全く満足していない」と回答した人が22%という結果となりました。前回の調査と比較するとやや減少したものの、情報案内について不満をもっている人が多数いることが伺えます。

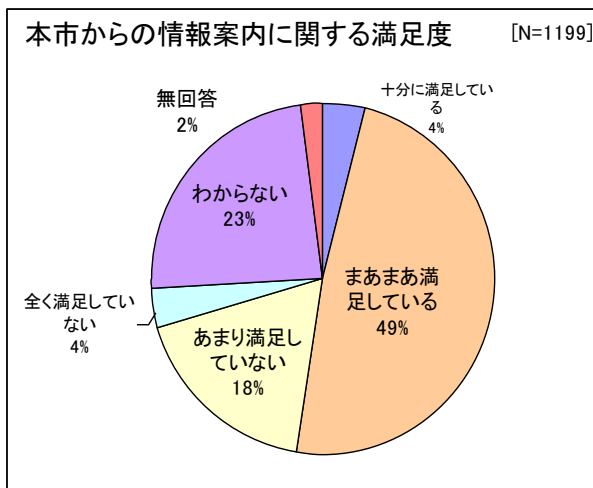
『情報案内に満足していない理由』として一番多く挙げられたのは、「ほしい情報がどこにあるかわからない」で38%、次いで「十分な情報の入手手段が提供されていない」(26%)、「ほしい情報が少ない」(23%)、「ほしい情報の入手に手間がかかる」(9%)という結果であり、前回の新城市地域情報化計画(平成18年)の際と同様の順番でした。これらの結果から、市民へ分かりやすい情報提供を行うことと、情報入手手段の整備及びその浸透が必要だと考えます。



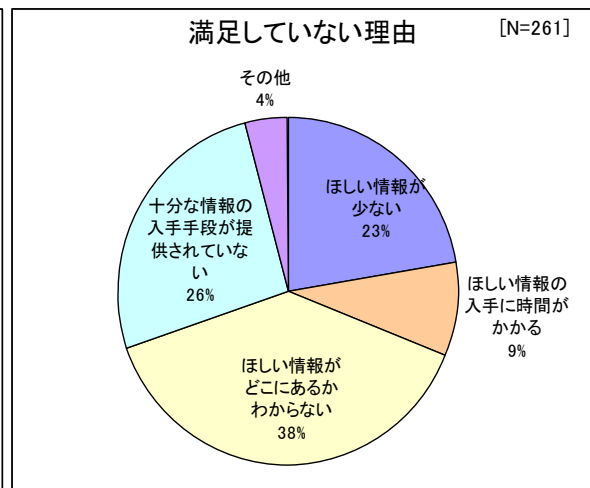
図表 2-48 今回のアンケート結果(H24)及び前回のアンケート結果(H17 青格子模様)



図表2-49



図表 2-50

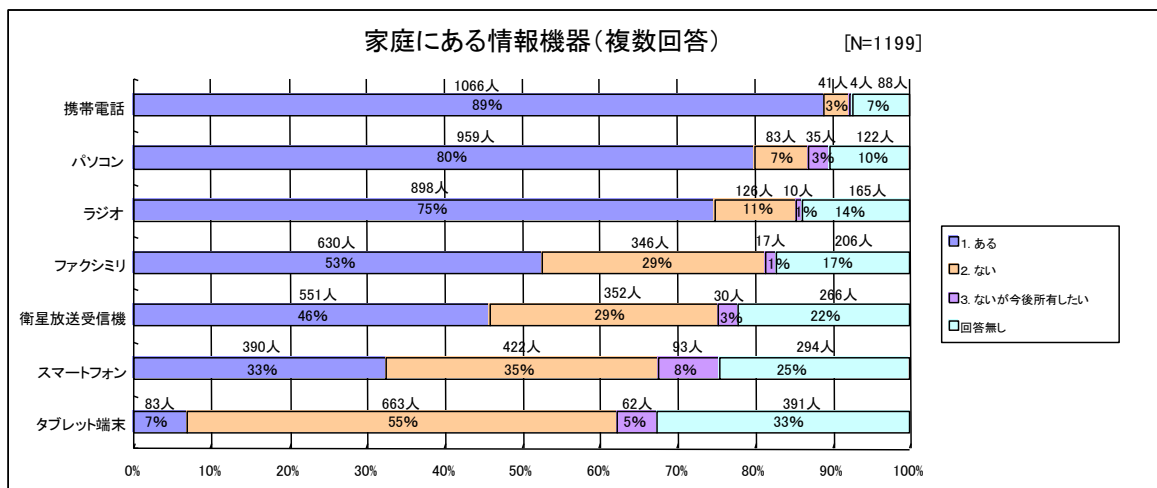


図表 2-51

(2) 家庭にある情報機器

『家庭にある情報機器』としては「携帯電話」が89%と最も多く、次いで「パソコン」(80%)、「ラジオ」(75%)、「ファクシミリ」(53%)、「衛星放送受信機」(46%)でした。

またスマートフォンやタブレット端末において、現在持っているという回答は「スマートフォン」が33%、「タブレット端末」が7%ですが、現代社会におけるスマートフォン、タブレット端末の急速な普及動向を踏まえると、今後はさらに所有者が増えることが想定されます。



図表 2-52

2.3.3.3. 家庭でのインターネット接続環境

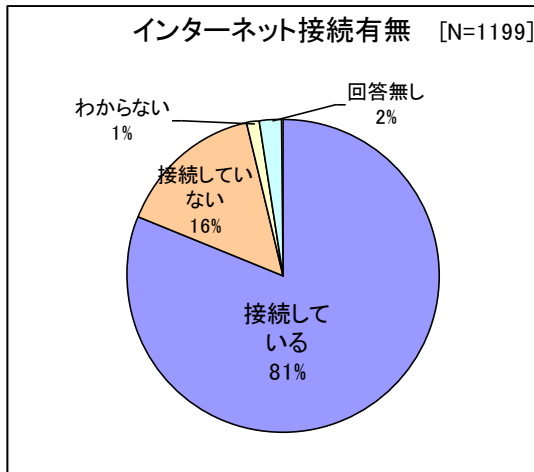
(1) 家庭でのインターネット接続環境

『家庭でのインターネット接続環境』については「インターネットに接続している」との回答が81%と多数で、「インターネットに接続していない」との回答は16%でした。この結果を、光ファイバーネット基盤を整備し、CATV事業を開始する前の平成18年に実施したアンケート結果(インターネット利用率48%)と比較すると、インターネットを利用する人が大幅に増加したことがわかります。

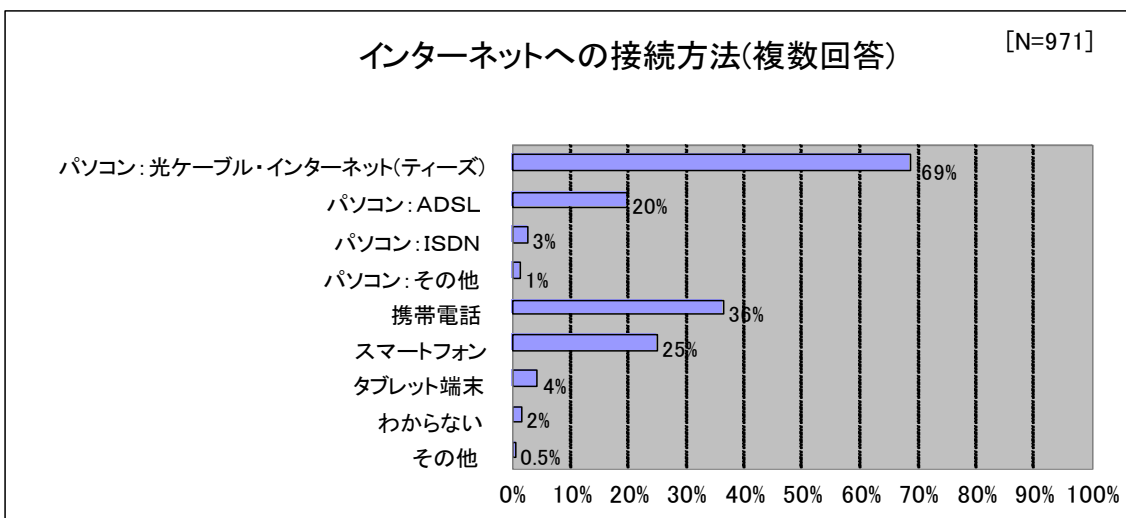
また、インターネット利用者を対象にした『インターネットへの接続方法(複数回答可)』についての回答は、「パソコンでの接続」が92%(豊橋ケーブルネットワーク(株)[ティーズ]、ADSL、ISDN他の合計値)である以外に、「携帯電話」(36%)、「スマートフォン」(25%)、「タブレット端末」(4%)という結果でした。

インターネットに接続していると回答した人を年代別にみると、10代~50代は80%以上であったのに対し、60代では64%、70代では47%が接続しているという結果でした。

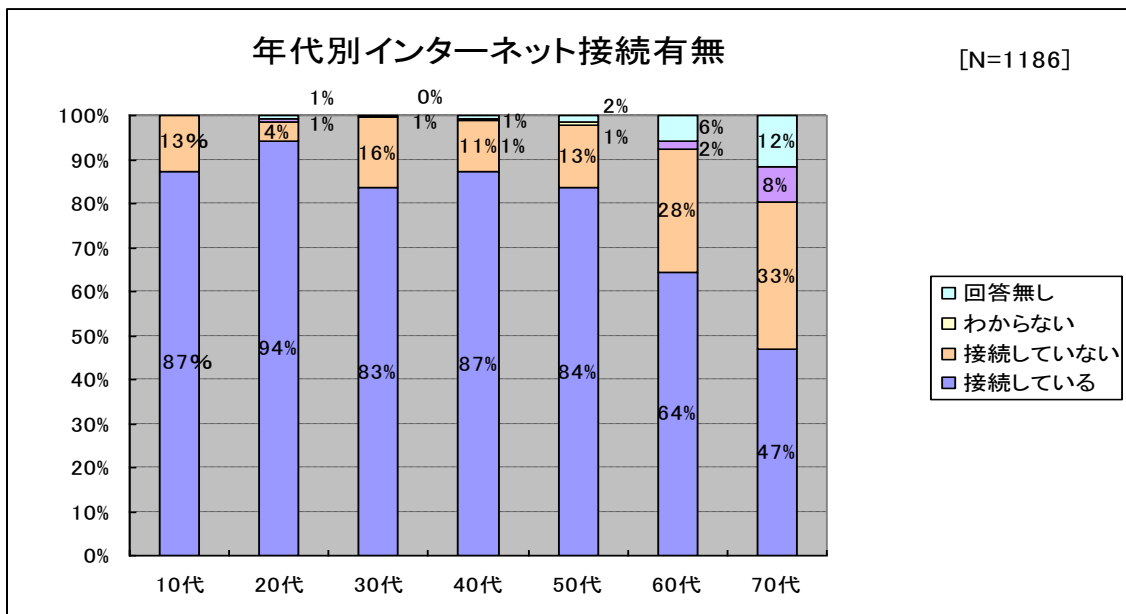
さらに、『インターネットの利用目的』については、「最新情報やニュースの検索」が最も多く(75%)、「オンラインショッピングやオークション」(53%)、「ホームページ・ブログなど」(50%)など、情報収集だけでなく、商品購入や情報発信の手段として利用する人も多いことがわかります。



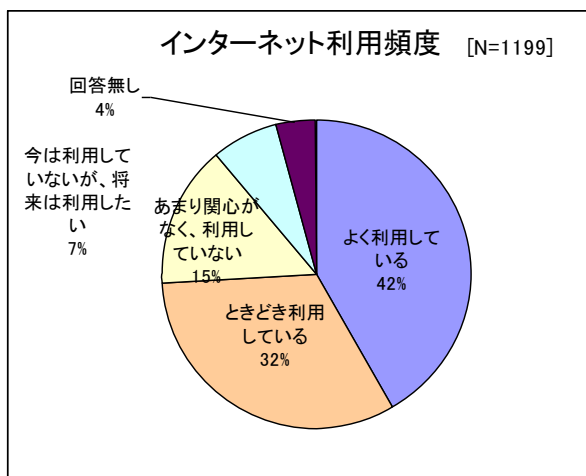
図表2-53



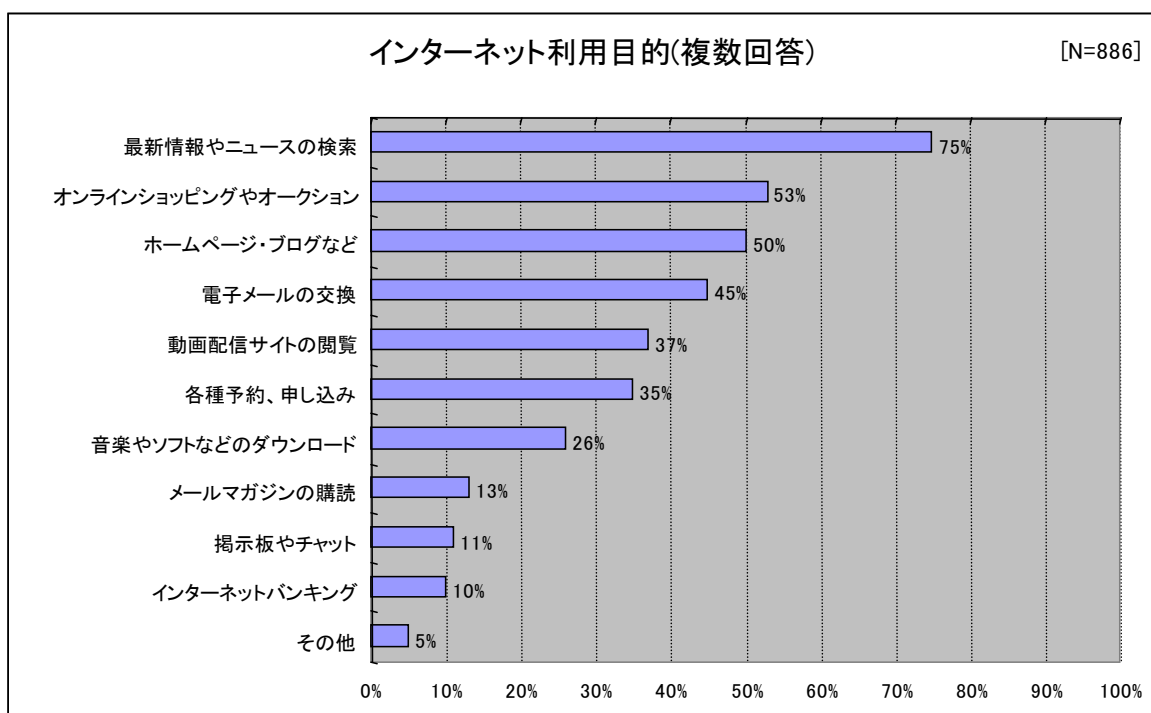
図表 2-54



図表 2-55



図表 2-56

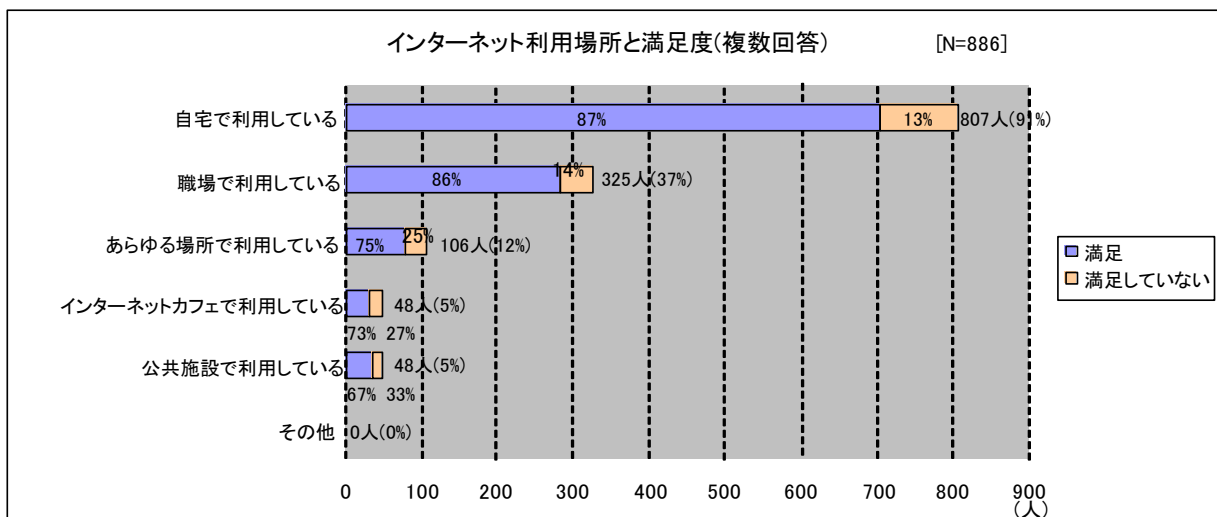


図表2-57

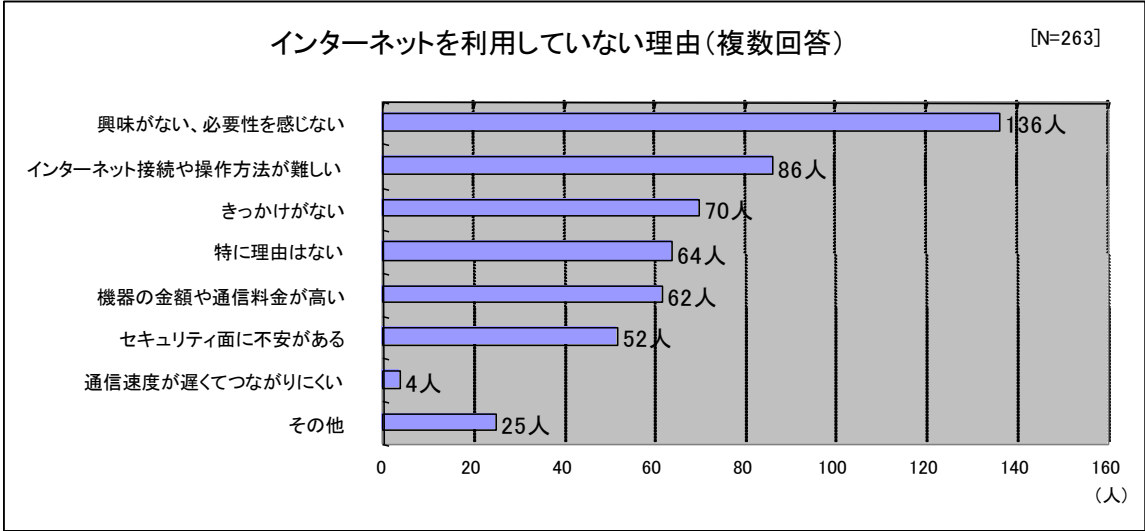
(2) インターネットの利用場所

インターネットを「よく利用する」「ときどき利用している」と回答した人(N=886人)を対象に、『インターネットを利用する場所』について質問した結果は、「自宅で利用している」と回答した人が91%で最も多く、次に「職場」(37%)、「公共施設」(5%)、「インターネットカフェ」(5%)となりました。利用場所別の満足度については、「自宅で利用している」と回答した人のうち満足している(87%)、満足していない(13%)、「職場」では満足している(86%)、満足していない(14%)、「あらゆる場所で利用」では満足している(75%)、満足していない(25%)、「公共施設」では満足している(67%)、満足していない(33%)、「インターネットカフェ」では満足している(73%)、満足していない(27%)でした。

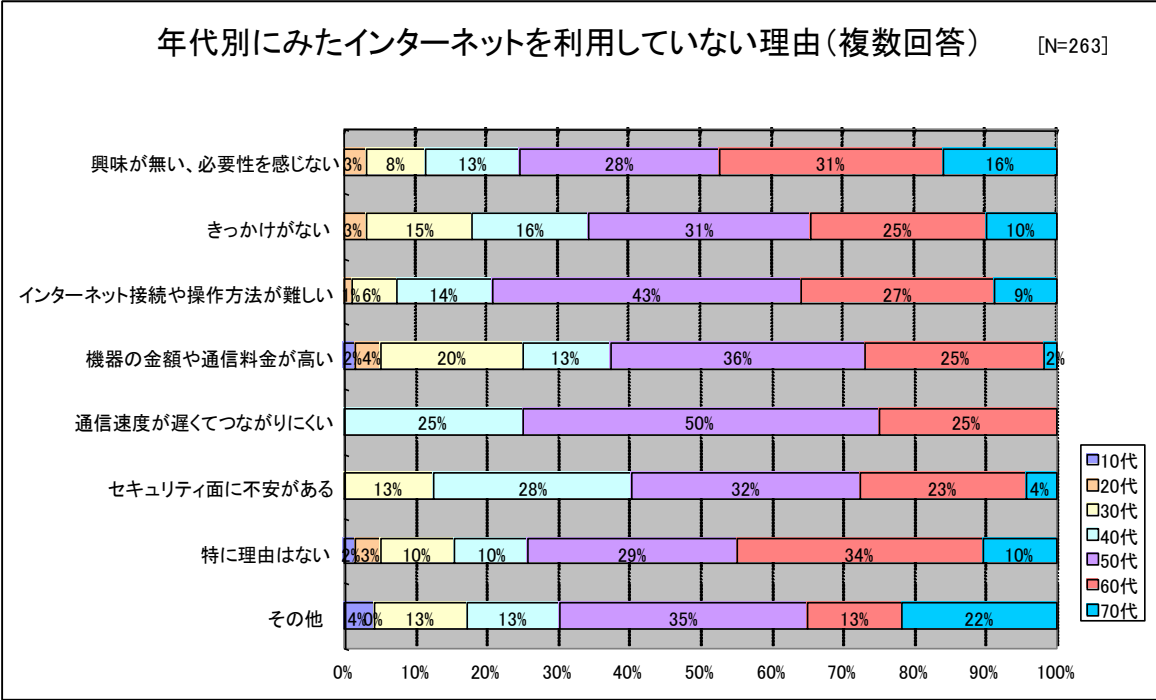
またインターネットを利用していない人(N=263)を対象に、『インターネットを利用していない理由』を質問した結果は、「興味がない、必要性を感じない」が最も多くみられました(136人)。年代別にみた『インターネットを利用していない理由』については、40代では「セキュリティ面に不安がある」、50代では「通信速度が遅くてつながりにくい」、60代では「特に理由はない」、70代では「興味が無い、必要性を感じない」という理由がそれぞれ最も多くみられました。さらに、『もしインターネットを利用するとした場合に、利用したいと思う内容』については「最新情報やニュースの検索」が最も多く(92%)、また、利用する場所については「自宅で利用したい」と回答する人が最も多いという結果になりました。



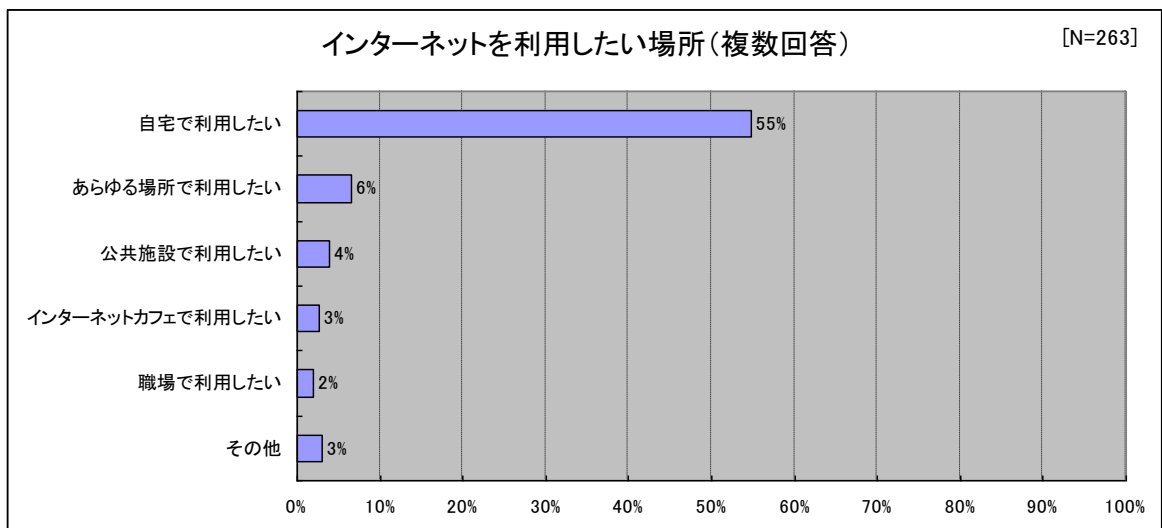
図表2-58



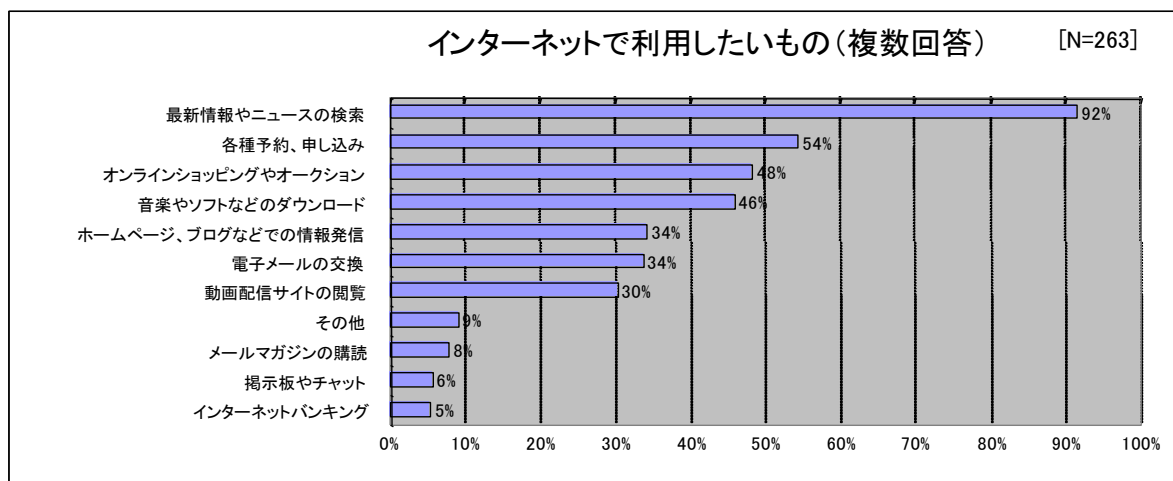
図表2-59



図表2-60



図表2-61



図表2-62

2.3.3.4. 新都市の情報サービスについて

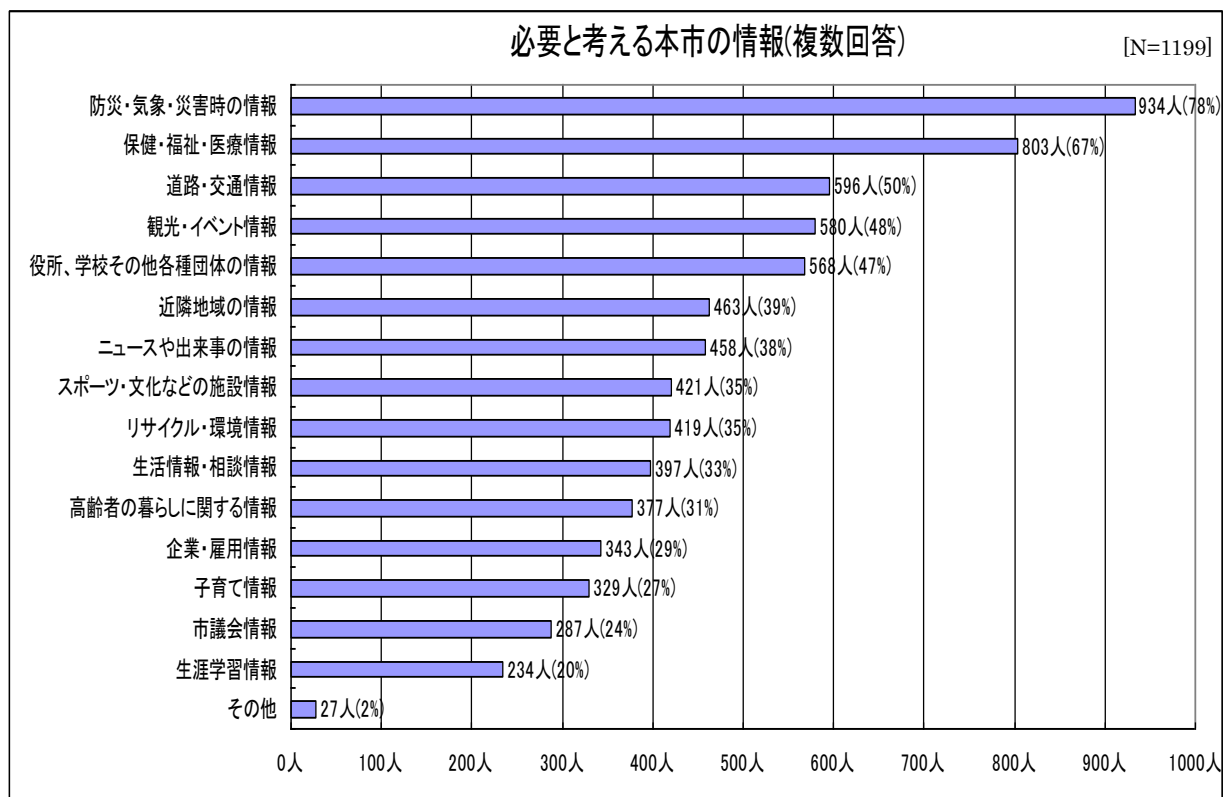
(1) 必要な本市の情報サービス

本市の情報サービスとして「必要である」と回答した人の割合(複数回答)については、前回の地域情報化計画のアンケートと同じく「防災・気象・災害時の情報」が最も高いという結果となりましたが、その割合は62%から78%へと増加がみられました。またその他の項目については「保健・福祉・医療情報」(67%)、「道路・交通情報」(50%)、「観光・イベント情報」(48%)、「役所、学校その他各種団体の情報」(47%)の順で関心が高いという結果でした。

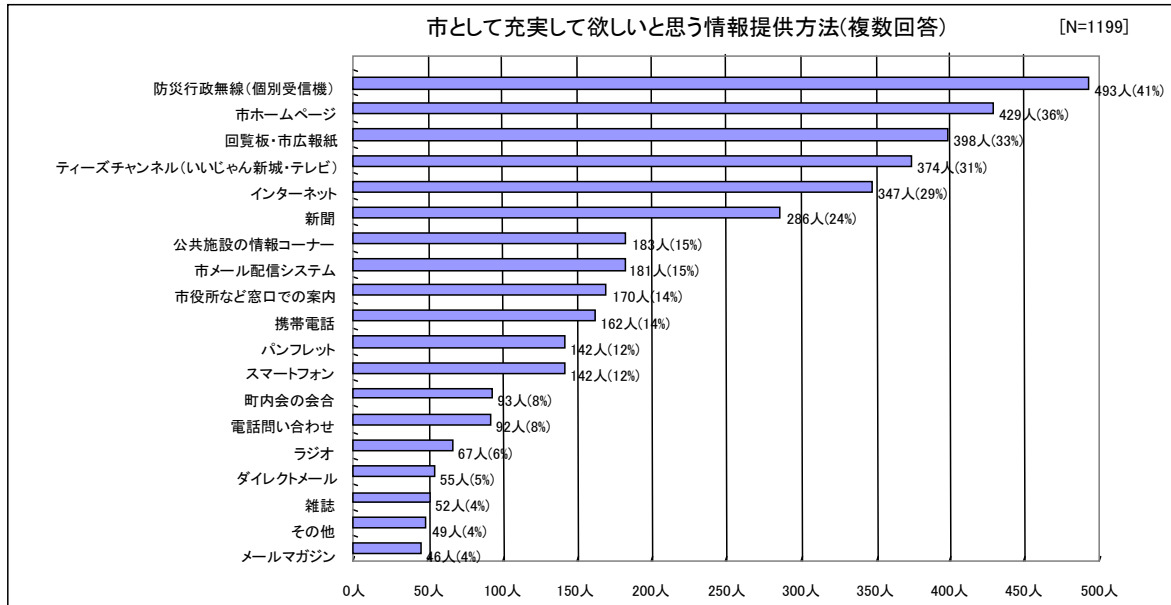
情報を入手する手段としては、新聞や携帯電話、スマートフォン等さまざまですが、本市からの情報提供方法として充実させてほしいもの(複数回答)としては、「防災行政無線(個別受信機)」と回答した人が最も多く(41%)、他にも「市ホームページ」「回覧版・市広報紙」「ティーズチャンネル(いいじゃん新城・テレビ)」などが上位を占めました。

これらの結果から、昨今の震災発生や異常気象の影響で防災の意識が高まっており、災害発生時や発生に備えた情報提供に対する必要性が最も高く、他にも要望の高い情報について、情報提供を充実させていく必要があることが分かりました。

今後、より市民ニーズに近い情報サービスを提供できるよう「情報提供の具体的な内容(例えば携帯電話やスマートフォンであれば、メールでの提供なのか、インターネットのホームページでの提供なのか、SNSでの提供なのか等)」なども把握していくことが重要です。



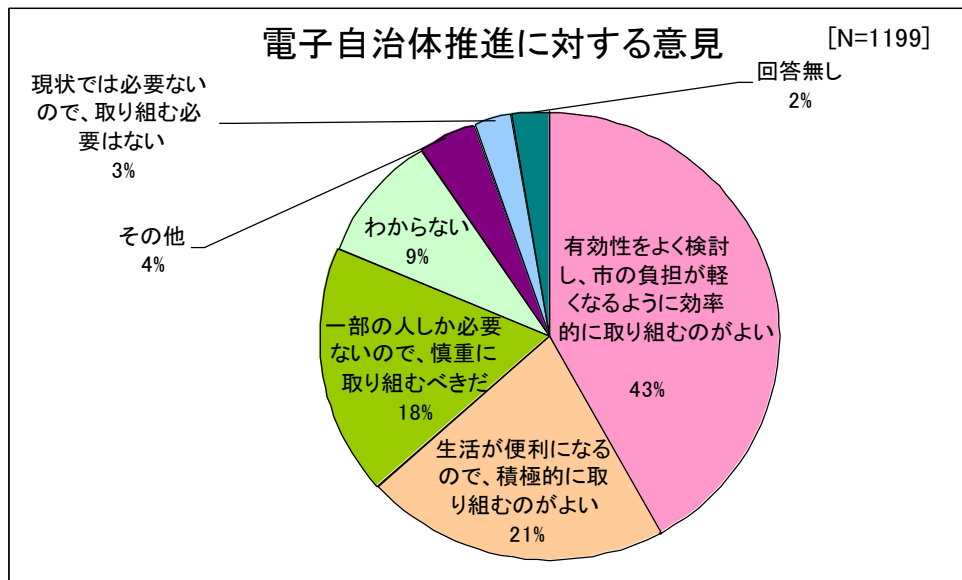
図表2-63



図表2-64

(2) 電子自治体推進に対する意見

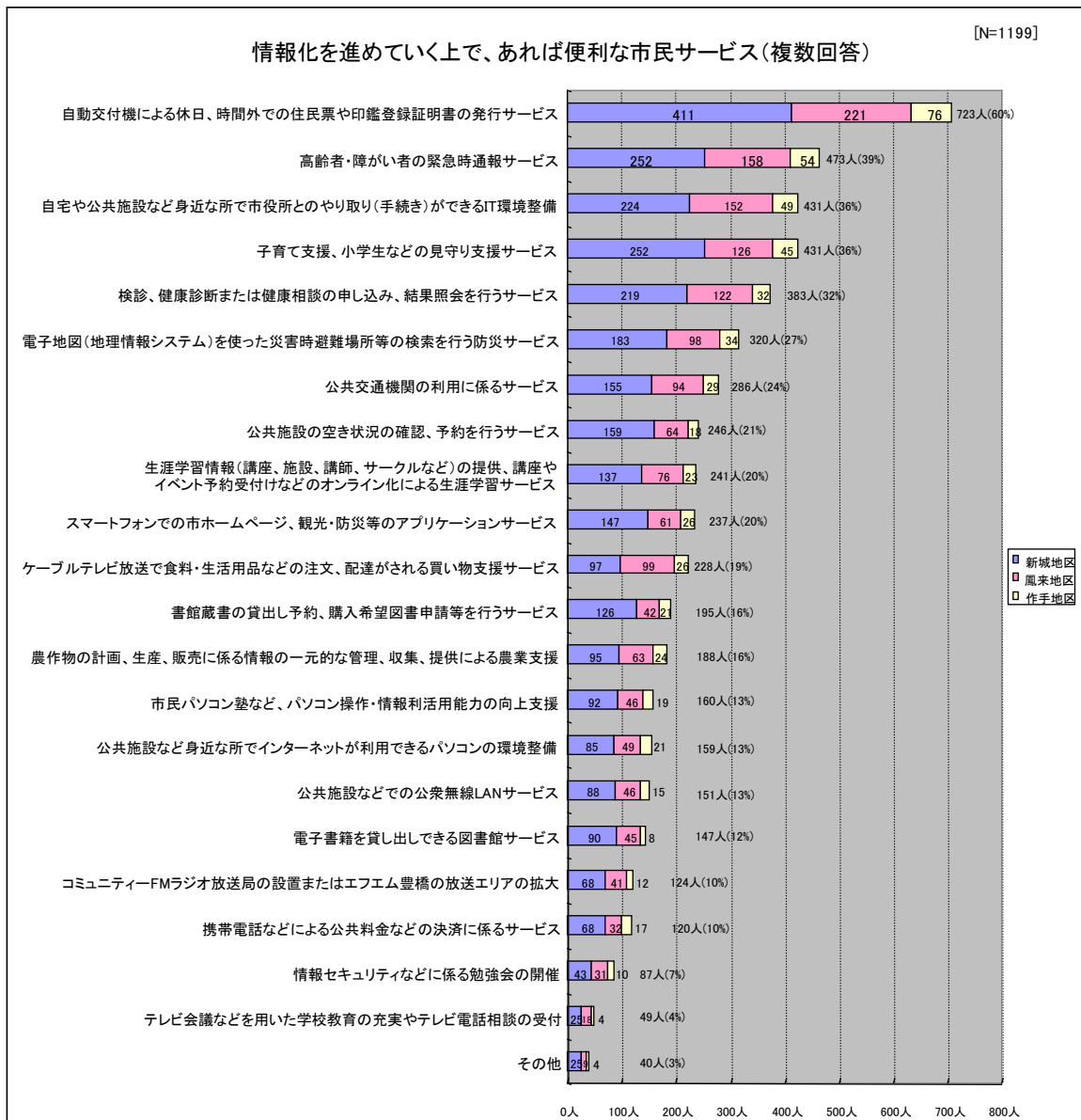
地域の情報サービスとして、『インターネットなどを用いた電子自治体を推進するにあたり、どのように取り組むべきか』という問いに対しては、「有効性をよく検討し、市の負担が軽くなるように効率的に取り組むのがよい」(43%)との回答が最も多いという結果になりました。



図表2-65

(3) あれば便利な市民サービス

『今後本市が情報化を進めていく上で、あると便利な市民サービス』については、「自動交付機による休日、時間外での住民票や印鑑登録証明書の発行サービス」が最も多く(60%)、「高齢者・障がい者の緊急時通報サービス」(39%)、「自宅や公共施設など身近なところで市役所とのやり取り(手続き)ができるIT環境整備」(36%)、「子育て支援、小学生などの見守り支援サービス」(32%)などの要望が高いことが分かりました。



図表2-66

(4) その他ご意見など

本市の情報化推進にあたり調査アンケートを行った結果、市民の皆さまより様々なご意見・ご提言をいただきました。それらの中には、「パソコンが使えない高齢者への配慮をした情報提供方法を検討して欲しい」、「高齢者夫婦や一人暮らし世帯、買い物難民の増加に対して対策をして欲しい。インターネットで買い物ができるようになると便利」といった、高齢者にやさしい情報化整備を求めるご意見や、「子育て支援の情報やサービスをもっと増やして欲しい」、「学校教育でのICT教育を充実して欲しい」といった子どもや教育のための情報化を求めるご意見、「市の観光をアピールし、観光客を呼び込んで活気のある市にして欲しい」など、観光分野における活性化に向けたご意見、さらに災害対策を考慮し「情報伝達がストップした時の対策をしっかりとやってもらいたい」などのご意見がありました。

2.3.4. 職員の情報化意向調査(アンケート)結果

2.3.4.1. 調査概要

本市の庁内情報システムの現状を把握するために、本市職員に対しアンケート調査及び、問題点や要望・留意点等を深掘するため、ヒアリング調査を以下のとおり実施しました。

■アンケート調査実施期間:平成24年7月3日～8月31日

■ヒアリング実施日:平成24年7月17日、7月20日

図表2-67 調査対象システム一覧

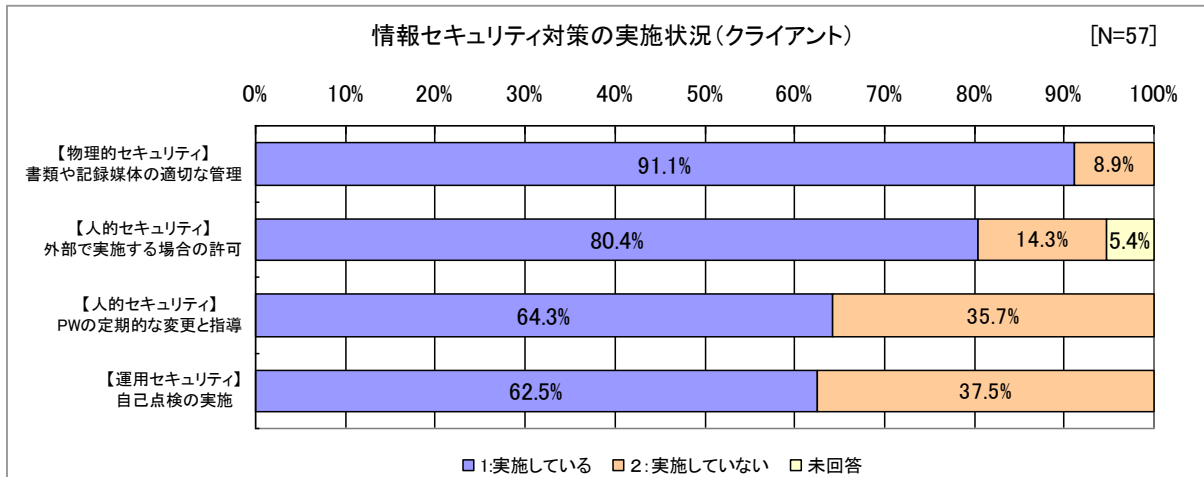
No	区分		所管課	アンケート調査	ヒアリング調査
1	住民記録	住民記録	市民保険課	○	○
2		印鑑登録		○	○
3		住基ネット		○	○
4		戸籍		○	○
5	市民税	住民税	市民保険課	○	○
6		申告支援		○	○
7		課税状況調べ		○	○
8	産業分類	-	市民保険課	○	○
9	固定資産税	固定資産	税務課	○	○
10		償却資産		○	○
11		概要調書		○	○
12		家屋評価		○	○
13		課税原票管理		○	○
14		公図管理		○	○
15	軽自動車税	-	税務課	○	○
16	法人住民税	-	税務課	○	○
17	収納・滞納消込	収納・滞納消込	市民保険課	○	○
18		滞納管理		○	○
19	税証明	-	市民保険課	○	○
20	住登外・送付先	-	市民保険課	○	○
21	口座(振替)	-	市民保険課	○	○
22	国民年金	国民年金	市民保険課	○	○
23		福祉年金		○	○
24	国民健康保険	資格	税務課	○	○
25		賦課	税務課	○	○
26		給付	市民保険課	○	○
27		国保ライン・調整交付金	市民保険課	○	○

No	区分		所管課	アンケート調査	ヒアリング調査
28	福祉医療	子ども医療(資格)	市民保険課	○	○
29		障害者医療(資格)		○	○
30		母子家庭等医療(資格)		○	○
31		精神障害者医療(資格)		○	○
32		後期高齢者福祉医療(資格)		○	○
33		振込		○	○
34	児童手当	-	こども未来課	○	○
35	児童扶養手当	児童扶養手当		○	○
36	保育料	-		○	○
37	介護保険	介護保険	長寿課	○	○
38	後期高齢者	賦課・徴収	市民保険課	○	○
39		福祉給付金		○	○
40	健康管理	成人健診	健康課	○	○
41		母子健診		○	○
42		予防接種		○	○
43	障がい者福祉	-	福祉課	○	○
44	インフルエンザ 予防接種	-	健康課	○	○
45	生活保護	-	福祉課	○	○
46		-		○	○
47	選挙	期日前・不在者投票	行政課	○	○
49	農家台帳	農家農地台帳	農業課	○	○
50	上下水道使用料	上下水道使用料	水道課	○	○
51			下水道課	○	○
52	同報無線戸別 受信機管理	無線管理	防災安全課	○	○
53	人事・給与	-	人事課	○	○
54	CMS	-	秘書広報課	○	○
55	人口流動把握	-	市民保険課	○	○
56	市営住宅使用料・振替	-	都市計画課	○	○
57	IT 総合管理	-	情報システム課	○	-

2.3.4.2. 情報セキュリティ対策

『情報セキュリティ対策の実施状況』については、「書類や記録媒体の適切な管理」は約9割の調査対象システムで行われており、人的セキュリティの「外部で実施する場合の許可」においても約8割が実施をしているものの、個人情報を取り扱う上ではセキュリティ対策実施のさらなる向上が望まれます。

一方、「パスワードの定期的な変更と指導」についても3割以上が未実施という状況で、「自己点検の実施」も約3割が未実施であるなど、基本的な運用セキュリティ及び人的セキュリティ対策が十分に講じられていないといえます。本市の情報システムでは、機密性が高い個人情報を取り扱うことがほとんどであることから、これらのセキュリティ対策をさらに進める必要があります。



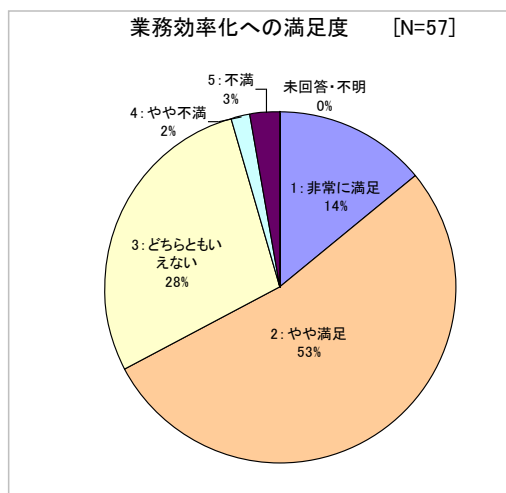
図表 2-68

職員による評価と再構築意向

(1) 主管課の評価

(ア) 全体の満足度

『業務主管課における情報システムの満足度』について、全体の満足度は、「非常に満足」(14%)、「やや満足」(53%)となっており、合計して約3分の2が現状には満足しています。業務への不満は「やや不満」(2%)、「不満」(3%)と、少ないように見えますが、実際のヒアリング調査の回答では、現行システムへの問題点や改善要求が多く見られました。

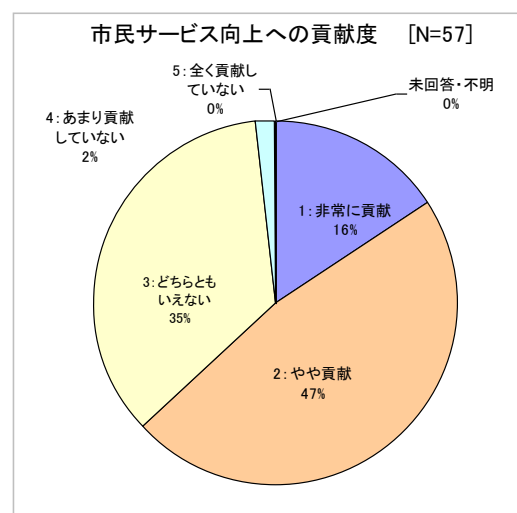


図表2-69

(イ) 市民サービス向上への貢献度

『情報システムの市民サービスの貢献度への評価』について、全体的な評価は、「非常に貢献」(16%)、「やや貢献」(47%)と、合計して約3分の2以上のシステムが住民サービス向上に貢献していると評価されています。

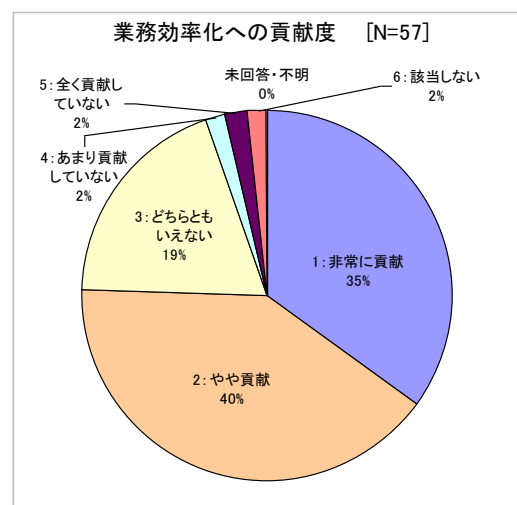
「あまり貢献していない」(2%)、「まったく貢献していない」(0%)と、無駄・無意味な情報システムはほとんど存在していないという評価がされています。



図表2-70

(ウ) 業務効率化への貢献度

『情報システムの業務効率化の貢献度への評価』について、全体評価は、「非常に満足」(35%)、「やや貢献」(40%)と、合計で約7割が貢献していると評価しており、業務効率化に情報システムが大きく貢献していると評価されています。



図表2-71

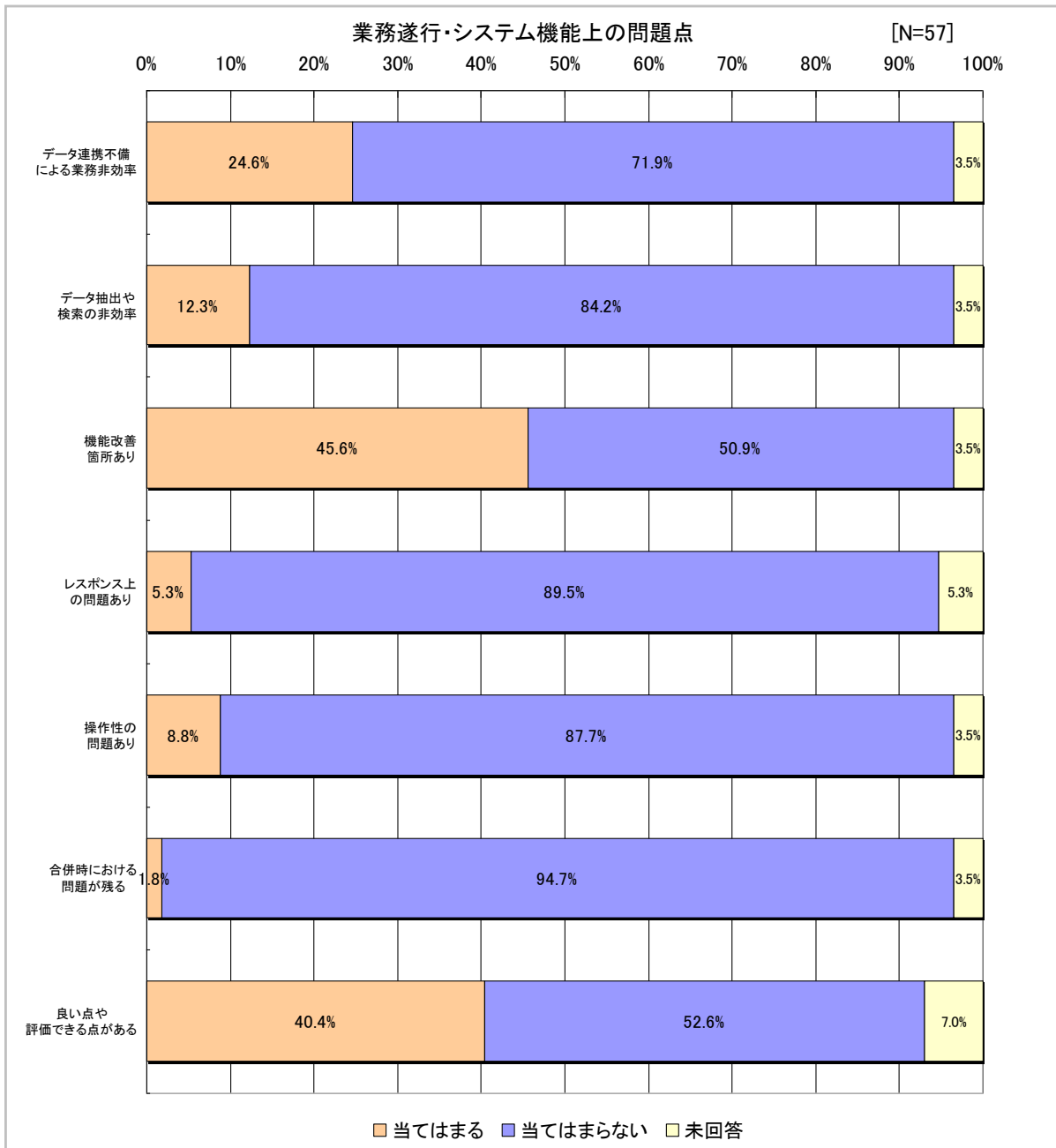
2.3.4.3. システムの評価と問題点

各情報システムについての問題点等についてアンケート調査とヒアリングを実施し、各設問に対する職員の回答について以下にまとめました。

(1) 各分野の問題点

(ア) 業務遂行・システム機能上の問題点

『業務遂行・システム機能上の問題点』については、機能改善箇所が「あり」という設問に対しての指摘が目立って多く、続いてデータ連携の問題点が多く挙げられました。

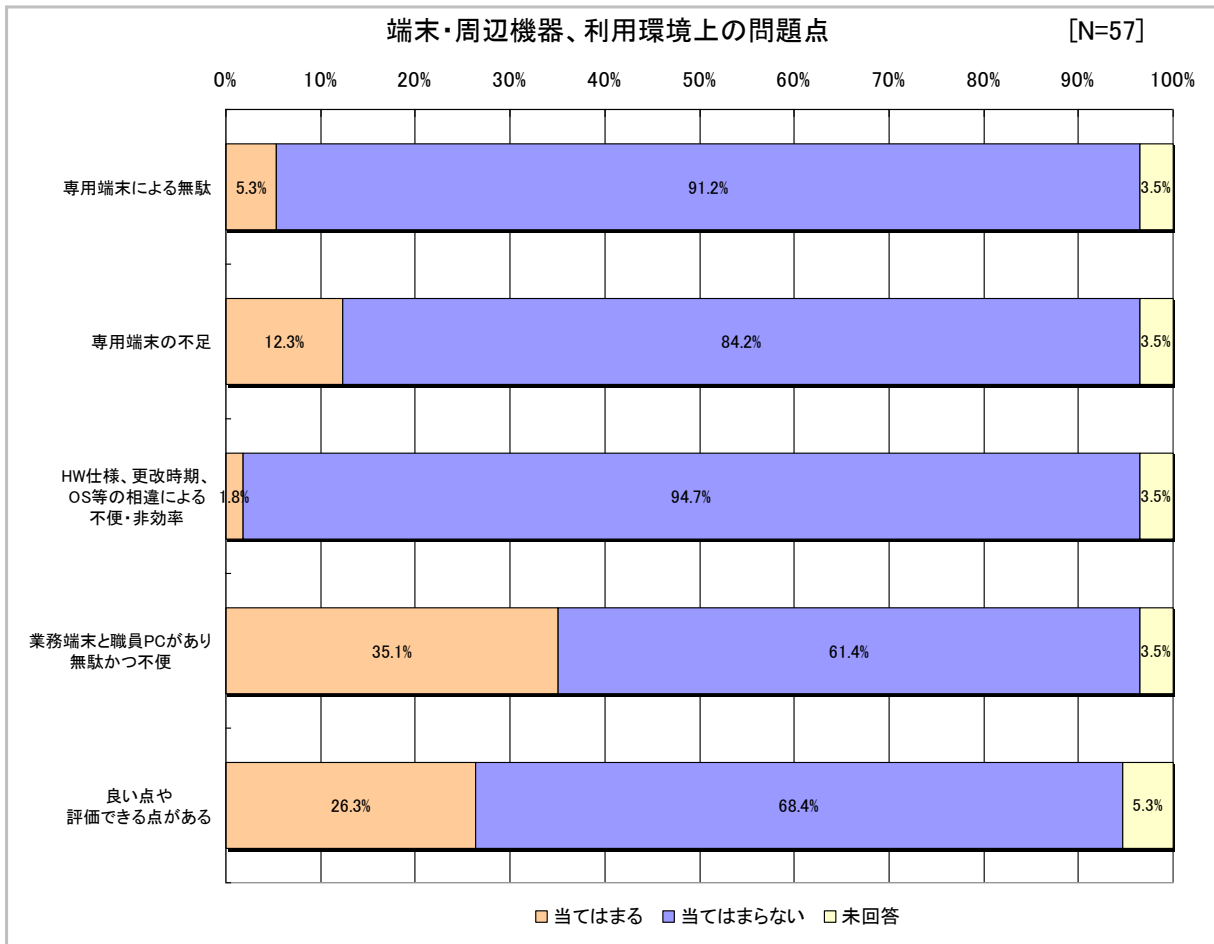


図表 2-72

(イ) 端末・周辺機器、利用環境上の問題点

『端末・周辺機器、利用環境上の問題点』については、「基幹系のパソコン端末と内部情報系のパソコン端末が2種類あり無駄かつ不便」の問題点の指摘が多くなっています。

また、「専用端末の不足」についても、繁忙期のお客様対応で不足することが多いとの意見も多々見受けられました。これらの問題に対しては、基幹系ネットワークと内部情報系ネットワークの統合などについても検討していく必要がありますが、その際にはセキュリティについても十分な留意が求められます。

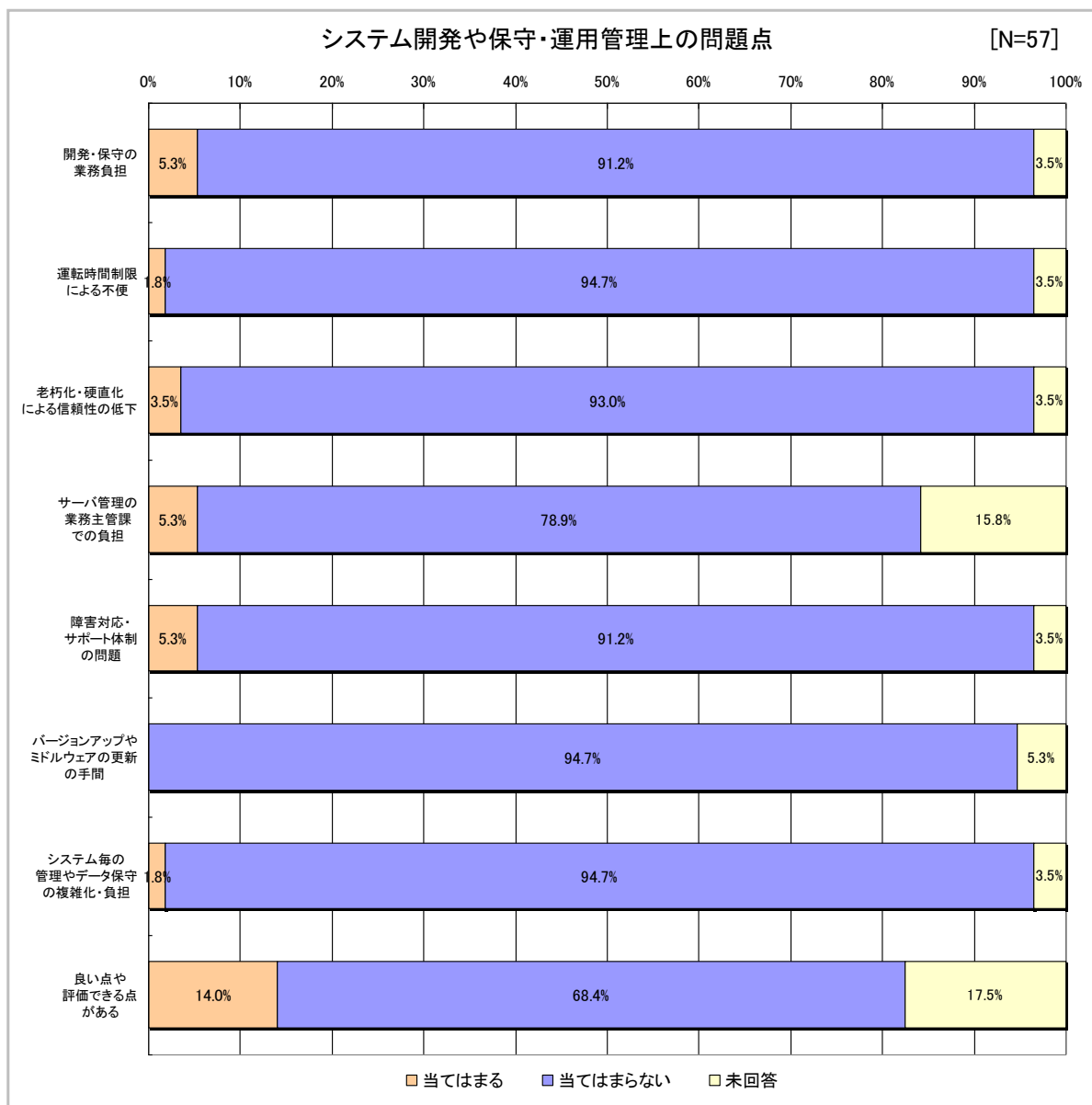


図表 2-73

(ウ)システム開発や保守・運用管理上の問題点

『システム開発や保守・運用管理上の問題点』については、全体的に指摘はあまりみられませんでしたが。

個別では「毎日サーバ室にてサーバ管理や手動でバックアップ管理を行うのは負担になっている」、「戸籍副本など外部媒体にデータのバックアップをとる作業が増加し負担になっている」などの指摘があり、バックアップに関して、一部の担当に負担がかかっていることがわかりました。

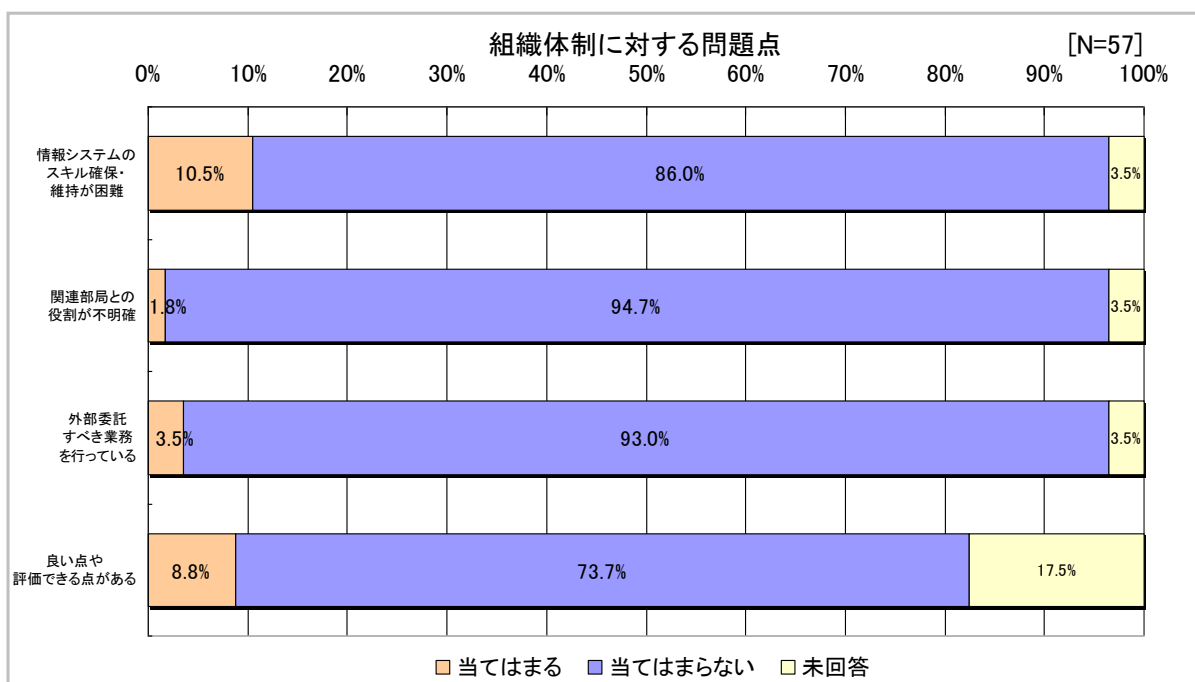


図表 2-74

(エ) 組織体制に関する問題点

『組織体制に関する問題点』については、「情報システムに係るスキル確保・維持」に指摘が見受けられました。

保育料システムからは「法改正によるシステム改修などは導入業者に対し依存する度合いが高く常に処理できる内容を把握するのは困難」、国民健康保険システムから「制度が複雑化していること、また、システムの専門知識などが高度化しているため」などの意見があり、法制度の複雑化に伴い、システムベンダーに依存せざるを得ない状況も把握できました。

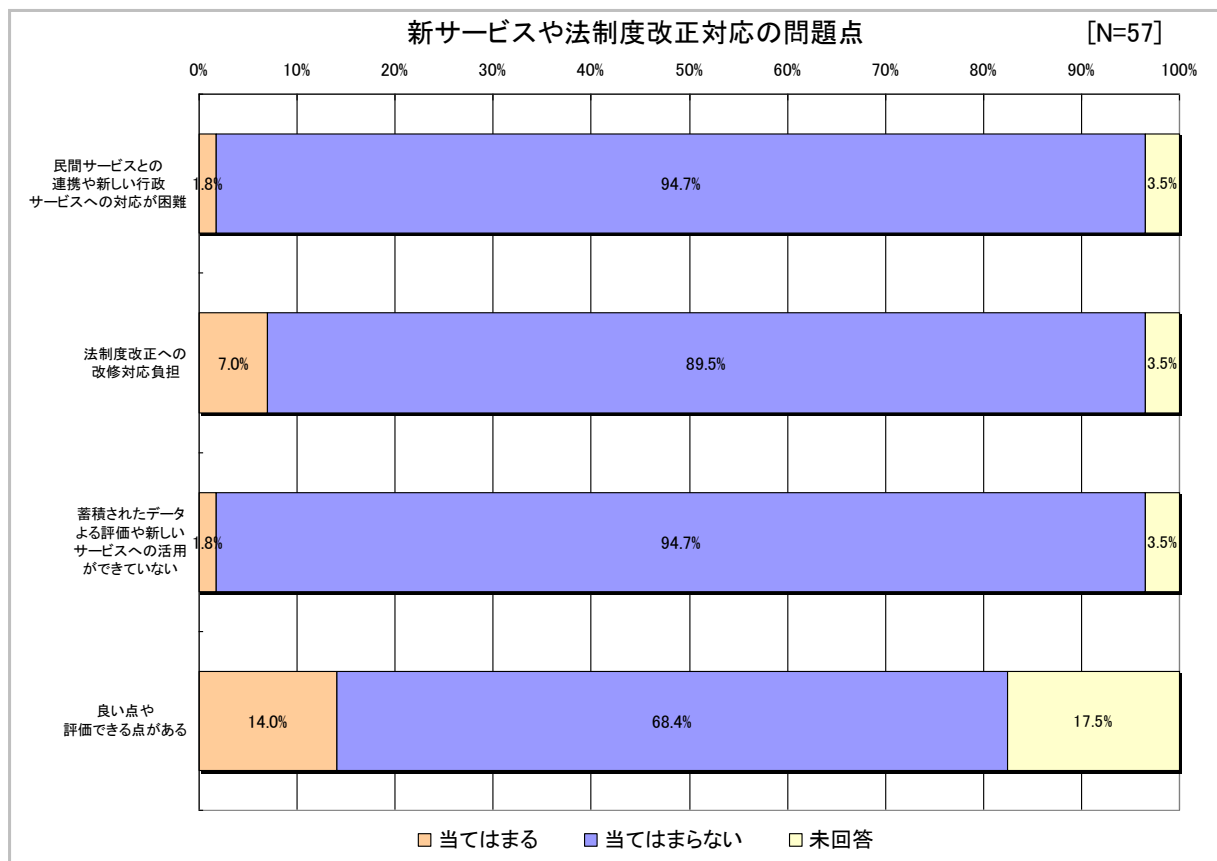


図表 2-75

(オ) 新サービスや法制度改正対応

『新サービスや法制度改正対応の問題点』については、「法制度改正への改修対応負担」への指摘が多くみられたものの、特に際立った指摘事項はありませんでした。

法制度改正対応については、固定資産税(償却資産)から「特例適用の法改正がほぼ毎年あるが、委託業者任せであり、適用漏れ等の落ちがないか不安である」、住民税では「改正内容が複雑化している。また関連部局との連携が不十分(平成24度の年少扶養にかかる保育料算定等)」などの意見が挙げられました。

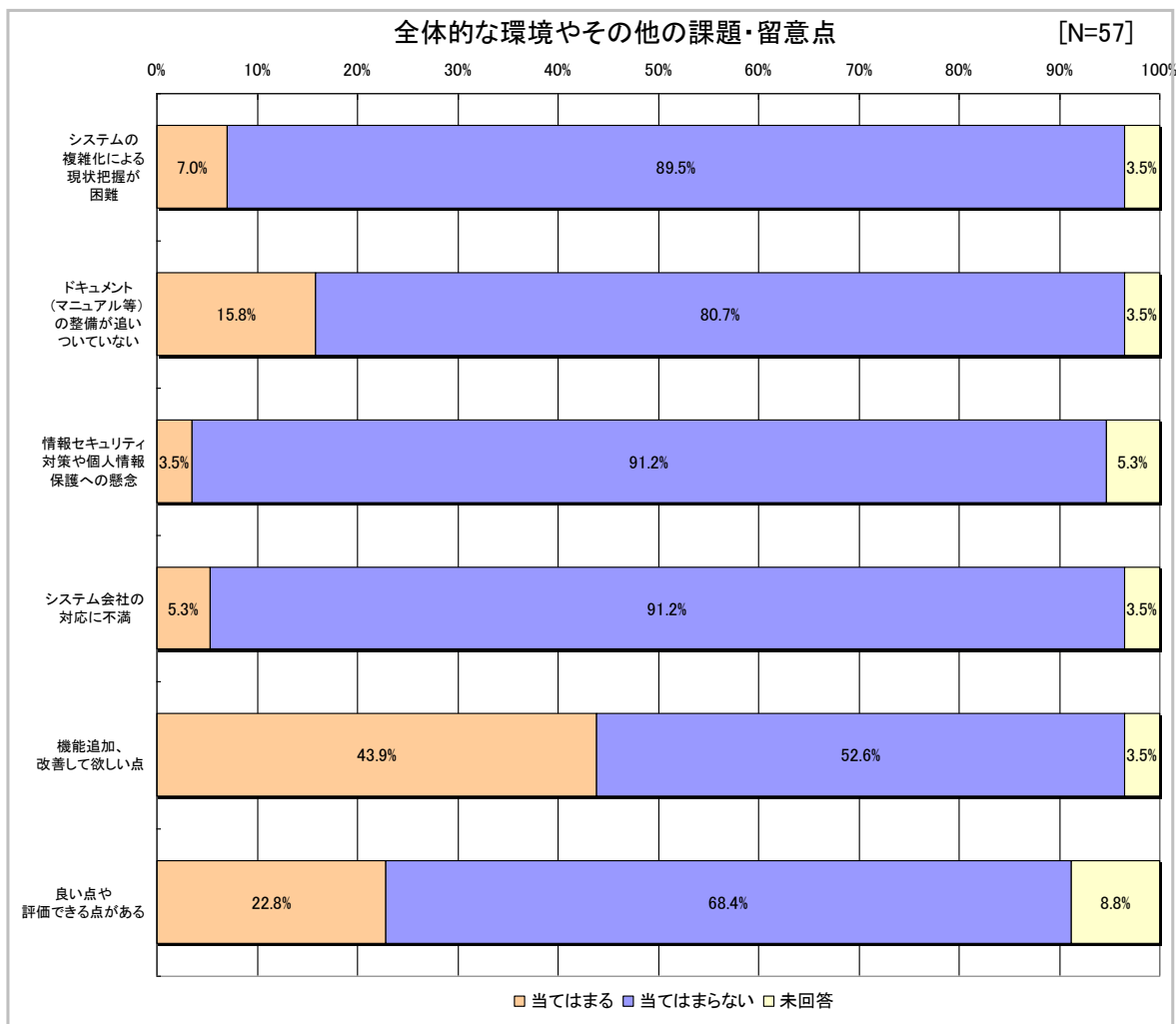


図表 2-76

(カ) 全体的な環境やその他の課題・留意点

『全体的な環境やその他の課題・留意点の問題点』については、「機能追加、改善して欲しい点」についての指摘が最も多く、続いて「マニュアル類や設計書等のドキュメント不備」に問題点の指摘が多く挙げられました。

個別には「システム運用当初はマニュアルがあったものの、その後の改修に対応できていない」、「そもそもマニュアルが無い」などの意見が多く見受けられました。



図表 2-77

2.3.5. さまざまな行政分野の取り組みと情報化の関わり

(1) 観光・産業

本市は、平成17年10月に旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村が合併し誕生しました。人口は、50,359人(平成24年12月現在)、面積は県土の約1割を占める499km²と県内で2番目の広さとなっています。これに伴い、本市が抱える自然や歴史文化を活かした観光資源や観光施設も広がるとともに、国県指定の自然公園エリアも広大なものとなり、観光施策を考える上で、一段と広い視野が必要となってきています。

また、当地域は東海道新幹線や東名高速道路からの至近距離にあり、中部圏、関東圏、関西圏からの観光客の誘致に対して利便性に富む立地条件を満たしています。

一方、東海北陸自動車道全線開通、新東名高速道路、三遠南信自動車道等により、近い将来には、大きな交通体系の変化が起こるため、当地域は重要な観光ルートの一つとして、一層注目される時代が到来しています。遠距離からの来訪者も見込まれるため、既存の道の駅(鳳来三河三石、つくで手づくり村)の充実とともに、インターチェンジ周辺整備のひとつとして観光案内などの機能が整った交流拠点施設である道の駅の建設を計画しています。

平成22年3月に策定した「新城市観光基本計画」では、「観光交流による地域の活性化」を目的とし、本市における観光の魅力を再確認した上で、観光客数の減少傾向を改善させるべく、観光振興の基本方針を5つ挙げています。

この中で、「方針4 有効な観光情報を発信し、誘客を促進する」などを具現化する手段の一つとして、道の駅などでの情報発信など活用が期待されています。



図表2-78 新東名インター近くに建設される道の駅(2015(平成27)年3月頃の完成予定)のイメージ

(2) 保健・医療・福祉・介護

本市においても少子高齢化は課題の一つであり、高齢化への対応として平成24年3月に策定された「第5期新城市高齢者保健福祉計画」では、平成26年の高齢化率は30.1%と予測されています。

また、同計画では「私らしさと安心を皆で支えあう『山の湊』しんしろ」をキャッチフレーズにさまざまな取り組みが推進されています。この中で、健康づくりや身近な場所での健康教育、健康相談の実施などを具現化する手段の一つとして情報の活用が期待されています。

子育てについての対応としては、次世代育成支援対策として平成22年3月に策定された「新城市次世代育成支援行動計画」では、「水と緑あふれる ふれあいのまち 子どもと子育てをみんなで支える 湊しんしろ」を基本理念とし、さまざまな取り組みが進められています。この中で、子育てに対する情報提供や相談事業の充実が基本施策として挙げられ、「地域医療だより奥三河の風」や「助産所だより」などによる情報提供が行われており、これらの情報のさらなる活用が期待されています。

(3) 環境

地球温暖化への対応は、国を挙げて行われているところでありますが、本市では、新市に移行後は、従来の「環境消費型社会」から「環境育成型社会」へ転換することを目標に、様々な機会を通じ、「市民の気づきから行動へ、そして連携へ結びつけるための事業」を継続的に行っています。具体的には、「省エネナビ」や「燃費マネージャー」などのモニター制度、出張環境教室や環境講座の開催、緑のカーテン倶楽部などを実施しています。

平成23年4月に策定された「新城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」では、本市役所を一つの事業所として事業活動における環境負荷を軽減し、温室効果ガスの排出抑制を実行推進するための取り組みが示されています。

この中で、OA機器等電化製品の適正使用が掲げられており、具体的には「パソコンの省電力モードの活用」や「業務終了時のOA機器等の電源オフ」などの使用段階での対策のほか、「OA機器や電化製品を購入する際の国際エネルギースタープログラム適合製品やエネルギー基準達成率の高いものの優先選択」など購入段階の対策が挙げられています。

今後の情報化を進めるにあたっては、これらの購入、使用にあたっての対策や、システムを購入、所有せずに事業者のサービスを利用するなどの方策を検討する必要があります。

(4) 防災・防犯(安心・安全)

平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波による被害が甚大なものとなり、建物や避難場所などハード面の課題のほか、地域住民に対する迅速な情報提供と避難誘導などソフト面での課題も浮き彫りとなりました。

本市は、海に面してはいないものの、東海地震の発生時における被害も大きく想定されており、「地域防災計画(地震災害対策計画)」及び「地域防災計画(風水害・原子力等災害対策計画)」を平成24年1月に修正し、市域に係る防災に関し市の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を策定しています。例えば、災害に強いまちづくりを進めるため、防災行政無線や全国瞬時警報システムの保守管理を行い、「防災行政無線保守管理事業」や、災害時に県、県下全市町村及び関係機関を結ぶ、通信ネットワークシステムの運用管理を行う、「高度情報通信ネットワーク管理事業」などがあります。

災害発生時における本市の正確な情報収集と市民に対する発信及び県、国等の関連機関に対する報告は、重要な位置づけとされており、情報の活用が期待されています。

また、市民に対する日常的な取り組みとしては、「メール配信システム」を整備し、登録した市民に対して、地域防犯情報などと共に、地震情報、風水害情報などを配信し、即時性の高い情報提供を行っています。

<参考>メール配信システムの配信内容(市の公式ホームページより)

○地震情報の配信内容

- ・災害対策情報(被害情報や災害対策情報等の災害対策本部からの情報)
- ・地震情報(市内の地震計が震度3以上)
- ・東海地震観測情報、同注意情報、同予知情報(気象庁より情報発表時)
- ・警戒宣言(内閣総理大臣により警戒宣言が発表時)

○風水害情報の配信内容

- ・災害対策情報(被害情報、避難所開設等の災害対策本部からの情報)
- ・気象警報(東三河北部地域に大雨・洪水・暴風の各警報の発令・解除)

○選挙関連の配信内容

- ・市長、市議会議員、衆議院議員、参議院議員、知事、県議会議員の
各選挙における投票(予定:中間及び結了)
開票(予定:午後9時40分以降1時間ごと、結了)
- ・市内有権者数(3月、6月、9月、12月)
- ・今後予定されている選挙 など

○感染症・衛生情報の配信内容

- ・感染症情報(インフルエンザ警報等の保健所からの情報)
- ・保健衛生情報(食中毒警報等の保健所からの情報)
- ・光化学スモッグ情報(愛知県からの予報・注意報など)
- ・健康インフォメーション など

○こども園関連情報の配信内容

- ・新城版こども園情報
- ・子育てイベント情報
- ・子ども健康インフォメーション など

○自治のたねの配信内容

- ・市民活動情報
- ・イベント情報
- ・ボランティア募集情報
- ・自治基本条例関連情報 など

(5) 教育

本市は合併後、新しい市としての教育の道筋をつけるべく、組織改革や事務改善を行い、本市の教育の目指す姿に向けて、体制を整えてきました。また、三地区各々の地域特性を互いに共有し、共通理解と一体化に向けた取り組みを進めています。

「新城教育」の礎をなすものとして「共育」の輪を広げ、学校教育や生涯学習の場で活かして行くことが大切であり、それらは「新城らしさ」につながります。そこで本市の学校教育と生涯学習の方針と主な施策として以下を掲げ、具体的な取り組みを行っています。(平成24年3月の「平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」)

＜学校教育の方針と主な施策＞

- 方針1 「新城の三宝」を活かした「新城ならではの共育」の創造
- 方針2 言葉を豊かにする教育の推進
- 方針3 教師の足腰を強くする機会の充実
- 方針4 小学校再配置・耐震補強など学校教育環境の整備

＜生涯学習の方針と主な施策＞

- 方針1 市図書館、公民館、文化会館の活性化
- 方針2 市民文化の振興と文化財の価値の発信
- 方針3 市民スポーツの振興とDOS（Do Outdoor Sports）等のイベントの発信

文部科学省から平成23年8月31日に公表された「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば、「普通教室のLAN整備」や「校務支援システムの整備」、「電子黒板の整備」などの学校現場の教育に関わる情報化が各自治体において進められており、本市においても、今後児童生徒のICT教育や教職員の校務支援のさらなる充実を図ることが求められています。

(6) 新庁舎の建設

平成24年5月に策定された「新城市新庁舎基本計画」では、老朽化した既存庁舎の建替え及び分散化した庁舎機能の集約化と、将来につながる先進的な新庁舎を目指して、建設を予定しています。新庁舎建設の基本理念とそれに基づく5つの基本方針は以下のとおりです。

【基本理念】

『市民(ひと) まち 未来』が見える 新城型庁舎

[5つの基本方針]

- ・市民が集い、市民自治の拠点となる庁舎
- ・環境首都新城を先導しアピールする、先進的な環境共生庁舎
- ・防災拠点としての安全・安心を確保した人にやさしい庁舎
- ・地域経済活性化に貢献し、新城のまちと共に生きる、まちづくりの拠点庁舎
- ・後世に負担をかけない、機能的で経済的合理性に優れたスリムな庁舎

また、新庁舎建設における整備方針の一部について以下に記載します。

- ・誰にでもわかりやすく、手間をかけさせない、待たせない市民窓口
- ・個人情報の保護対策とセキュリティ管理 など

これらの方針に沿って、市民サービス向上とセキュリティ確保の側面から本計画での具現化などを含めた新庁舎建設の実現が求められています。

2.4. 地域情報化の現状(まとめ)

これまで第2章の各項目で把握してきた地域情報化に向けた現状のポイントについて、下表のとおりまとめます。

図表2-79 地域情報化に向けた現状のポイント

第2章の項目	ポイント
1. ICT及び情報化の社会的動向	<ul style="list-style-type: none"> ①携帯電話・PHSは約95%、パソコンは約78%の世帯普及率となっている。スマートフォンは約30%であり、急速に普及が進んでいる。 ②インターネット利用者数、人口普及率とも双方が上昇している。 ③スマートフォンなどによるソーシャルメディアを活用した情報提供も増加しており、人と人とのつながり方も多様化している。 ④インターネットの利用において、ウイルスの除去や個人情報漏えいについて不安を感じている。
2. 国、県の動向	<p><国></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報化施策としては、電子行政の実現、地域の絆再生としての教育、医療分野でのICT利用、クラウドへの取り組み、社会保障・税番号制度の検討などが進んでいる。 ②ICT利活用分野については、防災、教育、防犯、福祉分野での取り組みが全国的に進んでおり、今後は交通、観光分野へ取り組みが期待されている。 ③課題として、費用、人材、インフラ基盤の整備などが挙げられる。 <p><県></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ICT経費削減、災害対策強化を目的にクラウド化の推進が図られている。 ②暮らしに役立つ行政サービスへの進化等の施策展開が図られている。
3. 本市情報化の現状	<p><新城市地域情報化計画(平成18年度策定)の具体的取り組み・情報通信環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ①公共機関、学校等(計64箇所)への高速情報基盤を整備した。 ②携帯電話不感エリアをほぼ解消した。(一部の不感エリアは、フェムトセルで対応) ③市民が超高速インターネット接続を利用できる環境が整い、ブロードバンドゼロ地域を解消した。 ④新城地区でのケーブルテレビ加入率の向上が必要である。 ⑤今後は、この基盤の有効な利活用が求められている。 <p><市民の情報化意向調査(アンケート)></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報入手の手段はアナログ、デジタルなどさまざまである。 ②情報入手への不満は、情報量、提供手段、案内方法等が挙げられる。 ③インターネットへの接続環境は、ほぼ整備されている。 ④利用しない理由は、「興味がない」、「きっかけがない」が多い。 ⑤防災や福祉、健康、子育て、施設予約、観光分野の情報提供に期待が高い。 ⑥情報化投資は、有効性を検討して費用負担軽減を考慮して欲しい。 <p><職員の情報化意向調査(アンケート・ヒアリング)></p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員の情報セキュリティ意識は高く、より一層の徹底が求められる。 ②業務効率・事業継続性向上を目的に庁内情報システム再構築要望が多い。

第2章の項目	ポイント
3. 本市情報化の現状	<p><さまざまな行政分野の取り組みと情報化の関わり></p> <p>(1) 観光(観光基本計画―目的:観光交流による地域の活性化―)</p> <p>①観光情報の収集、提供、発信(道の駅等)</p> <p>(2) 保健・医療・福祉(高齢者保健福祉計画)</p> <p>①平成26年に高齢化率30%を想定</p> <p>②健康教育、健康相談の充実</p> <p>(3) 環境(地球温暖化防止実行計画(事務事業編))</p> <p>①OA機器等電化製品の適正使用</p> <p>②OA機器等の購入時は省エネルギー製品を優先選択する等、適正な製品選択</p> <p>(4) 防災(地域防災計画)</p> <p>①市民・国、県に対する情報提供、情報共有の充実</p> <p>(5) 教育</p> <p>①校務の効率化</p> <p>②学校へのICT活用のための基盤整備、普通教室へのLAN、電子黒板の整備</p> <p>(6) その他(新庁舎基本計画)</p> <p>①窓口サービスの充実</p> <p>②情報セキュリティに配慮した庁舎</p>

2.5. 本市情報化の課題

第2章で行った調査等を通じて抽出した、本市の情報化における課題として以下の5点を設定しました。設定においては、多くの市民の要望や情報化を通じた各種行政計画での施策の実現を目指すべき姿と捉え、本市が目指すべき姿へ向かう上で求められる過程(目指すべき姿と現状とのギャップ)を課題としました。

1. 多様化する市民の情報収集ニーズへの対応(情報内容・情報手段)

市民が本市に対して期待している情報については、新たなしくみにより提供を検討することはもちろんですが、現在整備しているしくみについて分かりやすい広報案内や情報提供のタイミング、情報量の見直しなどにより、情報が、欲しい時に、欲しい人へ、確実に届くように配慮し対応することが求められています。

また、市民の情報収集手段として、アナログ、デジタルといった手段を問わず多様化している現状を踏まえ、それぞれの手段のよい点を活かしながら、世の中の流れや市民の世代、生活スタイルに対応した幅広い手段による情報提供が求められています。

さらに、市民に対して本市から片方向で情報を提供するかたちのほかにも、最新の情報技術を用いて、本市と市民が双方向で情報のやりとりをし、コミュニケーションを図るしくみづくりなどにも力を入れて取り組む必要があります。

2. 市内に張り巡らされた情報通信基盤の利活用

市民サービスや職員の業務効率の向上などに寄与するしくみを検討するにあたっては、本市の情報通信基盤を十分に活用していく必要があります。各世帯のケーブルテレビやインターネットでのFTTHや、市内の公共施設等に張り巡らされた有線・無線の情報通信基盤の活用によって、様々な行政分野において情報の利活用を行うことにより、地域の情報格差が少なく、老若男女を対象とした、魅力のある利便性の高いしくみづくりが求められています。

また、市内の情報通信基盤をより良好な状態で維持するため、必要なメンテナンスを効率的に継続していく必要があります。

3. 情報を活用したにぎわい創出

市民が、新都市に愛着を持ち、安全、安心なまちで、楽しく生活し、地域の市民同士が活動・交流を図り、他地域からの訪問者が本市の魅力にふれながら市民と交流を図るなどして、まさに「山の湊」に相応しいにぎわいの創出が、情報の利活用をきっかけとして実現していくことが求められています。

また、本市が単独で取り組めること以外にも、NPOや各種団体、ボランティア、教育機関の学生などと協力して、情報活用のしくみを効率的に機能させることも検討する必要があります。

4. 市民サービスやセキュリティ確保に配慮した新庁舎の情報化整備

市民へのサービス提供や市民の日常活動を支える拠点として、市役所庁舎の果たす機能は重要なものとなっています。新庁舎の建設においては、市民サービスやセキュリティ確保に配慮した、情報化整備を効率的に行うことが求められています。そのために必要な機能や設備をよく検討し、クラウド化や他自治体との共同化を検討しながら、情報化の電子自治体拠点として整備を進める必要があります。

5. 環境に配慮した情報化整備

情報化の推進を検討するに当たり、地球環境へ与える影響を考慮せずに無尽蔵に整備を進めるのではなく、人や環境に優しい整備を推進していきます。環境規格に則った製品選定はもちろんですが、機器の構成、技術的機能やシステム構成などにも留意し、二酸化炭素排出量や消費電力に配慮しながら情報化整備を進める必要があります。

第3章 地域情報化の基本方針

3.1. 地域情報化施策の方向性と基本方針

第2章で示した本市の地域情報化の現状と課題を踏まえ、本計画での地域情報化施策の方向性を明らかなものとするため、基本理念及び基本方針を以下に示します。

<情報化の基本理念>

山の湊を 市民(ひと)でつなぐ 交流架け橋の実現

市内に整備された情報通信基盤を活用し、情報化を推進していくことで、交流の架け橋を実現し、市民や観光客のにぎわいを生みだし、本市に関わる全ての人々がつながる「山の湊」の実現を目指します。

<情報化の基本方針>

方針1 市民の「安全・安心」につながる情報化

市内に整備された情報基盤を活用し、防災・防犯、保健・福祉等について、老若男女を問わず、それぞれのライフスタイルに対応した情報提供等を充実させ、地域の安全を守り、市民のだれもが安心して暮らせるまちづくりを支援します。

方針2 市民の「にぎわい・もてなし」につながる情報化

市内に整備された情報基盤を活用し、観光、教育、地域産業や環境等について、市民同士の交流や、観光客への情報提供等を充実させ、にぎわいの創出・もてなしを実現し、人と地域がひびき合うまちづくりを支援します。

方針3 市民の交流を支える庁内情報化

市民や地域のつながり・交流を支えるべく、市として手厚く、きめ細やかな市民サービスをスピーディーに提供し、情報セキュリティや業務継続性に配慮しながら、新庁舎等において行政事務や市民サービス提供が効率的に行える情報化環境を整えます。

情報化は多くの市民がその恩恵を感じることができることから、利用しやすい、人にやさしいインターフェースを考慮し、システムなどのハード整備、情報伝達や運用のしくみづくりに注力をし、ユビキタス※の普及を実施することで、市民の交流の拡大や発展を図ります。

※ユビキタスとは

インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境のことです。

3.2. 地域情報化の将来像

情報化の基本理念である「山の湊を 市民(ひと)でつなぐ 交流架け橋の実現」をもとに、基本方針に沿った目指すべき情報化の将来像として、以下の6つを掲げます。

(1) 電子市役所の推進

新庁舎の建設に合わせ、窓口の待ち時間の短縮化や証明書の発行の自動化など、市民の市役所利用における利便性向上のしくみづくりについて検討します。

(2) 地域情報通信基盤の利活用

「新城市地域情報化計画(平成18年策定)」にて、市内全域に整備したFTTH網を有効に利活用し、市民の要望や費用対効果の高い分野における情報提供や活動、生活支援のしくみづくりについて検討します。

(3) 災害に強く安心・安全な市民生活の実現

地震や風水害など、災害発生時における市民へのきめ細やかな情報提供や、自治体業務の継続、迅速な復旧を可能とするしくみづくりについて検討します。

(4) 行政事務の高度化・効率化の推進

市民生活を支えるための行政事務をより高度に、かつ効率的に実施するためのシステムの整備の在り方について検討します。

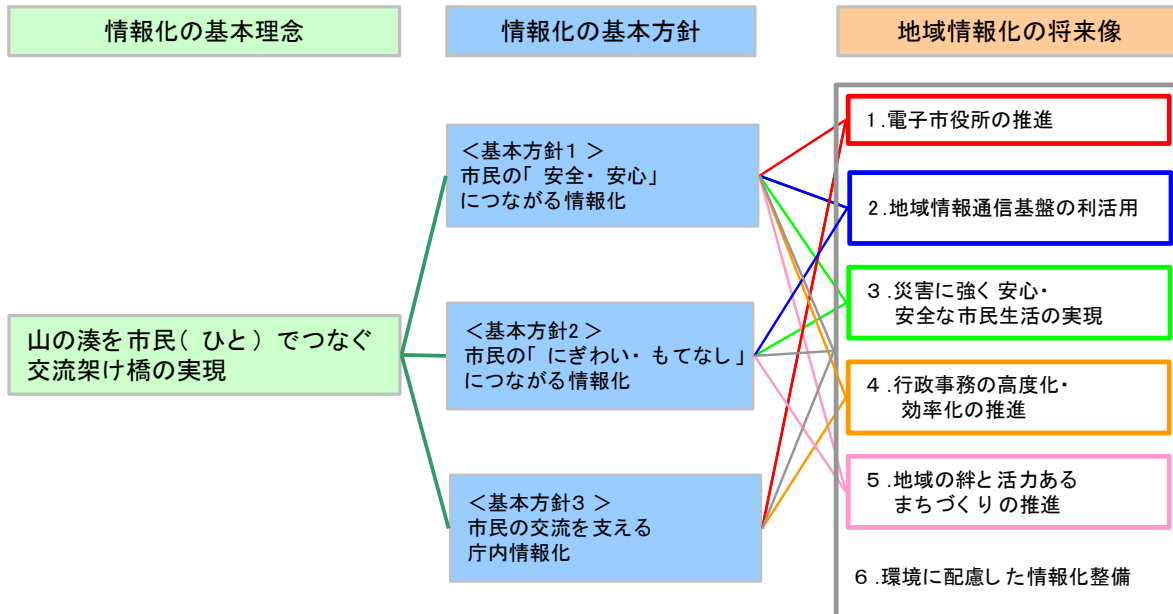
(5) 地域の絆と活力あるまちづくりの推進

老若男女を問わず、市民同士のコミュニティ形成を促進し、活力ある山の湊づくりを情報化の視点から支援するしくみについて検討します。

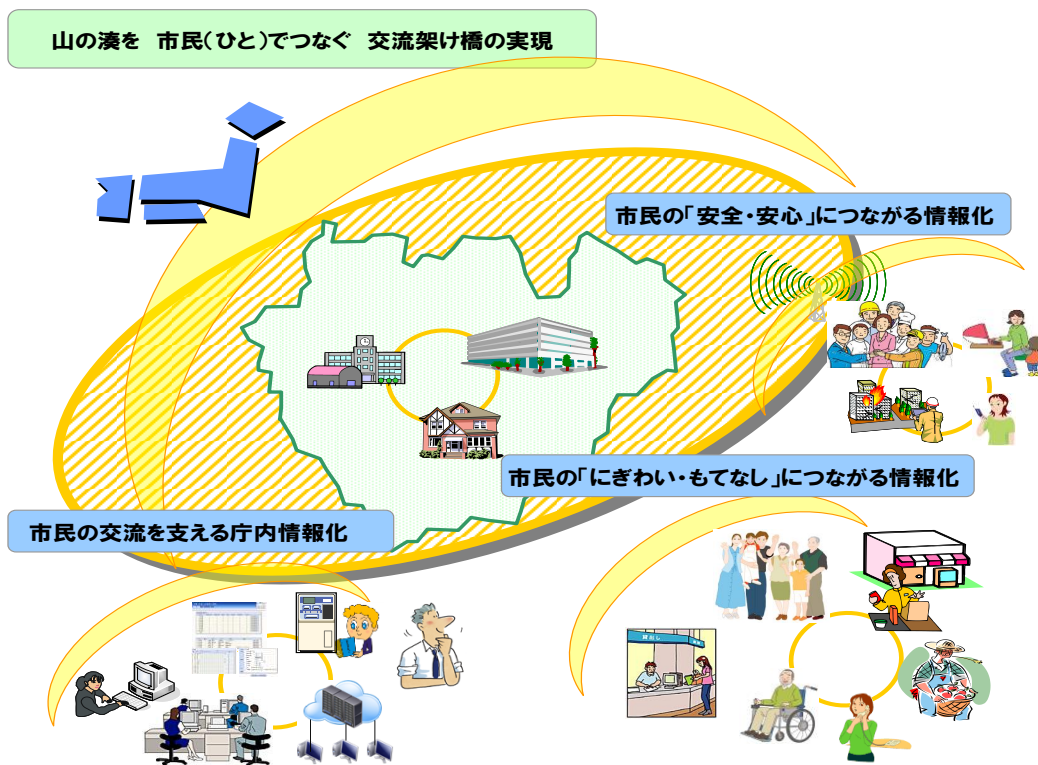
(6) 環境に配慮した情報化整備

情報機器等の更新に合わせ、消費電力の削減等、環境に配慮した情報化整備について検討します。

情報化の基本理念と各基本方針、並びに将来像について以下に示します。これらを検討、実施することにより、基本方針の目標を達成し、情報化の基本理念を実現します。



図表 3-1 地域情報化の基本理念、基本方針、将来像



図表 3-2 地域情報化の将来イメージ

第4章 地域情報化の施策

4.1. 地域情報化に向けた基幹系システムのクラウド整備について

第3章に掲げた情報化の基本方針を具体的に実現するにあたり、本市としては情報化の基盤として、「クラウドの利用」を中心に検討を行います。

クラウド化による情報システムの利用については第2章の自治体クラウド(2.2.1.2)でも述べているとおり、パッケージソフトを用いることによるコスト削減や業務の標準化、耐震性に優れたデータセンターに機器を設置することによる災害時の業務継続、市としての環境負荷軽減などの利点があり、庁舎と外部データセンターを結ぶネットワークの大容量化や冗長性の確保などの課題を解消しながら進めることで効果的なシステム整備が可能となります。

既に本市においては、愛知県の「あいち自治体クラウド推進構想」に沿って、庁内のシステムのうち、住民記録、税、福祉など、市の基幹系業務においてクラウド利用を行うべく、東三河地区共同評価グループ(5市2町1村)内の5団体(豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村)による東三河グループに参加し、クラウド化によるシステムの共同整備に向けて取り組みを進めています。

本市の基幹系業務の既存システムのリースは平成27年9月に期間終了となりますが、現在国において導入が検討されている社会保障・税番号制度を見据えつつ、最も経済合理性の高いリース期間満了時から平成28年1月の間に新システムへ切替えを行うのが適当です。

なお、特に事前のデータ移行テスト作業に十分な回数・時間の確保を行い、システム移行等に伴う職員の混乱や業務負荷を避けるために、並行稼働期間などの手順の整理などを行い、計画的に安全・確実なデータ移行、システム連携を検証することが必要です。

さらに今後は、市の財務会計や人事給与などの内部事務のシステムやグループウェアなどの情報事務のシステム、今回計画する市民サービス提供のためのシステムについても、クラウド化による整備を順次検討していく必要があります。このため、今後、地域情報化に具体的に取り組むにあたり、システム化やしきみづくりを行う際は、市民にとっての使いやすさについてはもちろんのこと、他市との共同化によるコスト削減や扱うデータの性質、サービスの継続性、ネットワークセキュリティへの考慮など、クラウド化の利点、課題をそれぞれ検討しながら具体的な利用に向け取り組みます。今後新たな技術により、セキュリティ等が強化された場合は、その都度これらの技術を取り入れていく必要があります。

図表 4-1 システム化業務とクラウド化の検討の方向性

業務	内容	特徴	方向性
基幹系業務	住民記録、税、福祉、国民健康保険など	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に密接に結びついた業務である ・業務間のデータ連携の割合が大きい ・法制度改正に対応したシステム改修が必須であり、財政負担が大きい ・複数自治体のシステムをクラウド化することで高い割り勘効果が期待できる 	東三河自治体でクラウド化
内部系業務	財務会計、人事給与、文書管理など	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹系と共に自治体システムの根幹をなすが、法改正の影響は基幹系ほど大きくない ・複数自治体のシステムをクラウド化することで高い割り勘効果が期待できる 	今後、クラウド化に向けて検討 (東三河自治体またはその他の枠組み)
情報系業務	グループウェア、ホームページ(CMS)、GIS、メール配信など	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体ごとにしくみが大きく異なるため、クラウド化が大きく進んでいるが、多くのパッケージソフトが販売され、安価になっているため、クラウド化による割り勘効果は、スケールメリット次第である 	今後、クラウド化に向けて検討 (東三河自治体またはその他の枠組み)

4.1.1. 自治体クラウドによるシステム構築の基本方針

本市の考える「自治体クラウドによるシステム構築の目的及び基本方針」、「導入によるメリット」、「東三河住民情報システム構成」を以下に示します。

自治体クラウドによるシステム構築の目的及び基本方針

「事業の継続性、正確性、安全性等を確保し、システムの刷新を行い、クラウドのメリットの最大化を図る」

自治体クラウド導入によるメリットの最大化

(1) コストの削減

ア 割り勘効果の最大化

(2) 業務の軽減

ア システム管理負担の軽減

イ システム運用負担の軽減

(3) セキュリティの向上

ア 24時間365日の有人監視

イ データセンターにおける厳重な入退出管理(三重の認証方式)

ウ LGWANによるアクセス回線のセキュリティ確保

エ クライアント環境のセキュリティ確保

(4)サービスの向上

- ア 総合案内型窓口システムの導入
- イ システム連携による新たなサービスの創出

(5)災害に強い

- ア データセンターの利用
- イ データセンターの冗長化
- ウ 証明書発行用サーバ(リカバリサーバ)の導入

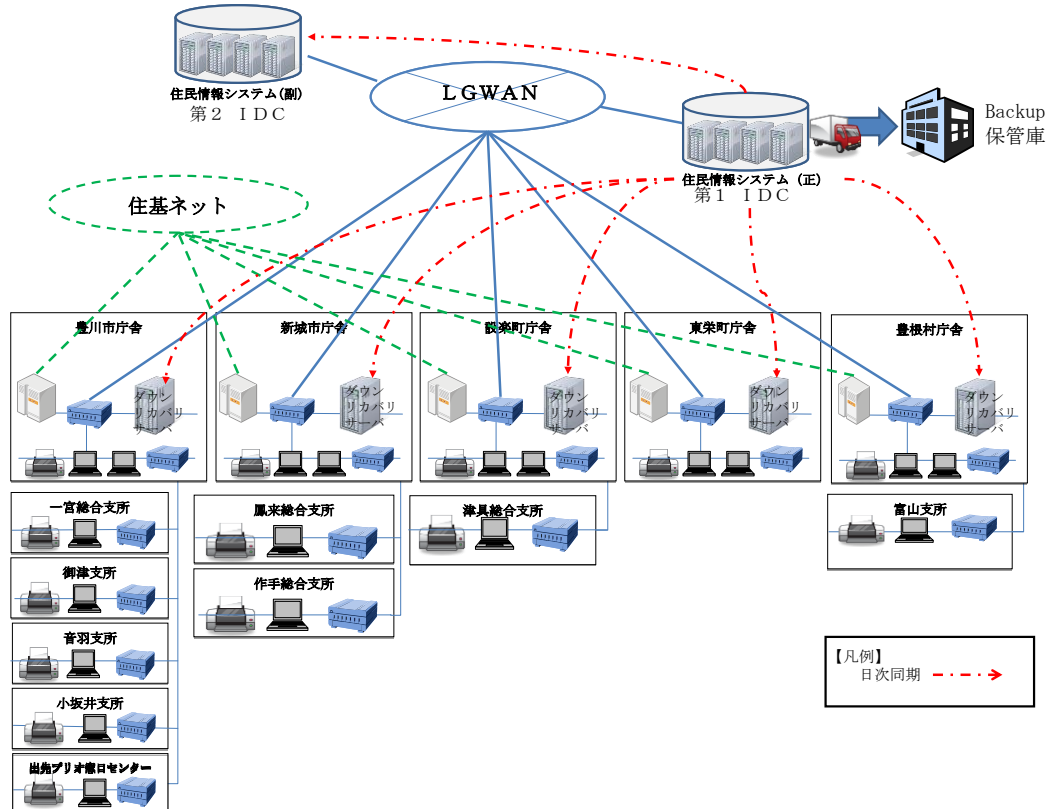
なお、メリットの最大化を追求するために、次の課題に取り組むものとします。

- ア 中間標準レイアウト仕様
- イ 外字(文字情報基盤漢字:IPAmj明朝フォント)
- ウ 地域情報プラットフォーム仕様
- エ マイナンバー制度対応

東三河住民情報システムのシステム構成・範囲・導入スケジュール

東三河グループ(豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村)において、これまで各団体が独自にシステム構築を行っていましたが、今後はクラウドシステムでの利用を行うにあたり、共同で構築した基幹系システムを、それぞれLGWAN回線を通じデータセンターにアクセスし、サービスとして利用することに取り組みます。

以下に、システム構成、範囲、導入スケジュールを示します。



図表 4-2 東三河住民情報システム 構成イメージ

図表 4-3 東三河住民情報システムの範囲

業務番号	業務名	業務システム名等
01	共通管理	-
02	選挙・不在者・期日前	選挙
		不在者・期日前投票管理(選挙)
03	個人住民税	個人住民税
		住民税申告受付
		課税原票管理
		産業分類所得調査
04	法人住民税	法人住民税
		産業分類別法人税額調
05	軽自動車税	軽自動車税
		課税原票管理
06	収納管理・口座管理	収納管理
		口座管理
07	滞納管理	滞納管理
08	宛名管理	宛名管理
09	固定資産税(土地)	固定資産税 概要調書
10	固定資産税(家屋)	固定資産税 概要調書
		家屋評価
11	固定資産税(償却資産)	固定資産税 概要調書 資産税資料ファイリング
12	障害者手帳・障害者手当・精神通院医療	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳
		特別障害者手当(20歳以上) 障害児福祉手当(20歳未満) 経過の福祉手当 特別児童扶養手当
		在宅重度障害者手当(県単)
		精神通院医療
13	障害者生活支援・障害福祉サービス・地域生活支援サービス・更生医療	補装具交付 日常生活用具給付 住宅改造費助成 介護給付 訓練等給付 (旧法)施設入所支援 地域生活支援サービス
14	生活保護	生活保護
15	児童手当	児童手当

業務番号	業務名	業務システム名等
16	児童扶養手当・遺児手当(市単、県単)	児童扶養手当、遺児手当(市単)・遺児手当(県単)
17	保育	保育料
18	幼稚園就園奨励費	幼稚園就園奨励費補助金
19	災害時要援護者	災害時要援護者台帳
20	高齢者生活支援	介護用品引換券支給 敬老金支給 外国人高齢者福祉手当対象者一覧表発行 65歳以上のみ
21	介護保険	資格、賦課、収納、給付
22	介護保険(認定)	認定
23	生活機能評価	生活機能評価
24	国民年金	国民年金
25	国民健康保険(資格)	資格
26	国民健康保険(給付)	給付
27	国民健康保険(賦課)	賦課
28	後期高齢者医療	賦課
29	福祉医療	精神障害者医療
		障害者医療 母子家庭等医療(父子含む) こども医療(乳幼児医療) 後期高齢者福祉医療 福祉給付金
30	健康管理	住民健診
		母子保健 予防接種
31	一般不妊治療	一般不妊治療費助成
32	住民記録	住民記録 住基ネットGW・住基ネットCS
33	印鑑登録	印鑑登録
34	総合窓口	総合窓口
35	市営住宅管理	市営住宅管理
36	下水道受益者負担金	下水道受益者負担金
37	就学管理・就学援助	就学管理、就学援助
38	農家台帳管理	農家台帳管理
39	交通災害共済	交通災害共済
40	上下水道料金	上下水道料金
41	農業集落排水施設使用料	農業集落排水施設使用料
42	し尿くみ取手数料	し尿くみ取手数料
43	斎場予約管理	斎場予約管理
44	自動交付機	自動交付機

※業務番号38～44は、東三河グループの一部団体で共同利用化するシステム

		平成26年度												平成27年度															
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
各 課 作 業 事 項	全体スケジュール		データ移行・検証		パッケージ導入・総合テスト												研修/運用テスト	最終投入	仮稼働	本稼働									
	運用・機能		個別要件確認 (打合せ)														機能確認	並行運用入力											
	データ移行				データ確認 (1回目)													データ移行・検証											
	研修																	研修受講											

図表 4-4 東三河住民情報システム導入スケジュール(本市)

4.2. 地域情報化に向けた具体的施策

3. 2に示した情報化の将来像に対し、市民、職員への情報化意向調査から把握した要望や、国や県、市の方針から導いた具体的な取り組みについて、以下に示します。

情報化施策	具体的取り組み
4.2.1 電子市役所の推進	4.2.1.1 総合案内型窓口/情報案内端末/電話相談システムの整備
	4.2.1.2 身近な場所で行政サービスが受けられる環境整備
	4.2.1.3 新庁舎情報システム・サーバ室の整備

情報化施策	具体的取り組み
4.2.2 地域情報通信基盤の利活用	4.2.2.1 買い物支援システムの整備
	4.2.2.2 見守り支援システムの整備
	4.2.2.3 公共無線LANの整備

情報化施策	具体的取り組み
4.2.3 災害に強く安心・安全な市民生活の実現	4.2.3.1 メール配信システムの拡充・更改
	4.2.3.2 SNS・ツイッターを活用した情報発信の充実
	4.2.3.3 新都市情報ネットワーク(FTTH)機器更改
	4.2.3.4 映像監視システムの整備

情報化施策	具体的取り組み
4.2.4 行政事務の高度化・効率化の推進	4.2.4.1 統合型GISの整備(地図情報の統合・公開)
	4.2.4.2 文書管理システムの整備
	4.2.4.3 学校情報システム(校務支援システム等)の整備

情報化施策	具体的取り組み
4.2.5 地域の絆と活力あるまちづくりの推進	4.2.5.1 観光ナビゲーションシステムの整備(FeliCa/QRコードリーダー)
	4.2.5.2 観光ナビゲーションシステムの整備(スマートフォン)
	4.2.5.3 図書館システムの機能強化
	4.2.5.4 施設予約システムの整備
	4.2.5.5 新都市公式ホームページの充実
	4.2.5.6 コミュニティFMのエリア整備

情報化施策	具体的取り組み
4.2.6 環境に配慮した情報化整備	4.2.6.1 グリーンICTの推進
	4.2.6.2 情報通信機器利用によるペーパーレス化の推進

4.2.1. 電子市役所の推進

4.2.1.1. 総合案内型窓口/情報案内端末/電話相談システムの整備

(1) 概要

市役所の窓口対応を総合案内型窓口にすることで、市民が市役所を訪れた際の転入、転居や世帯変更などの届出や証明書の発行が円滑に行えるしくみづくりを検討します。また、支所等出先機関において、市民からの専門性が高い問合せ内容に即応するため、テレビ電話などを用いて本庁の業務に精通した職員へ直接相談が行えるしくみづくりを検討します。

(2) 利用者

- ①届出や申告などの手続きや相談で市役所、支所を訪れる市民

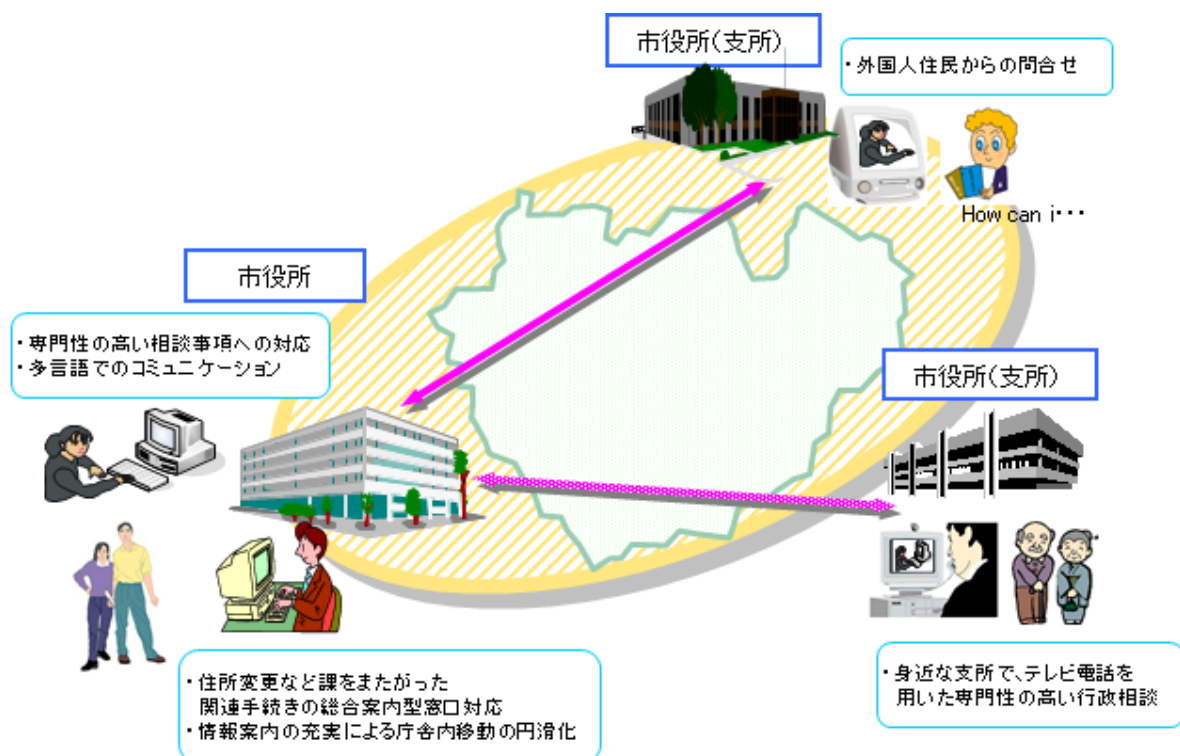
(3) 想定効果

- ①市役所などでのさまざまな届出、申告の手続きにおける窓口での待ち時間や移動の負担が軽減されます。
- ②窓口業務を総合案内型窓口にすることで、これまで各課の窓口で提出していた申請書の重複記載の負担が軽減されます。

(4) 留意事項

- ①窓口業務のあり方の見直し
- ②庁舎、フロアの配置、動線の検討
- ③窓口で稼働させるシステムの対応

(5) 整備イメージ



4.2.1.2. 身近な場所で行政サービスが受けられる環境整備

(1) 概要

市役所を訪れることなく、身近な場所で、市民が住民票などの証明書の発行や税金等の納付などを行えるしきみを検討します。全国のコンビニエンスストア(マルチコピー機が設置されている店舗)や出先機関などに設置する自動交付機、ネット上のサービスなどから各種手続きが行えるため、サービスが受けられる時間帯と場所が広がります。

(2) 利用者

- ①市役所までの距離や、時間帯の関係で来庁しての手続きが困難な市民

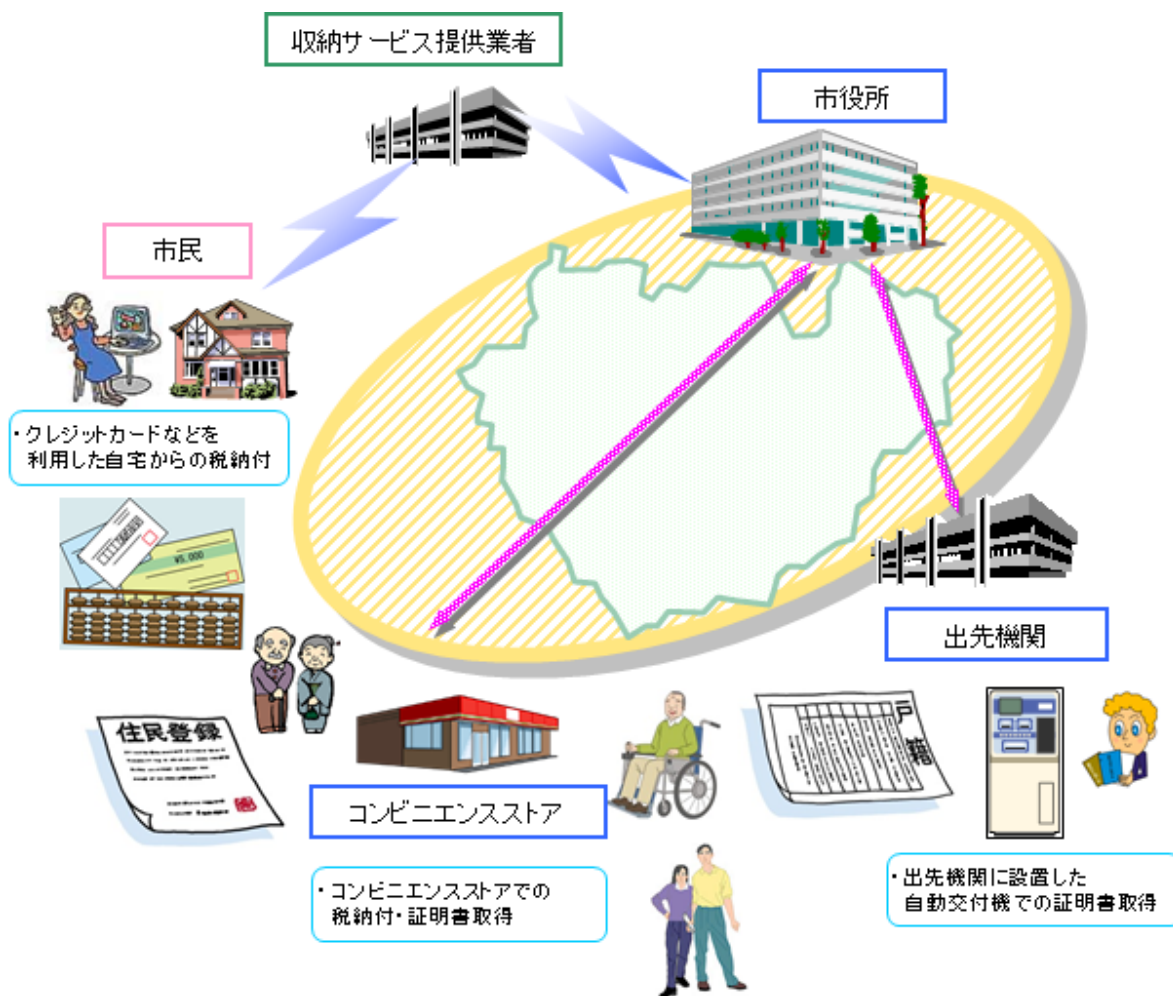
(3) 想定効果

- ①市役所への移動負担が軽減されます。
- ②市役所の開庁時間外においてもサービスが受けられるため、利便性が向上します。

(4) 留意事項

- ①サービス提供場所、自動交付機の設置場所
- ②個人を認証するしきみ
- ③ICカード(マイカード)の利用検討

(5) 整備イメージ



4.2.1.3. 新庁舎情報システム・サーバ室の整備

(1) 概要

新庁舎の建設に合わせ、市民サービスを提供するための情報システム機器を円滑に稼働させ、データを安全に保護するため、サーバ室の整備を行います。入室におけるセキュリティ確保や環境負荷軽減にも配慮し、新しい技術を用いて費用負担を抑えながら、効果の高いサービスが提供できる環境づくりを行います。また、職員の利用パソコンをシンクライアントとし、セキュリティ強化を図ります。

(2) 利用者

各種システムのメンテナンスを行う職員

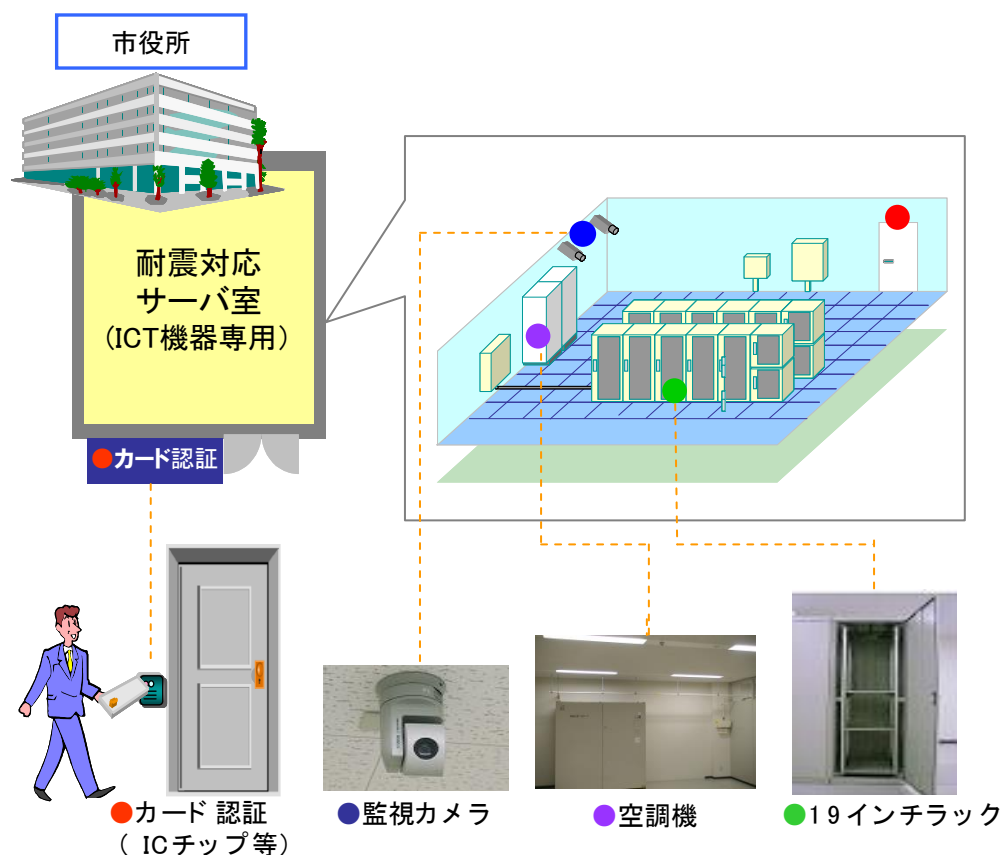
(3) 想定効果

- ① 情報システムを利用した市民サービスを安定して提供できます。
- ② 市民のデータを安全に保護できます。

(4) 留意事項

- ① 新技術の採用(仮想化技術によるスペースの縮小や省電力化)
- ② セキュリティレベルの確保

(5) 整備イメージ



4.2.2. 地域情報通信基盤の活用

4.2.2.1. 買い物支援システムの整備

(1) 概要

食料や日用品の買い物について、スーパー等の販売店への移動や運搬が困難な市民が、自宅にあるテレビや携帯型のタブレット端末などを利用して品物を確認しながら、ボタンを押す感覚で簡単に注文し、配送を受ける形で買い物が行えるしくみづくりを検討します。

(2) 利用者

- ① 遠方への買い物が困難な市民(特に高齢者や障がい者、妊産婦など)

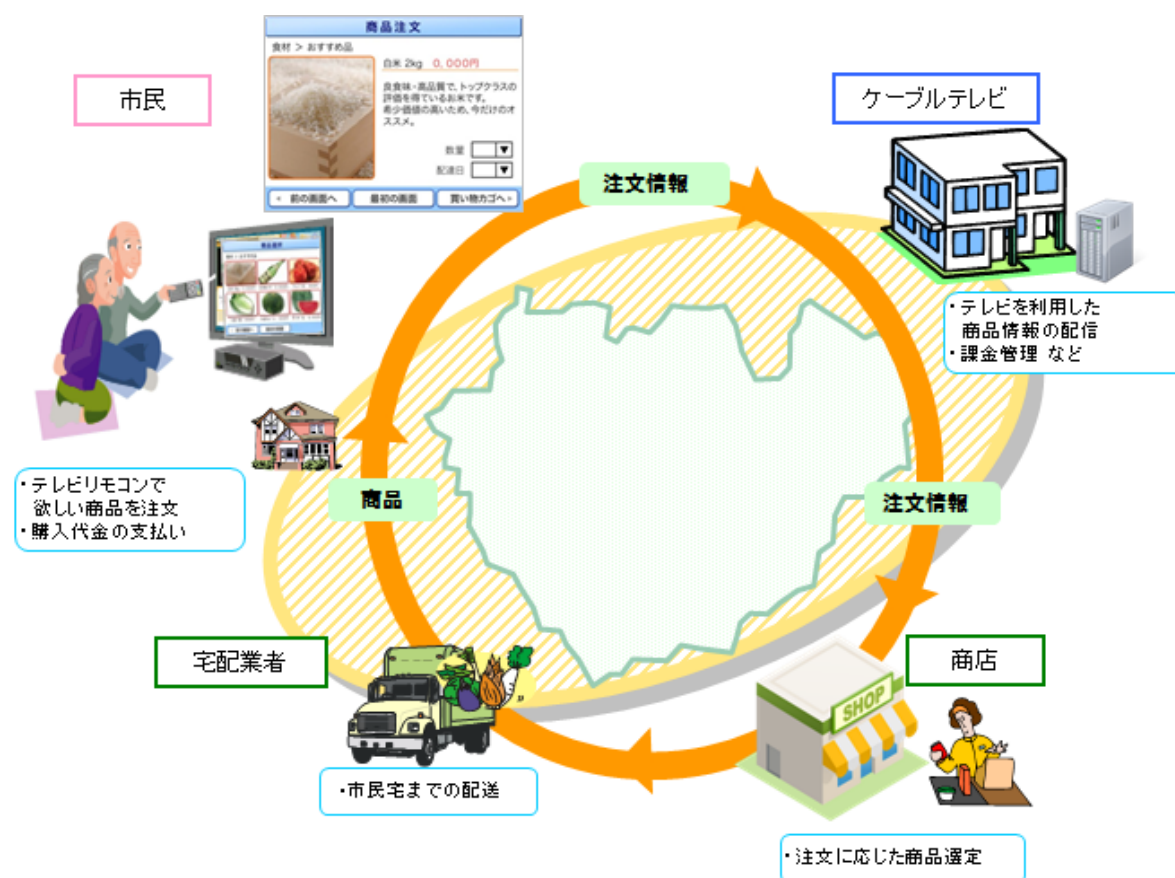
(3) 想定効果

- ① 販売店への訪問回数の減少による運搬も含めた負荷が軽減されます。
- ② 生鮮食料(野菜、魚、肉)が自宅に居ながら購入できます。

(4) 留意事項

- ① 関係機関の連携のしくみづくり
- ② 端末操作の簡素化

(5) 整備イメージ



4.2.2.3. 公共無線LANの整備

(1) 概要

市役所、支所をはじめとする市内の公共施設に、公共無線LAN環境を整備することにより、急速に普及しているスマートフォン等の携帯情報端末を活用し市民や観光地への来訪者が、欲しい情報をいつでもどこでも入手できる環境の構築を検討します。

(2) 利用者

- ① 手続きや会合などで市役所、支所など市の公共施設を訪れる市民
- ② 市の観光施設への来訪者

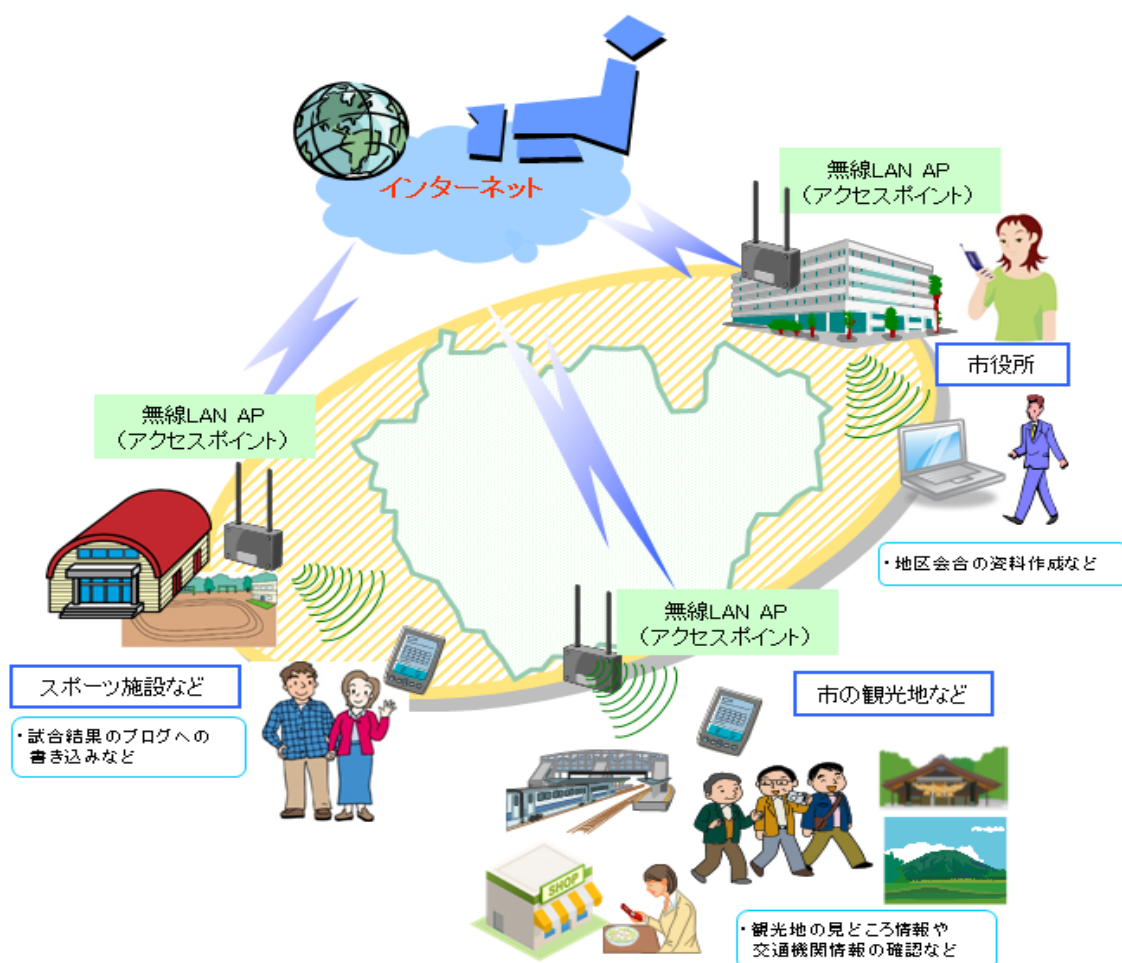
(3) 想定効果

- ① 市民の情報入手手段の多様化に対応し、利便性が向上します。
- ② 観光者の即時性の高い情報発信(ツイートやブログへの写真掲載など)ができます。

(4) 留意事項

- ① 民間整備事業者の参入促進
- ② 設置エリアの選定
- ③ 情報セキュリティの確保

(5) 整備イメージ



4.2.3. 災害に強く安心・安全な市民生活の実現

4.2.3.1. メール配信システムの拡充・更改

(1) 概要

現在、市民への情報提供手段として活用している携帯電話メール配信システムを充実させるほか、通信キャリアからの緊急速報を伝えるメールやケーブルテレビのテロップ放送やコミュニティFM放送を通して、より多くの市民にきめの細かい情報提供を検討します。

(2) 利用者

- ①市民全般

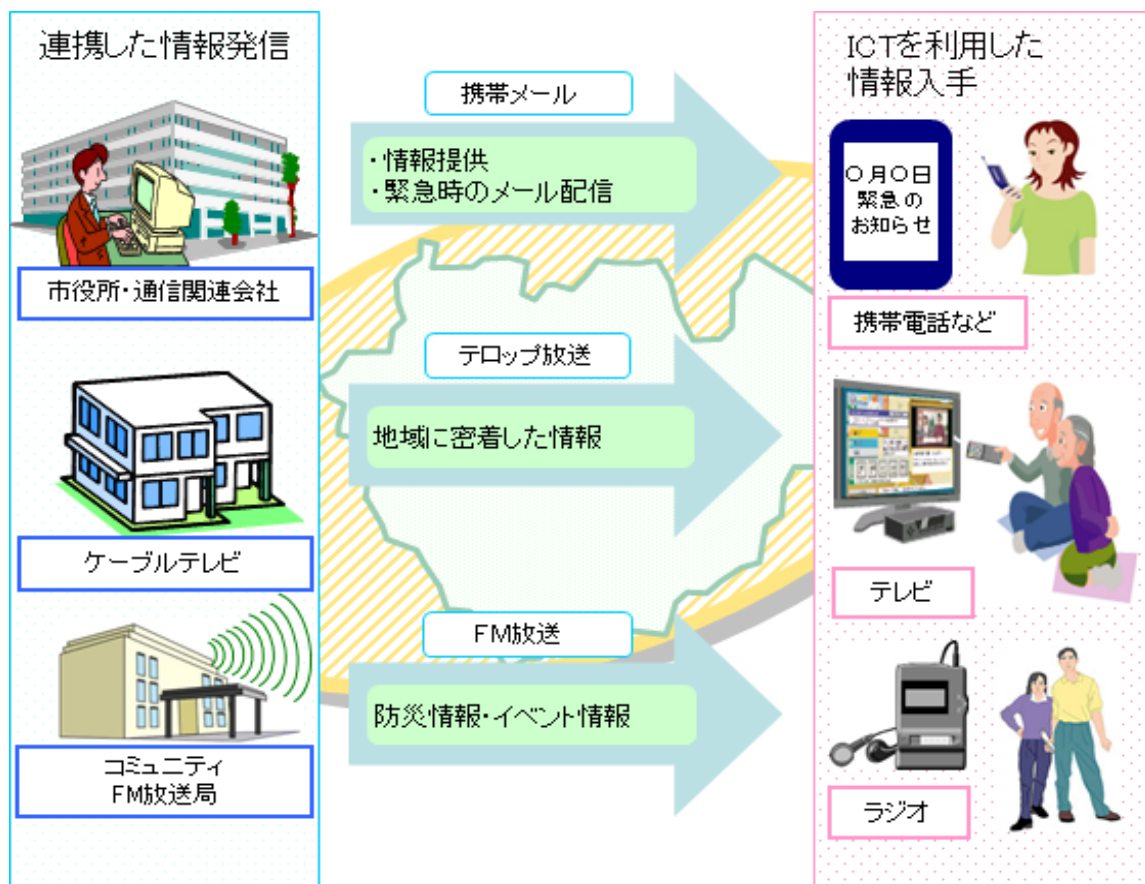
(3) 想定効果

- ①市が確認した緊急性の高い情報を即時に伝えることにより、市民の防犯、防災活動に活用できます。
- ②災害発生時に情報を多様な手段で入手し備えることができます。

(4) 留意事項

- ①発信側の運用方法の検討
- ②利用者拡大への取り組み(広報や利用のための講習会の実施)
- ③災害時のシステム稼働を想定したシステムの設置場所

(5) 整備イメージ



4.2.3.2. SNS・ツイッターを活用した情報発信の充実

(1) 概要

市民のライフスタイルの多様化に対応し、利用者が増加しているSNSやツイッターを活用した情報発信を通じて交流を図るしくみを検討します。

現在利用しているメール配信での文字情報などを補完し、防災、防犯情報はもちろん、健康、子育て、イベント情報など市民の生活に密着した情報を携帯電話だけでなくSNS、ツイッター等を活用して情報発信し、その情報へのコメント、フォローなどを通じての市民との交流を図ります。

(2) 利用者

- ①市民全般

(3) 想定効果

- ①市が確認した緊急性の高い情報を即時に伝えることにより、防犯、防災活動に活用できます。
- ②スマートフォンのGPS機能などと連携し、最寄りの避難所の検索、誘導などが行えます。
- ③発信情報に対する市民からのコメント、フォローなどを通じて、市と市民または、市民間の交流、コミュニティ形成が行えます。

(4) 留意事項

- ①発信する側の運用方法の検討(ガイドラインなど)
- ②利用者拡大への取り組み(広報や利用のための講習会の実施)
- ③災害時のシステム稼働を想定したシステムの設置場所

(5) 整備イメージ



4.2.3.3. 新都市情報ネットワーク(FTTH)機器更改

(1) 概要

平成20年に整備したFTTHネットワークを構成しているインターネット接続及びテレビ放送の機器の経年による劣化時期に合わせ、より新しく、より費用対効果の高い機器への更改を行います。また、これに合わせ公共施設間の音声通話のIP化(IP電話システム)についても検討します。

(2) 利用者

- ①市民全般

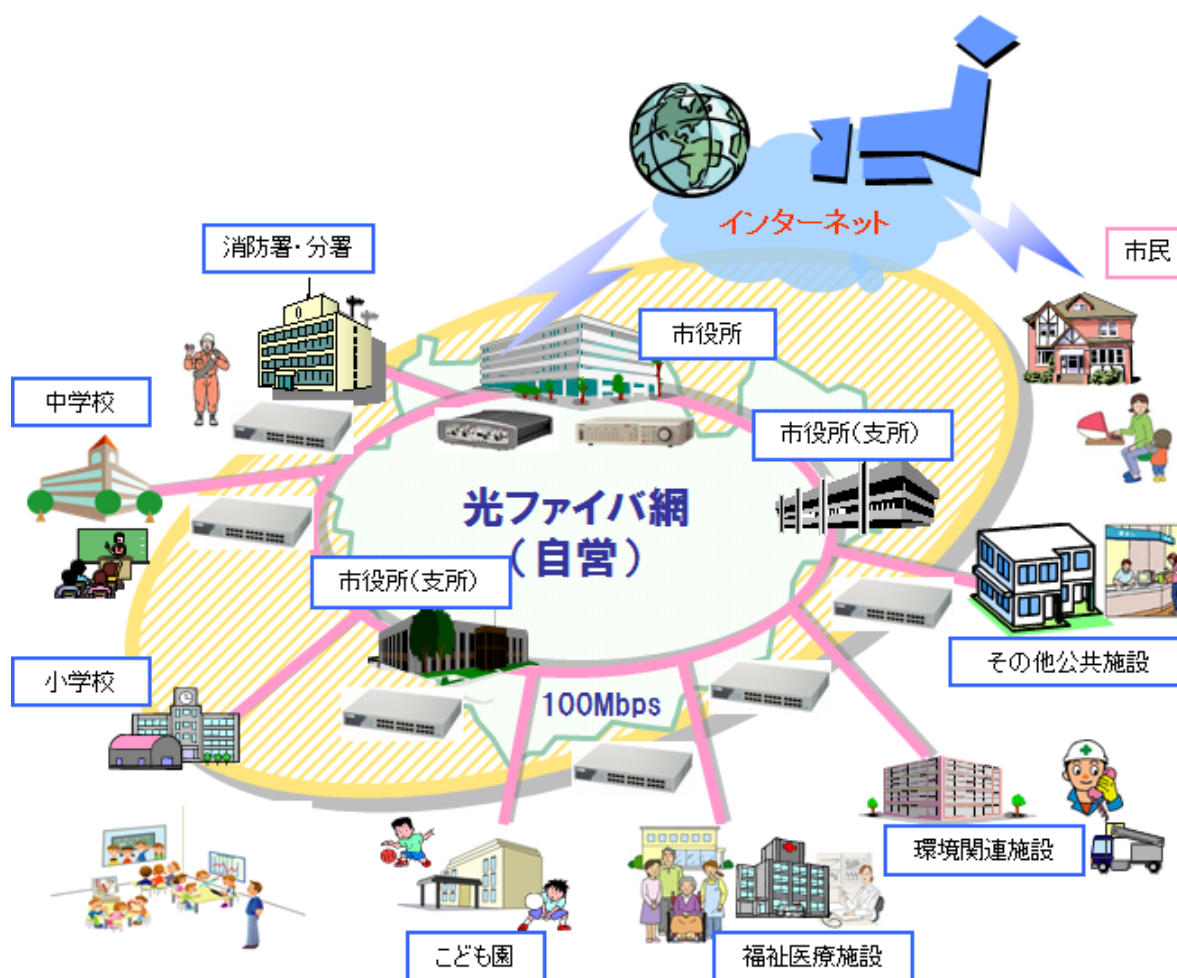
(3) 想定効果

- ①市内の光ファイバによるインターネット接続環境を継続し、超高速ブロードバンド環境が維持されます。
- ②CATV事業を継続し、難視聴地域への地上デジタル放送環境が維持されます。

(4) 留意事項

- ①機器更改の時期とサービス停止時間のアナウンス

(5) 整備イメージ



4.2.3.4. 映像監視システムの整備

(1) 概要

災害発生時又は災害の発生が予測される場合に、道路や河川を監視したり、避難指定場所等の状況を把握したりするためのカメラを設置し、これら状況下における的確で迅速な判断が行えるシステム構築を検討します。

また、廃棄物の不法投棄多発箇所には、不法投棄を未然に防止し、投棄時には原因者の早期発見に役立てるため、監視カメラの設置について検討します。

(2) 利用者

- ① 消防、防災、防犯に関わる職員

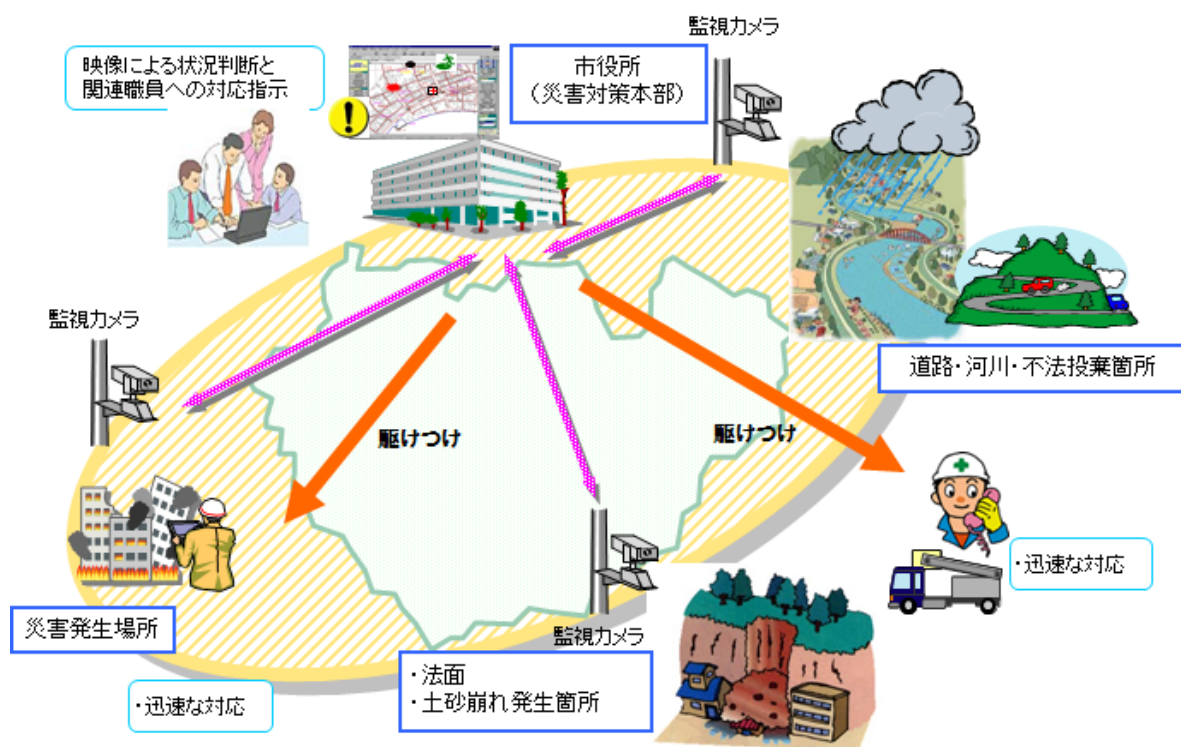
(3) 想定効果

- ① 映像による分かりやすい情報入手により、災害発生時における判断が迅速に行えます。
- ② 産業廃棄物等の不法投棄が抑止されます。

(4) 留意事項

- ① カメラの設置場所の選定
- ② 地図情報との連携
- ③ 市民のプライバシーへの配慮

(5) 整備イメージ



4.2.4. 行政事務の高度化・効率化の推進

4.2.4.1. 統合型GISの整備(地図情報の統合・公開)

(1) 概要

電子地理(地形)データやその位置の属性データを、関係各課で共有利用し、地図を利用した業務の効率化を図るしくみづくりを検討します。また、市民にも公開し、道路工事実施場所や避難所の確認など生活の身近な情報を、地図を使って視覚的に提供します。

(2) 利用者

- ①市民全般
- ②地図を使って業務を行う職員

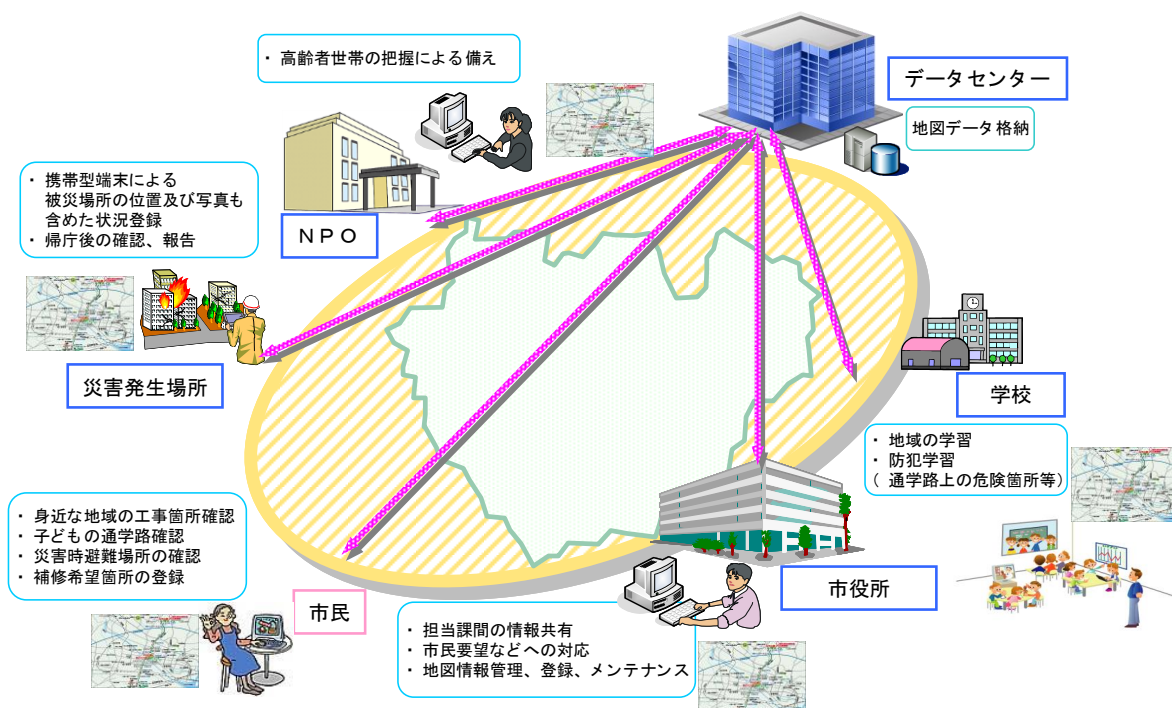
(3) 想定効果

- ①身近な地域の工事場所や通学路、災害時避難場所の確認が行えます。
- ②市民からの問合せ対応や道路確認、建設確認などの業務が効率化されます。

(4) 留意事項

- ①共有する地図データの範囲の整理
- ②インターネットでの地図サービスとの棲み分け
- ③地図データ容量を考慮した格納場所の検討

(5) 整備イメージ



4.2.4.2. 文書管理システムの整備

(1) 概要

庁内で日常的に行われる文書の收受や起案から供覧、施行にいたる文書事務及び保管から廃棄までの文書のライフサイクルを管理するしくみを検討します。文書事務の効率化や文書情報の共通化を行うほか、迅速な情報公開を行い市民サービスの向上を図ります。

(2) 利用者

- ①職員全般

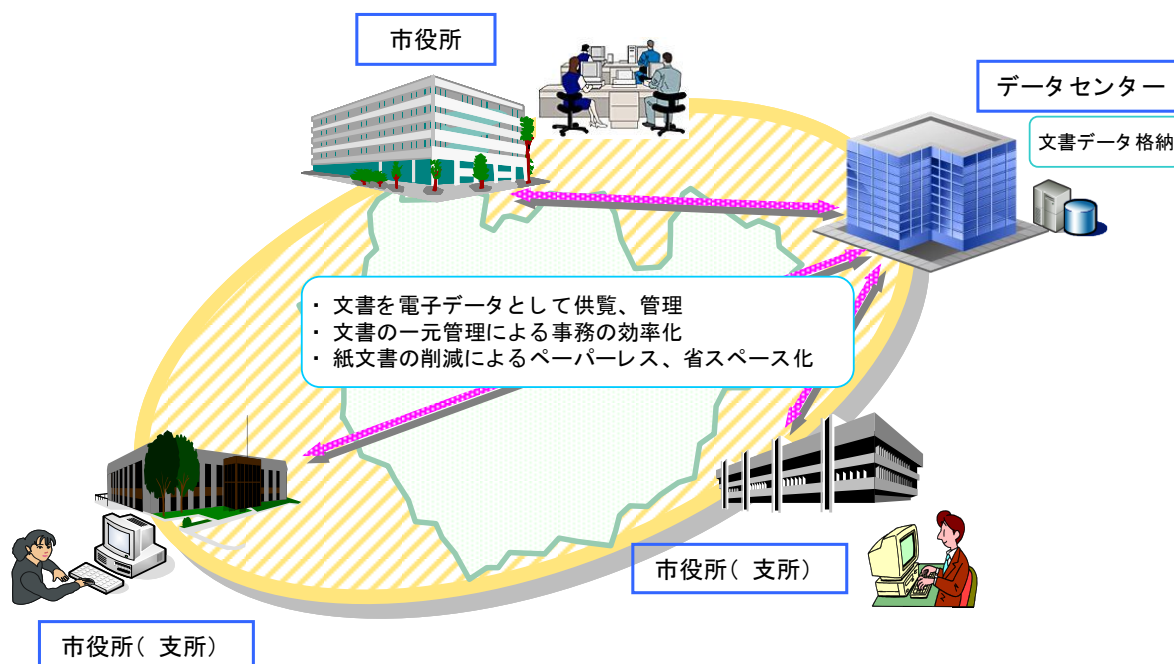
(3) 想定効果

- ①様式やフローの共通化により、文書事務が効率化、高度化されます。
- ②紙媒体の保管スペースを減少し、十分な執務スペースが確保されます。

(4) 留意事項

- ①管理対象とする文書の範囲の検討

(5) 整備イメージ



4.2.4.3. 学校情報システム(校務支援システム等)の整備

(1)概要

小中学校の教職員の校務事務(出欠・保健情報、児童生徒情報、成績処理など)をデジタル化し、教職員間及び教育委員会で共有するしくみづくりを行います。これにより、データを一元管理することでセキュリティを強化するとともに、教職員の事務負担を軽減し、児童生徒を教職員全体で見守りながら、きめ細やかな指導の充実を図ります。

また、テレビ会議システムにより、異なる地区の学校同士をつなぎ、児童生徒や教職員の共同学習など活発な交流を図ります。

(2)利用者

- ①小中学校教職員、児童生徒
- ②教育委員会

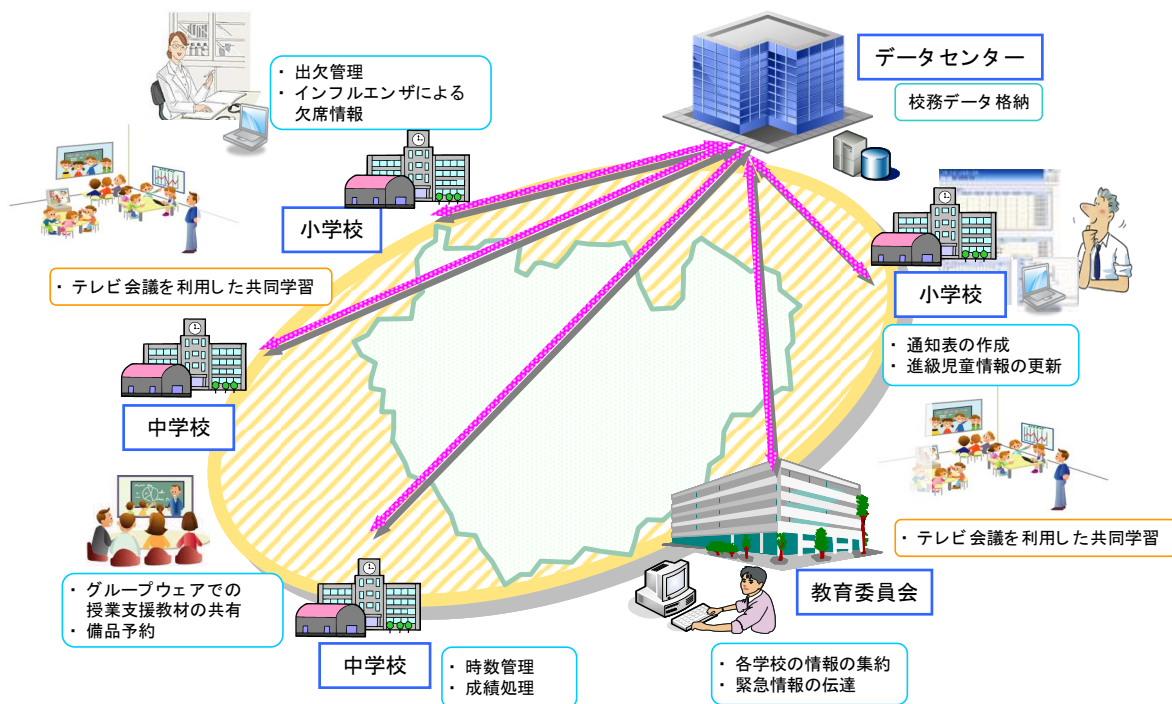
(3)想定効果

- ①児童生徒のデータを安全に保護できます。
- ②教職員の校務事務負担軽減により、児童生徒に直接接する時間が増えます。
- ③小中学校と教育委員会との情報共有が円滑化します(事務連絡や感染症発生による出欠状況の確認など)。
- ④同一システム利用による異動時の職員負担が軽減されます。
- ⑤異なる地区の学校の児童生徒同士の交流、教職員同士のコミュニケーションが充実します。

(4)留意事項

- ①教職員のパソコン操作など情報リテラシーの向上
- ②情報セキュリティの確保

(5)整備イメージ



4.2.5. 地域の絆と活力あるまちづくりの推進

4.2.5.1. 観光ナビゲーションシステムの整備 (FeliCa/QRコードリーダー活用)

(1) 概要

携帯電話のFeliCaもしくはQRコードリーダーを活用し、市の観光地において、その見どころの案内情報を誰でも簡単に自分の携帯端末に表示できるしつみを検討します。

(2) 利用者

- ①市民全般、市外からの観光客
- ②職員

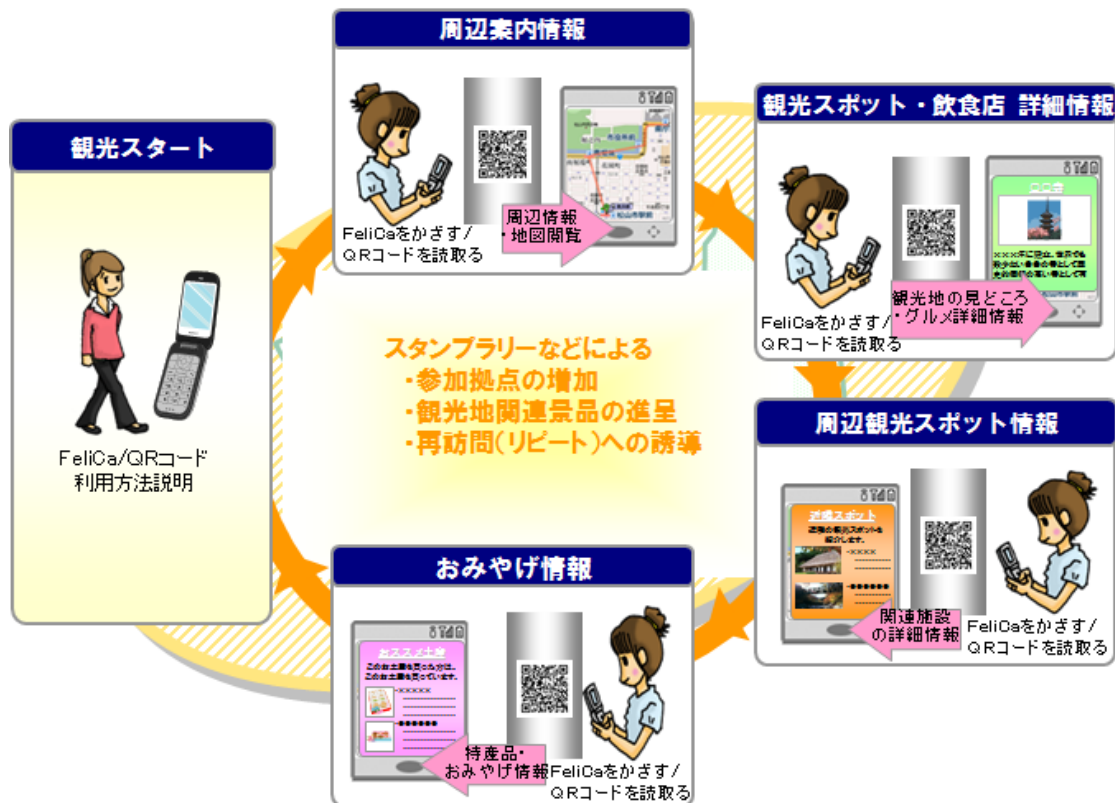
(3) 想定効果

- ①市の観光地、見どころのPR情報を数多く提供し、効率のよい観光地めぐりやリピートを促すことにより、観光産業が活性化します。

(4) 留意事項

- ①情報提供のための公共無線LANの整備
- ②イベントとの連携
- ③携帯電話やスマートフォンを持たない人への代替、補完手段の検討

(5) 整備イメージ



4.2.5.2. 観光ナビゲーションシステムの整備(スマートフォン活用)

(1)概要

スマートフォンやタブレット端末に対応した、観光ナビゲーションアプリを利用できるしつみを検討します。

スマートフォンやタブレット端末を使って、アプリケーションをインストールするだけで、目的地までの行き方や観光地・商店街・公共施設等の案内表示や、AR技術(Augmented Reality:拡張現実)を使った、より臨場感のある見どころの表示により市民や観光客に対して効果的な情報提供を行います。

(2)利用者

- ①市民全般、市外からの観光客
- ②職員

(3)想定効果

- ①観光客に向けて長篠・設楽原の戦いなど市の観光情報のPRが効果的に行えます。

(4)留意事項

- ①公共無線LANの整備
- ②スマートフォンやタブレット端末などを持たない人への代替、補完手段の検討

(5)整備イメージ



4.2.5.3. 図書館システムの機能強化

(1) 概要

市民が、市立図書館を効率よく便利に利用するため、図書館システムの機能強化を検討します。これまでは、市民に対して蔵書の検索のみの機能であったものを強化し、インターネット経由での予約や返却期日の延長申請、電子メールによる通知、蔵書リクエストや学校図書館、他図書館との相互貸借などを実現し、利用者の利便性を高めます。

(2) 利用者

- ①市民(図書館利用者)
- ②図書館職員

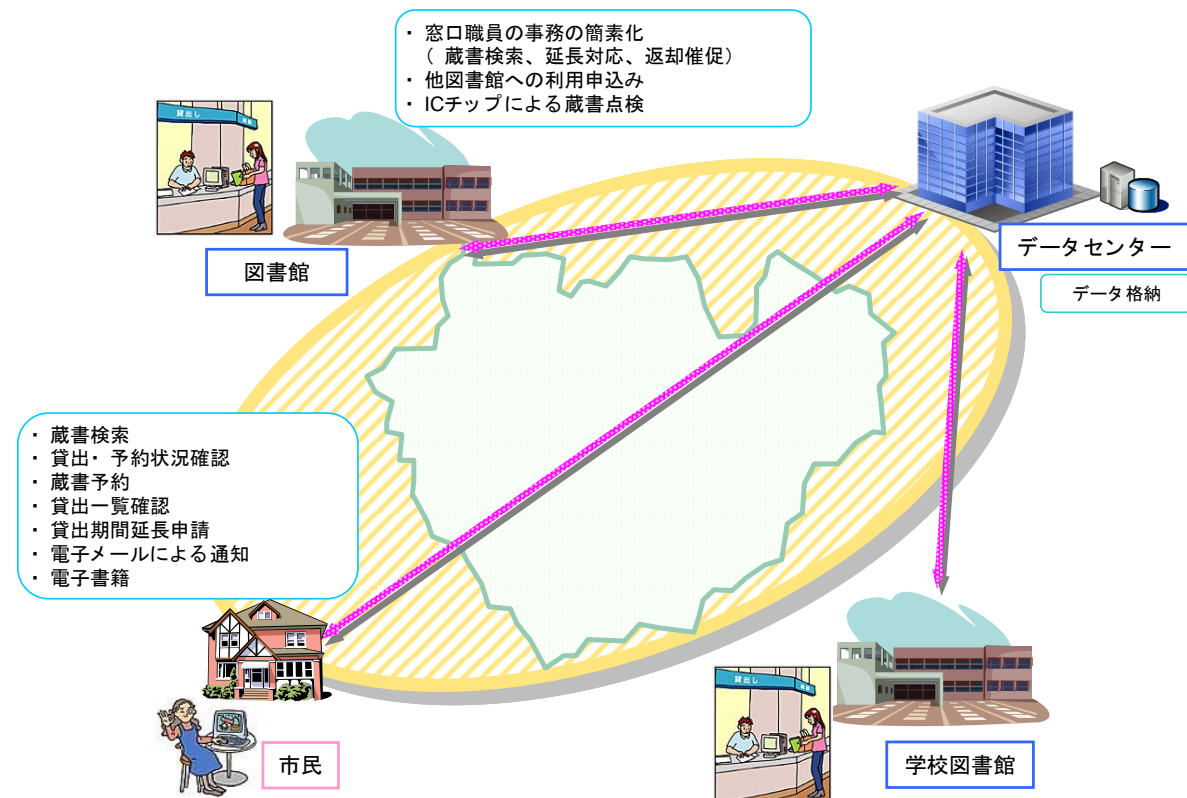
(3) 想定効果

- ①貸出予約や貸出延長申請がインターネットを使って行えることにより、利便性が向上します。
- ②ICタグなどを利用して、蔵書点検や貸出返却作業を省力化することにより、職員負担が軽減します。

(4) 留意事項

- ①個人情報管理の徹底

(5) 整備イメージ



4.2.5.4. 施設予約システムの整備

(1) 概要

パソコン・携帯電話・一般電話から斎場や市の公共施設の予約や空き状況照会を24時間いつでも自動的に受け付けるしくみを整えます。利用者は、電話から自動音声応答のガイダンスに従って施設の予約が行えるほか、パソコンや携帯電話からインターネットを通じて施設の予約や指定日時の施設の空満情報を知ることができます。

(2) 利用者

- ①施設を利用する市民
- ②施設管理者
- ③担当課職員

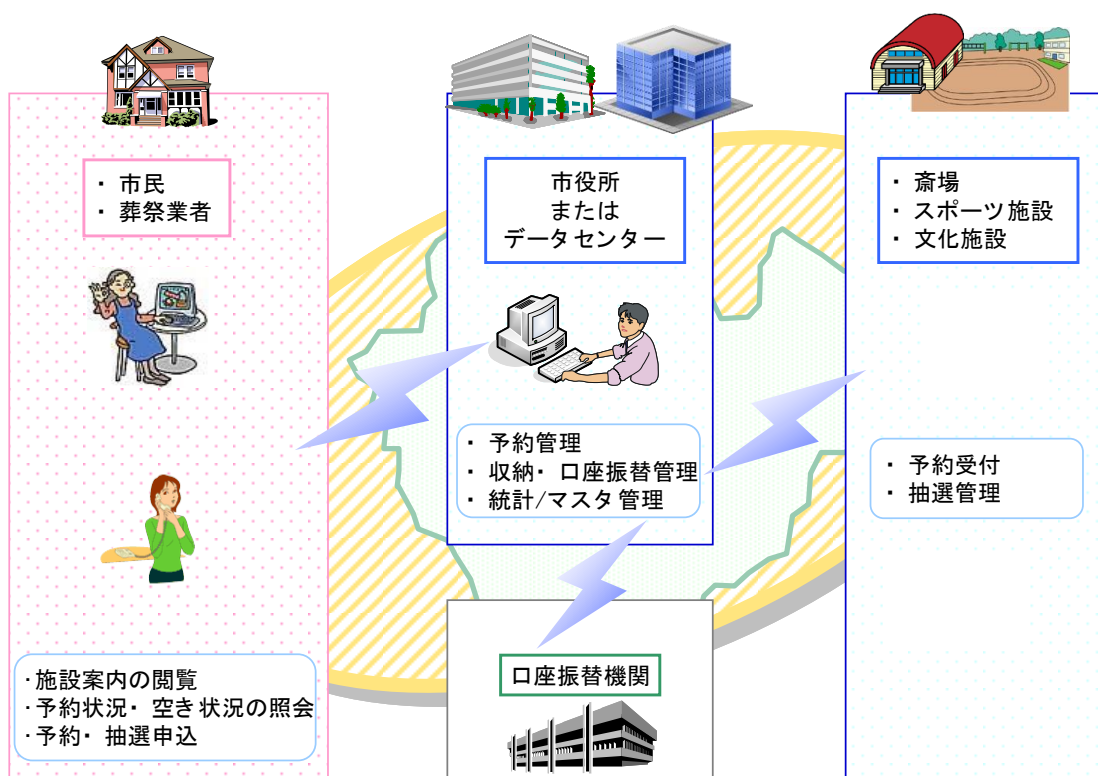
(3) 想定効果

- ①インターネットや電話を使った予約受付の自動化により、昼夜を問わずに全国から手軽に予約ができます。
- ②職員稼働の削減や昼夜時間の引継ぎ時のミスが軽減されます。

(4) 留意事項

- ①運用フローの検討
- ②利用方法も含めた市民への広報の充実
- ③あいち共同利用型施設予約システムの導入検討

(5) 整備イメージ



4.2.5.5. 新城市公式ホームページの充実

(1) 概要

新城市の公式ホームページをより多くの人に安全に、かつ利用しやすく、魅力あるものとなるよう充実を図ります。
具体的には、セキュリティの高度化、生活に密着した情報の多言語対応や、電子書籍、スマートフォン、タブレットへの対応、さらには動画コンテンツなどの充実を図ります。

(2) 利用者

①本市公式ホームページの利用者

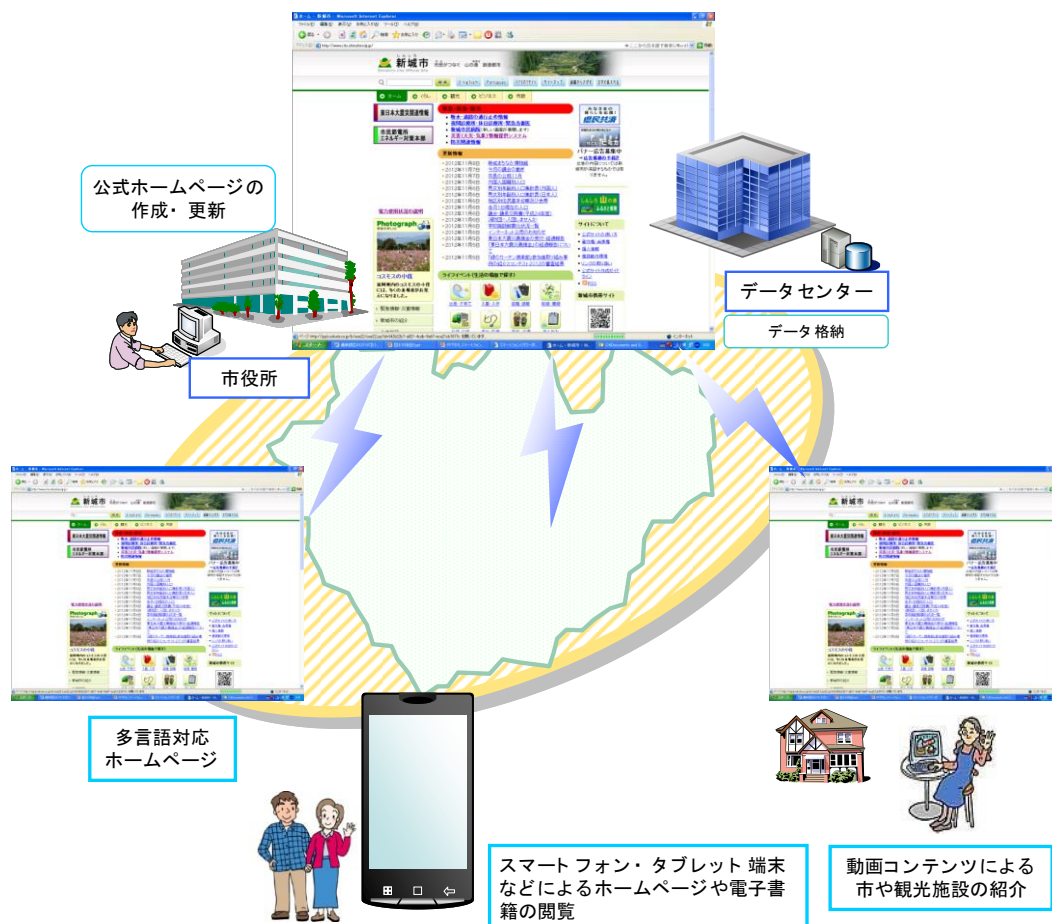
(3) 想定効果

①多くの人に新城市のことを深く知ってもらい、生活しやすく魅力あるまちづくりをアピールできます。

(4) 留意事項

- ①各システムの優先順位付けや動画コンテンツ作成のしくみづくり
- ②市長へのEメールなどの暗号化

(5) 整備イメージ



4.2.5.6. コミュニティFMのエリア整備

(1) 概要

簡易なコミュニティFM局の開設により、市民及び周辺地域の住民がより身近な地域の情報をラジオで入手できるしくみづくりや災害発生時に正確な情報を提供する有効な手段として期待できるコミュニティFM放送について検討します。

(2) 利用者

- ①市民全般
- ②近隣市町村の住民

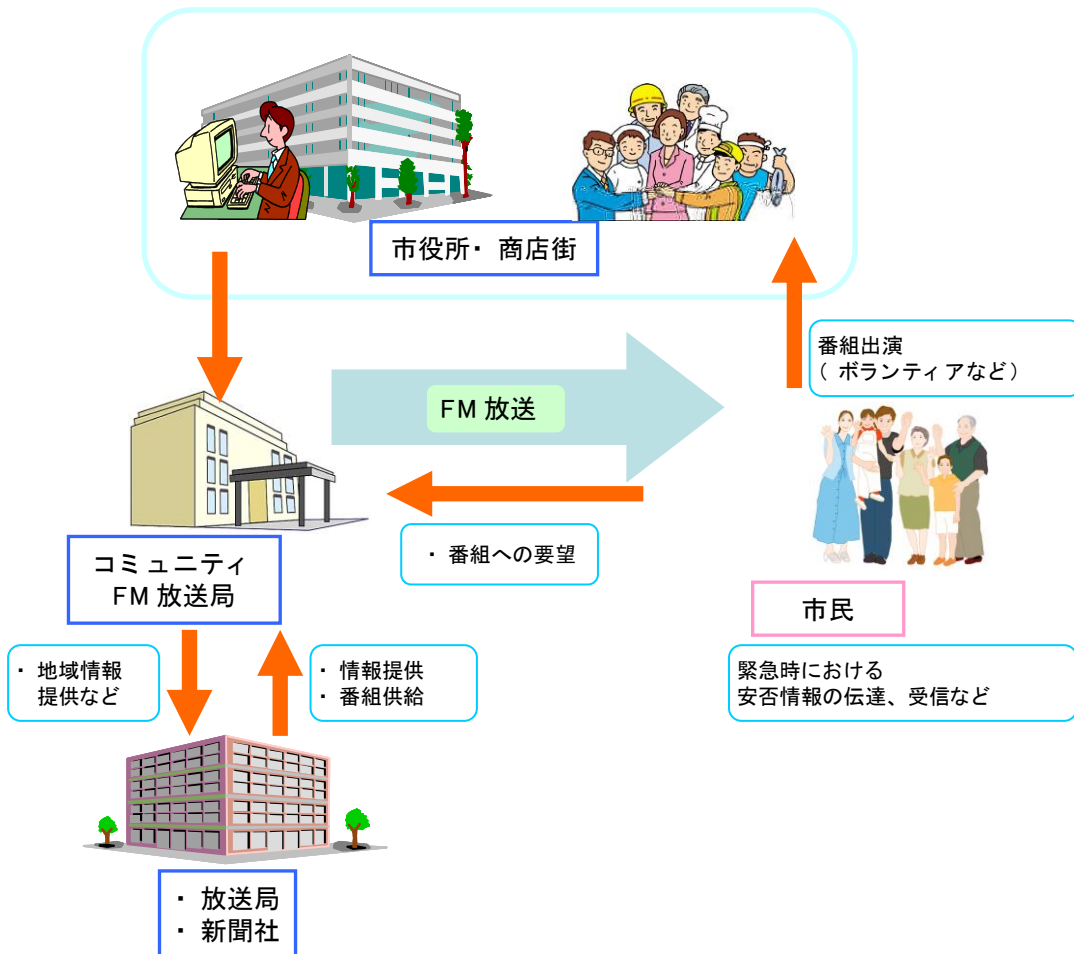
(3) 想定効果

- ①自分の住む地域の様子やイベント情報を手軽に知ることで、愛着を持つことができます。
- ②災害発生時における即時性の高い情報提供、共有が行えます。

(4) 留意事項

- ①災害発生時の対応について、市の関係各課間の調整
- ②ケーブルテレビ放送との連携
- ③運営主体の検討
- ④放送受信エリアの特定

(5) 整備イメージ



4.2.6. 環境に配慮した情報化整備

4.2.6.1. グリーンICTの推進

(1) 概要

本市の環境への取り組み(地球温暖化対策実行計画)に対応し、情報機器における環境負荷軽減を図ります(グリーンICT)。

具体的には、システム利用形態としてのクラウド(外部データセンター)の利用や、庁舎内設置サーバの仮想化技術の利用における二酸化炭素排出量や電力使用量の削減、省スペース化を図ります。また、職員のパソコンもシンクライアントPCの利用を検討し、パソコンレベルでのセキュリティ対策と共に環境負荷軽減を図ります。

(2) 利用者

①職員全般

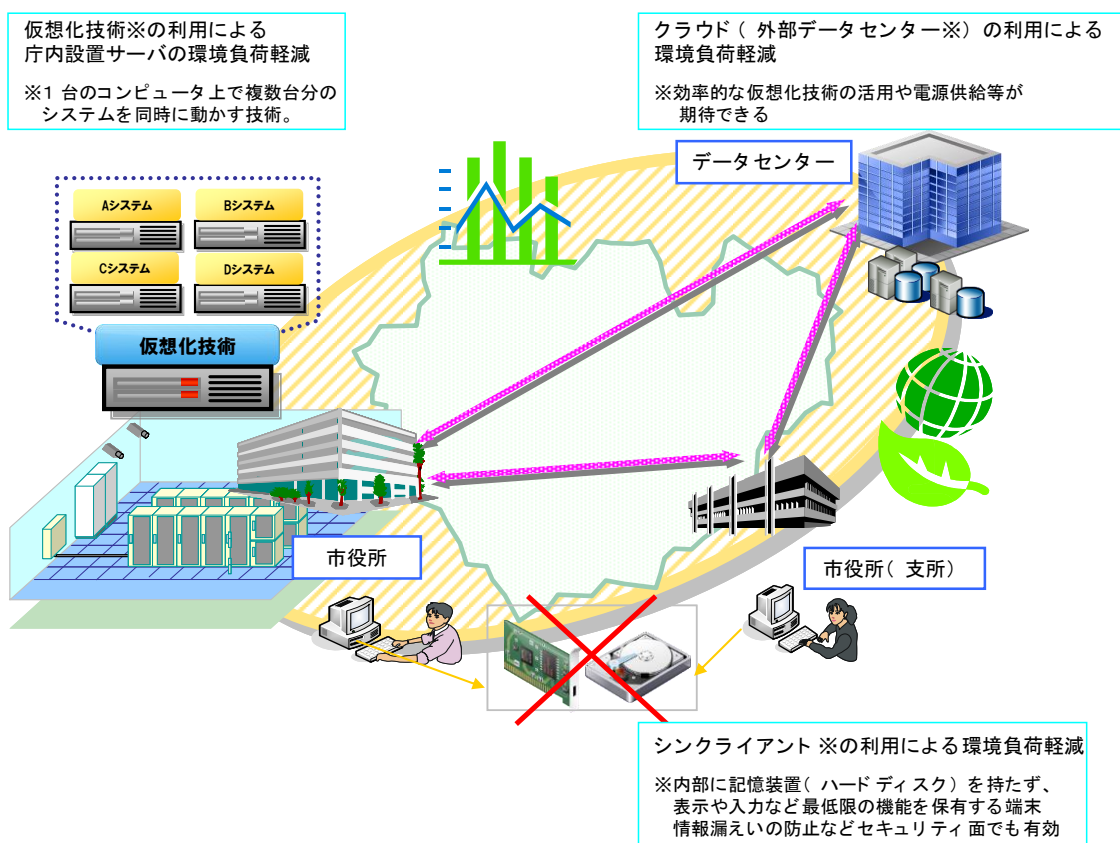
(3) 想定効果

①ICT 機器の二酸化炭素排出量や電力使用量の削減による新庁舎のスマートエネルギー化が実現します。

(4) 留意事項

①二酸化炭素排出量、電力使用量の可視化

(5) 整備イメージ



4.2.6.2. 情報通信機器利用によるペーパーレス化の推進

(1) 概要

本市の環境への取り組み(地球温暖化対策実行計画)に対応し、情報機器使用によりペーパーレス化を進め環境負荷軽減を図ります。

具体的には、会議にパソコン・タブレット端末を持ち込むことで紙資料の削減を図ります。

(2) 利用者

①職員全般、会議室利用者

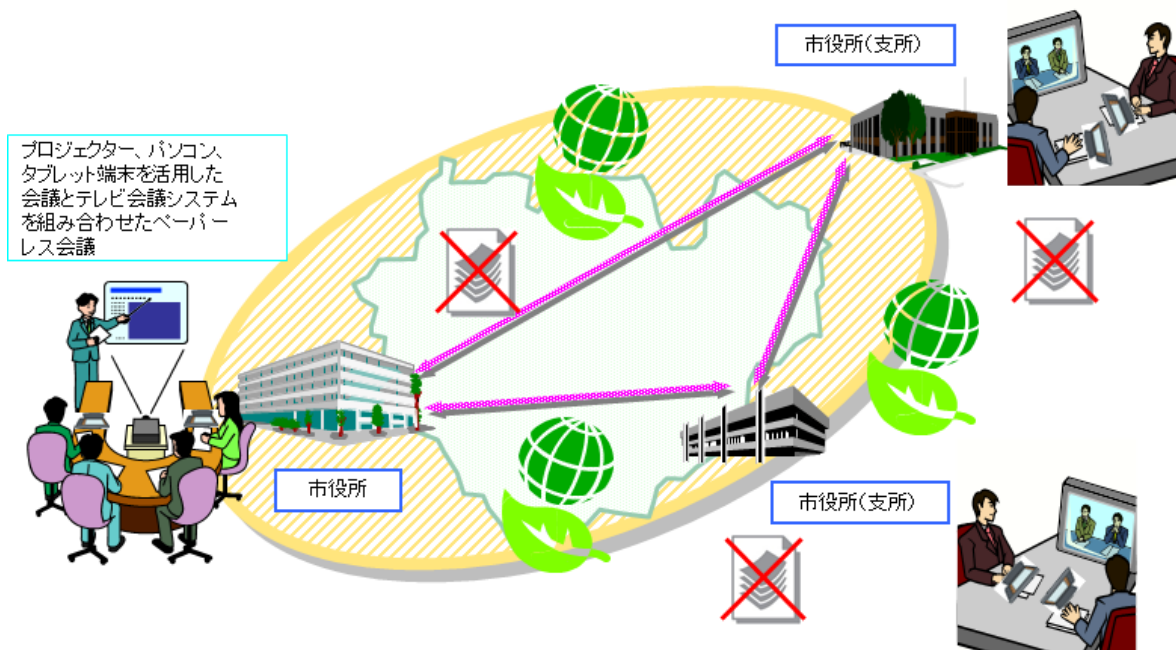
(3) 想定効果

①紙を削減することにより二酸化炭素排出量が削減されます。

(4) 留意事項

①ネットワーク環境のある会議室の整備

(5) 整備イメージ



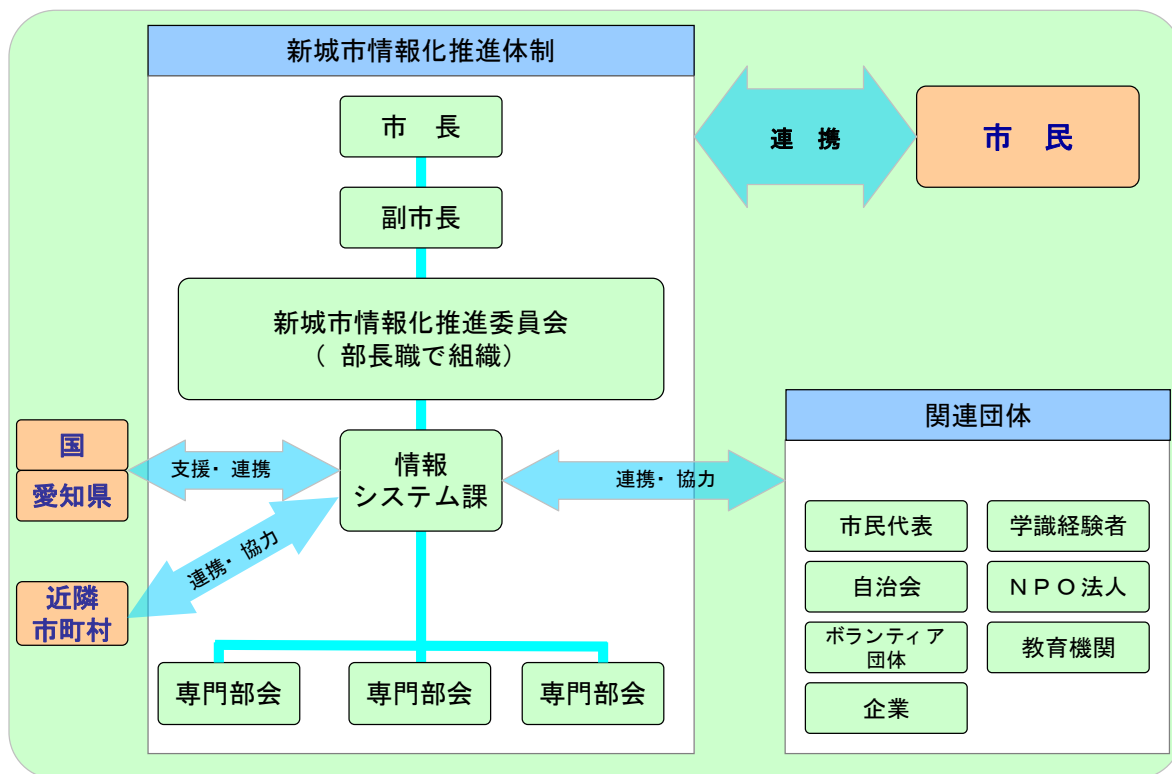
第5章 地域情報化の推進に向けて

5.1. 推進体制

本市の情報化推進にあたっては、市民のニーズを的確に把握して、市民が情報化の恩恵を享受できる効果的な推進体制を整備します。

具体的には、本市の部長職員が参加する全庁的組織「情報化推進委員会」と事務局である情報システム課を中心に各課の代表との連携や共有を強化し、庁内と地域の情報化推進を図ります。なお、複数の担当課で総合的に事業を進める場合は、情報システム課と協議の上「情報化推進委員会専門部会」を設置し、検討を進めます。

また、市民の情報リテラシー向上など地域の情報化においては、行政以外の組織や関連団体(市民代表、自治会、ボランティア団体、NPO、教育機関、企業)との連携・協力も大変重要であり、今後の情報化推進における連携・協力のあり方について検討します。



図表5-1 情報化推進体制

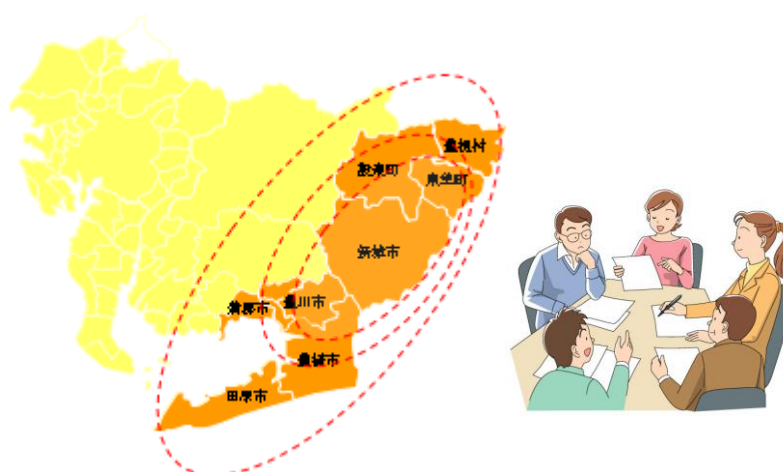
5.2. 情報化推進における近隣自治体との広域連携

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市の5市によって、平成17年10月より開催されてきました東三河5市電算(情報化推進)担当課長会議に、平成23年7月に新たに設楽町、東栄町及び豊根村の2町1村を加えた8市町村で、今後新たに導入するシステムの共同化について研究を深めることを目的に、「東三河広域情報システム研究会」が設置されました。

こうした中、東三河広域協議会※から、東三河地域における広域課題の研究として、平成23年度から2か年にわたる“広域的な取り組みが可能な情報システム等の調査研究、自治体間での業務の仕組みの標準化及び帳票等の統一についての研究”の事業委託を受け実施してきました。

平成25年度からは、「東三河広域情報システム研究会」に代わり新たに「東三河情報システム検討会(仮称)」を設置し、引き続き次の調査研究の実施に取り組んでいきます。

- ① 東三河地域における情報システムの共同化に関する調査研究等の実施
- ② 東三河地域における情報システムの広域利用に関する調査研究等の実施
- ③ 東三河地域の自治体間における業務の標準化等に関する調査研究等の実施
- ④ あいち電子自治体推進協議会に向けた意見調整及び意見交換等の実施
- ⑤ その他、東三河地域の情報化推進に向けた意見調整、意見交換及び勉強会等の実施



図表5-2 近隣自治体との広域連携のイメージ

※東三河広域協議会とは

東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)の自治体及び、商工会議所・商工会にて構成されています。

東三河広域協議会は、東三河地域が「地方拠点都市地域の整備及び産業業務の再配置の促進に関する法律」(地方拠点法)に基づいて地方拠点都市地域に指定されたことを受け、平成5年に、東三河地域の全自治体が参加して、「東三河地方拠点都市地域整備推進協議会」として設立された組織であり、これまで様々な広域交流・連携活動を通じて東三河地域の一体感を醸成してきました。平成18年度からは、広域交流を主体とした活動から広域課題の研究を主体とした活動にシフトすることとし、平成19年度には名称も「東三河広域協議会」に変更されました。

5.3. 情報セキュリティ対策及び個人情報の保護対策

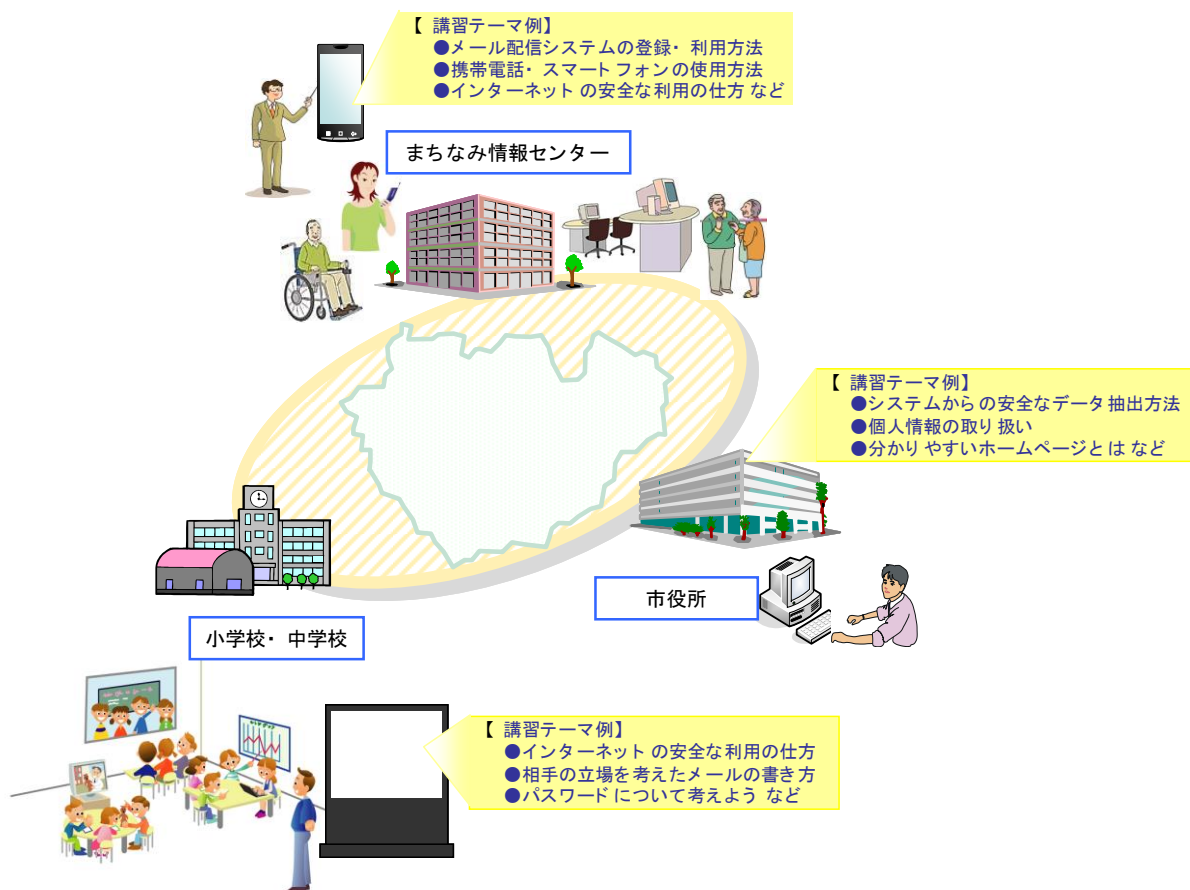
市民が安心してICTの恩恵を享受できるようにするためには、情報資産の保全を目的とした情報セキュリティ確保への取り組みが重要です。この取り組みを組織的に行うための基本方針である情報セキュリティポリシーを継続的に運用していくとともに、行政機関の資産であると同時に市民の資産でもある市の情報データベースを不正やトラブルによる情報の漏えい、改ざん、消失等の情報リスクから守る取り組みを徹底して実施していく必要があります。

今後も、庁内の情報資産を明確に定義した上での盗難などに対する物理的な対策や、手口が多様化する不正アクセス、ウイルス攻撃に対する技術的対策はもちろんですが、クラウド化による情報システムのデータセンター利用などシステム運用形態の変化を契機とした、セキュリティポリシーの見直しなどの組織的対策やそれを利用する人の育成など人的対策なども合わせて多面的な対策を講じていきます。

5.4. 情報リテラシーの向上

情報システムをより多くの市民が利活用していくためには、分かりやすいしくみで、情報提供の充実を図ることはもちろんですが、市民の側にもそれを使いこなすための情報リテラシー（利活用能力）の向上が求められます。

具体的には、システム整備やサービス提供といった一方通行の取り組みだけにとどまらず、利活用を意識した説明会や「まちなみ情報センター」などにおける講座の開催などを通して、市民が情報化の恩恵を享受できる環境整備を行っていきます。



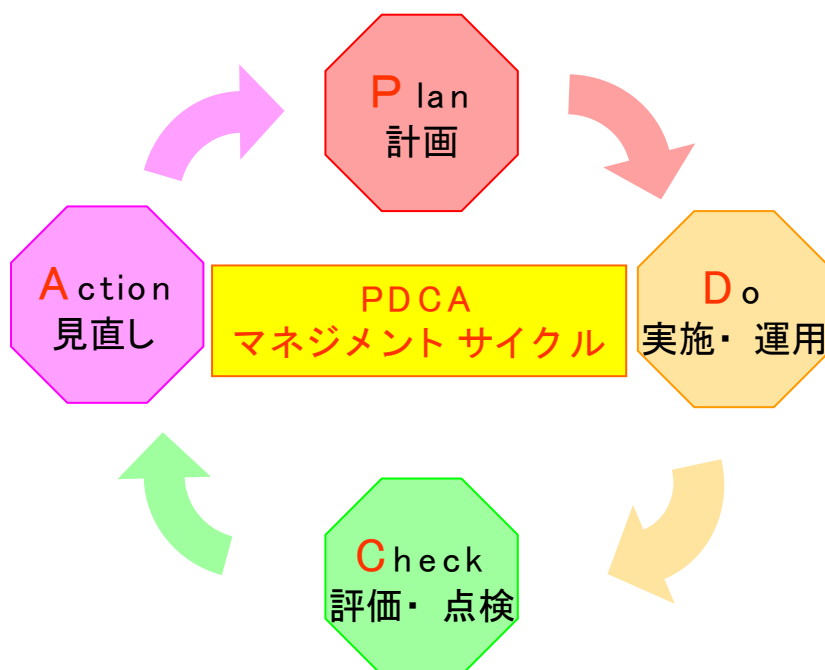
図表5-3 情報リテラシー向上のイメージ

5.5. 施策実施時期とその見直し

4. 2に記載した各情報化施策並びに具体的取り組みの実施時期については、上位計画や市民の情報化への要望、情報化施策の「実現性」「緊急性」などの要因に基づき優先的に実現すべき事項を個別に決定します。

また、行政を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、市民のさまざまな要望に対し、迅速かつ柔軟に対応し、効果的な取り組みを進めていくためには、本計画の管理と必要に応じた見直しが必要となります。

そのため、全体の計画に基づいて年度ごとの計画(Plan)を立て、それを実施、運用(Do)し、その結果を評価、点検(Check)した上で、十分でない部分を見直し(Action)、再度計画を立てて取り組むしくみ(PDCAマネジメントサイクル)を構築し、本計画による継続的な情報化施策の実現を図ります。



図表 5-4 施策実施におけるPDCAマネジメントサイクル

5.6. 地域情報化の推進における留意事項

本市における情報システムについて、それぞれのシステム毎の方向性の検討を行い、「クラウド利用」、「庁内サーバールーム設置」の大きく2つに方向性を決めました。

方向性の決定にあたり、7つの選定基準をもとに検討しました。

対象システムの選定基準を以下に示します。

図表 5-5 再構築対象システムの選定基準

No	全体最適化の方向性	区分	対象システム選定基準	選定の理由
1	クラウド利用検討	A	基幹系システム	本市のHOSTコンピュータは平成27年9月をもってリース満了であり、既存システム保守業者も今後のバージョンアップ等を行わない方針である。また、東三河グループでの対象システムでもあることから、原則全てクラウド利用とする。
		B	上記(区分A)以外のシステム	東三河グループでの対象外システムであるが、①基幹系システムと密接な関係があるシステム、②クラウド利用することでコスト面・保守面からメリットがあると想定されるシステム。
2	本庁舎設置検討	C	専門性が高い・PC単独で動作するシステム	他のシステムとのデータ連携が少なく、専門性を有するシステム、PC単体で動作するシステムについては、本庁舎に設置する。
		D	国や県が主導するシステム	国や愛知県、外部団体などが主導しているシステムであり、設置場所の仕様等の制約があるもの。
		E	認証系システム	認証系システムなど、クライアント端末に近い場所に設置することが望ましいシステム。
		F	データ量が大きいシステム	ファイルサーバなど、データの移動が多く、仮にクラウド利用とした場合、大きなNW帯域を必要とするもの。
		G	外部からの利用の多いシステム	公開サーバなど、グローバルアドレスに近い場所に設置すべきもの。

図表 5-7 ICTガバナンス強化の6分野とその取り組み

分野	取り組み
1. 基本戦略	1-1. IT利用の基本方針策定
	1-2. 全体最適化の取組
2. 推進体制	2-1. 組織体制の確立
	2-2. 人材の確保・配置
3. 予算・実行計画・評価	3-1. 予算・実施計画の策定
	3-2. 評価の実施
4. 調達・開発・運用	4-1. 調達・開発・運用
5. 情報セキュリティ	5-1. 情報セキュリティの確保
6. 標準化・知識共有・人材育成	6-1. 標準化・知識共有
	6-2. 人材の育成

5.6.4. ICT-BCPの整備

BCPはBusiness Continuity Plan(事業継続計画)の略語であり、天災なども含めた大きなトラブルの際に、職員等の安全確保を図りながら自治体業務、市民サービス提供を迅速に再開させるために、必要な体制や復旧手順などを規定したものです。

特にICTを活用した業務システムについて、具体的な復旧方法を定めることがBCPでは重視されています。システムの整備を進めるにあたり、その設置場所、クラウドも含めた利用形態、重要度と復旧の優先順位、職員参集や教育などを考慮して本市に相応しい業務の継続計画を策定する必要があります。

用語解説

頭文字	用語	用語解説
A	ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line)	米国のBellcore社の開発した既存の電話回線を利用する通信技術のこと。既存の電話と共存できる利点がある一方、電話音声より高い周波数帯域を利用するので、電話局からの伝送距離に制限がある。
	ASP・SaaS (Application Service Provider) (Software as a Service)	両者は、ともにネットワークを通じてアプリケーションやサービスあるいはこうしたサービスを提供するビジネスモデルと定義される。地方自治体がこれらのサービスを導入する場合には、特に両者の差異を意識しないことが多い。
	AR技術 (Augmented Reality)	インターネット上のサービスや企業の情報システムから取得したデータを現実の世界に重ね合わせて表示する技術、あるいはその技術によって実現した環境を指す。拡張現実とも呼ばれ、スマートフォンのアプリにもこの技術を用いたものがある。
C	CATV (Cable Television)	テレビの有線放送サービス。山間部など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。本市も第1次地域情報化計画の主眼の一つである、地域情報化基盤整備にて実施している。
	CMS (Contents Management System)	ホームページについて、テキストデータとウェブページのテンプレート(デザイン)を、それぞれデータベースに登録しておき、条件に添ってテキストデータとテンプレートから新しいウェブページを自動的に生成するシステム。本市も市役所、市民病院、学校のホームページにおいて導入している。
F	FeliCa	ソニーが開発した、非接触型ICカード技術方式。情報を蓄積しておくICカード内にアンテナとICチップを搭載。一方、情報を読み書きするリーダー／ライター側にアンテナとコントロールボードを搭載している。
	FTTH (Fiber To The Home)	各家庭まで光ファイバケーブルを敷設して、電話やISDN、さらにはCATVまで含めた各種の通信サービスを提供する加入者網光化の総称である。
	FM文字データ放送	音声信号とともに文字データを同時に送信するFM放送。ニュースや天気予報、放送中の曲に関する情報などを提供する。
G	GIS (Geographic Information System)	地図に関する情報をコンピュータを利用して解析する地理情報システム。都市計画や土地管理、マーケティングなど幅広い用途で利用されている。 統合型GISとは、自治体組織の中で、道路、固定資産、上下水道、農地などそれぞれが保有する地図のベースの地形図を共有して同じものを使い、効率化を図るためのしくみのことをいう。
I	ICT (Information and Communication Technology)	情報通信技術と訳される。IT (Information Technology)の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。
	IP電話システム (Internet Protocol)	インターネットで利用されるパケット通信プロトコルの IP(Internet Protocol)を利用して提供される電話サービス。 音声を電話機でデジタルデータに変換し、パケットと呼ばれる単位に分割した上で、IPネットワーク上を通話相手まで送ることで音声通話を行う。
	IPAmj明朝フォント	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が平成25年2月に公開した6万字の漢字を収録した文字フォント。これにより、行政機関や行政機関内のシステム毎に外字を作成していた文字の相互参照が可能になり、住民の利便性向上や行政機関の効率化が期待されている。
	ISDN (Integrated Services Digital Network)	総合デジタル通信網。電話、データ、ファクシミリなど性格の異なるサービスを総合的に取り扱うデジタル統合網である。
L	LAN (Local Area Network)	ひとつの建物や敷地内など、せまい範囲でコンピュータや周辺機器を接続するネットワーク。接続媒体には、光ファイバ、ツイストペアケーブル、無線などが使われる。
	LGWAN (Local Government Wide Area Network)	⇒総合行政ネットワーク

頭文字	用語	用語解説
P	PDA (Personal Digital Assistant)	個人用の携帯情報端末の総称。手のひらに収まるくらいの大きさの電子機器で、パソコンの持つ機能のうちいくつかを実装したものをいう。
	PHS (Personal Handyphone System)	簡易型携帯電話。従来の携帯電話より小出力であり、1つの無線基地局における通信エリアは、150m～500mと狭いため、自動車などの高速移動中の利用には向かない。
Q	QRコード	1994年にデンソーの開発部門(現在は分離しデンソーウェーブ)が開発したマトリックス型二次元コードのこと。なお、QRコードという名称(および単語)はデンソーウェーブの登録商標。QRはQuick Responseに由来し、高速読み取りができるように開発された。当初は自動車部品工場や配送センターなどでの使用を念頭に開発されたが、現在ではスマートフォンの普及などにより日本に限らず世界的に普及している。
T	TIMELY	平成27年1月まで、本市が利用を行う予定の株式会社ヒミカの市町村総合行政情報システムの総称。
ア	アナログ(情報)	文字や絵や音など、手を加えられていない、さまざまな姿をした生の情報のこと。
	アプリケーション	ワープロや表計算、データベース、グラフィックス、ゲームなど、利用者が目的に応じて使うソフトの総称。
イ	インターネットカフェ	店内に設置されているパソコンの端末を使ってインターネットに接続できる飲食店のこと。
	インターネットバンキング	コンピュータを使ってインターネット経由で銀行などの金融機関のサービスを利用すること。オンラインバンキングとも呼ぶ。
ウ	ウイルス感染	電子ファイル、電子メールなどを介して次々と他のコンピュータに自己の複製プログラムを潜伏させて、コンピュータの中のデータやソフトウェアを破壊するなどの害を及ぼすプログラム(コンピュータウイルス)に感染すること。
	ウェブサイト(Webサイト)	1冊の本のように、ひとまとまりに公開されているインターネットのホームページ群のこと。
オ	オープンガバメント	透明でオープンな政府を実現するための政策とその背景となる概念のこと。透明性、市民参加、政府内および官民の連携の3つを基本原則としている。
	オンラインショッピング	インターネットなどの通信サービス上に開設されている仮想店舗から商品を購入すること。
カ	外字	システムで使用できる文字セットに存在しない文字を使用するために使われる文字のこと。任意に字形を登録するため、どんな文字でも登録できるが、登録したコンピュータ以外で外字を正しく読むことはできない。
	カスタマイズ	ソフトウェアの設定や設計を調整し、利用者の要望に合わせて作り変えること。
	仮想化技術	プロセッサやメモリ、ディスク、通信回線など、コンピュータシステムを構成する資源やそれらの組み合わせを、物理的構成に拠らず柔軟に分割したり統合したりする技術の総称。1台のサーバコンピュータをあたかも複数台のコンピュータであるかのように論理的に分割し、それぞれに別のOSやアプリケーションソフトを動作させる「サーバ仮想化」などがその代表である。
キ	キオスク端末	街頭や各種施設などに設置するマルチメディア情報端末のこと。
	基幹系ネットワーク	自治体の住民記録、税、福祉、国民健康保険など基幹となる業務を行うシステム同士を接続するネットワークのこと。
	業務継続計画(BCP) (Business Continuity Plan)	組織が、災害や事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画のこと。
	業務パッケージソフトウェア	自治体の特定業務(税、福祉など)のためにあらかじめ作成され、販売されているソフトウェアのこと。

頭文字	用語	用語解説
ク	クラウドコンピューティング	ネットワーク上で提供されるサービスを共同で利用する形態のこと。利用者自身においてシステムを構築・管理する必要がないため、コスト削減や管理負担の軽減、短期間での導入・利用開始が可能である点がメリットとして挙げられる。
	クライアント	クライアントサーバシステムにおいて、ネットワーク上でサービスを提供するサーバコンピュータに対して、サービスを受け取る側のコンピュータのこと。
	グループウェア	共通の目的をもったグループの作業を支援するLAN環境の基盤的なソフトウェア(または、そのソフトウェアを含むシステムの総称)。システム例は、庁内メール、電子掲示板、電子会議室、スケジュール管理、施設予約、共用文書管理をはじめ非常に多岐に渡る。
コ	高度道路交通システム(ITS) (Intelligent Transport Systems)	IT(Information Technology)を利用して交通の輸送効率や快適性の向上に寄与する一連のシステムの総称。
	コミュニティFM局	平成4年に制度化された市町村単位を放送エリアとするFM放送のこと。従来のFM放送が都道府県単位であったのと比べると放送エリアが小さく、より地域に密着した番組が提供されていることが特徴。
	コンビニ納付	納税をコンビニエンスストアで行える制度のこと。2003年度の税制改正によって、地方税の納税に関する規制緩和が進み、コンビニでの納税が許可されるようになった。
	コンプライアンス	日本においては「法令遵守」、特に最近では「組織が法律や組織の倫理を遵守すること」という意味で使われることが多い。
サ	サーバ	クライアントサーバシステムにおいて、ネットワーク上でサービスを受け取る側のコンピュータに対し、サービスを提供する側のコンピュータのこと。
シ	自治体クラウド	地方自治体における情報システムのクラウド化の総称。地方自治体の情報システムを耐震性やセキュリティ等に優れたデータセンターに集約し、業務パッケージソフトウェアを市町村が共同で利用することによって、割勘による利用を促進し、情報システムの効率的な構築と運用の実現を目標としている。
	冗長化	システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備え、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと。
	情報セキュリティ	コンピュータで使われている情報(データ)や、コンピュータ間で通信される情報を守ること。技術的なものや人的なものなど様々な面からの対策が求められる。
	情報リテラシー	インターネットなどのネットワークやパソコンなどの情報通信機器を利用して、情報やデータを使いこなす能力・知識のこと。
	住民基本台帳カード	市区町村で、簡単に交付が受けられるセキュリティに優れたICカードのこと。行政手続をインターネットで申請などができる電子政府・電子自治体の基盤ともなるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立つ。
	シンクライアント	組織の情報システムにおいて、コンピュータ(クライアント)の利用者に最低限の機能しか持たせず、サーバ側でアプリケーションソフトやファイルなどの資源を管理するシステムの総称。
	新世代・光ネットワーク	「新たな情報通信技術戦略」において我が国の強みを有する技術分野の研究開発の例として掲げられた新世代ネットワークの総称。具体的にはネットワーク仮想化、オール光通信などが例示されている。
次世代ワイヤレス	「新たな情報通信技術戦略」において我が国の強みを有する技術分野の研究開発の例として掲げられた新世代ワイヤレス通信の総称。具体的には光ファイバ級の伝送速度を実現するワイヤレスブロードバンドが例示されている。	

頭文字	用語	用語解説
ス	スマートエネルギー化	エネルギー利用の形態などを工夫して、賢く、効率的に使用すること。
	スマートグリッド	ネットワークを活用した未来的な電力供給システム全般を指す。次世代送電網などとも呼ばれる。
	スマートフォン	携帯電話とPDA(携帯情報端末)が一体化した機器の総称。通常の携帯電話と比較して画面が大きく通信機能も強化されているほか、ウェブサイトの閲覧が容易で、音楽を聴くことや動画を閲覧することもできるなどパソコンに近い機能を持っている。
セ	ゼロエネルギーオフィス	エネルギー利用を工夫することで、一次エネルギーの年間消費量がゼロ、またはおおむねゼロとなるオフィスのこと。 工夫の方法としては、省エネルギーの推進(自然採光・高断熱・低燃費搬送・高効率照明・省電力OA機器など)や、再生可能エネルギーの導入(太陽光発電など)等がある。
ソ	総合行政ネットワーク(LGWAN)	自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークのこと。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関 WAN にも接続されている。
	ソーシャルメディア	個人がインターネット上で不特定多数の人に情報を発信することで、それを閲覧した多くの人々が参加し、双方向でのユーザ同士のつながりを創造していくメディアのこと。SNS・ツイッター・ブログ・フェイスブックなどがその代表例である。
タ	ダウンロード	パソコンやスマートフォンなどを使いネットワーク上に接続されたサーバからソフトウェアやデータを取り寄せること。
	タブレット(型)端末	スマートフォンよりも大きな画面を直接触って操作する、平板型の携帯情報端末の総称。用途もよりパソコンに近いものとなっている。
チ	地域情報プラットフォーム	さまざまなシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)のこと。自治体は、これを活用したシステム再構築を行うことで、業務・システムの効率化を実現する。
	中間標準レイアウト仕様	自治体業務システム間におけるデータ移行時に必要となる移行レイアウト仕様を表形式で整理したもの。
テ	デジタル(情報)	アナログ情報を0と1の数値に置き換えられた情報のこと。
	データセンター	サーバを設置し、管理運用を行う設備のこと。各種防災設備(耐震構造、無停電電源装置など)や、高度なセキュリティ管理(入退室管理、監視など)を提供していることが多い。 行政事業の継続性確保や業務継続計画(BCP)を検討する上で、地方自治体が堅牢なデータセンターに情報システムを設置してクラウド化する動きが進んでいる。
	テロップ放送	字幕放送のこと。災害発生や発生の危険がある場合、CATV にて気象情報や避難指示などを字幕で緊急放送する。
	電子会議室	電子掲示板などのシステムを利用して、離れた場所からでも電子的に会議や意見交換を行うシステム、しくみのこと。
	電子タグ	ICチップとアンテナを内蔵した小さな札のようなもの。この中に個別の識別情報等を格納しておくことで、電波を利用し、接触することなく近接した距離において格納されたデータを読み書きすることが可能となる。
ト	豊橋ケーブルネットワーク(株)[ティーズ]	新城市のほか、豊橋市、田原市を放送エリアとするケーブルテレビ局の名称。
ナ	内部情報系ネットワーク	自治体内部の財務会計、人事給与、文書管理業務を行うシステム同士を接続するネットワークのこと。
ヒ	光ファイバ	ガラスファイバまたはプラスチックファイバを使用したデジタル伝送路となるケーブル。銅線と比べて大容量で電氣的障害に影響されない正確な情報を超高速で送ることができる。
フ	ブロードバンド	ADSLや光ファイバなど、放送や通信にも利用される高速の通信方法のこと。(Broad=広い、Band=帯域)概ね500Kbps 以上の速度をさす。

頭文字	用語	用語解説
ホ	ポータルサイト	各種サービスやコンテンツなどへ案内する役割を持ったWebサイトのこと。ポータル(portal)という語は、元々、「玄関口」や「出発点」といった意味を持っている。
マ	マイラー	半透明シートに転記された公図のこと。和紙に書かれた公図は長年の使用で汚れや毀損が生じたため、その後に半透明シートに転記された。
	マルチコピー機	コピー機能以外にも、ファックス、デジタル画像プリント、ネットワークプリントなどの機能を有するコピー機のこと。
メ	メール配信システム	Eメールアドレスや名前などの個人データをシステム内のデータベースに登録し、システムの操作によってメールを配信するしくみのこと。
	メールマガジン	電子メールを利用して、発行者が購読者に定期的にメールで情報を届けるシステムのこと。
モ	文字情報基盤漢字	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が文字活用の共通基盤として広く普及することを目指し、平成25年2月に公開した文字フォントおよび文字情報一覧の総称。
リ	リソース	コンピュータの場合は何らかのソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要な資源のこと。
	リモート・システム	物理的に分離されており、通信回線などのネットワークによって接続された状態にあるシステムなどのこと。
ワ	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要となる行政手続きをすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。



『第2次新城市地域情報化計画』に関する提言書

平成25年2月21日

第2次新城市地域情報化計画策定委員会

目 次

提言にあたって

- 1 第2次新城市地域情報化計画策定委員会の開催状況
- 2 提言における基本的な視点
- 3 第2次新城市地域情報化計画(案)

【資料編】

- 第2次新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱
 - 第2次新城市地域情報化計画策定委員会委員名簿
-

提言にあたって

平成18年12月に「新城市地域情報化計画」を策定し、光ファイバネットワーク整備によるブロードバンド環境など情報格差是正の実現に取り組まれてきました。

この計画は策定からすでに6年が経過し、次のステップへ進むべく、情報化施策を計画的に進めていく指針となる新たな計画を検討するため、平成24年6月にIT識見者、市民からの公募委員、地域に根ざした各種団体等から推薦のあった者及び市職員の計12名から成る「第2次新城市地域情報化計画策定委員会（以下「本委員会」という。）」が設置されました。

本委員会は、平成24年7月から4回の委員会を開催して、新城市の情報化の推進にかかる基本的な方向性を示すために審議を重ねて、このたび、「第2次新城市地域情報化計画（案）」を取りまとめることができました。

新城市におかれましては、本日提言する本案を基本に「第2次新城市地域情報化計画」を早急に決定し、計画を着実に推進することにより、上位計画であります「第1次新城市総合計画」の基本構想や中期基本計画で目指す電子自治体の構築や、情報技術を活用した行政サービスが実現されることを期待してこの提言とします。

なお、多くの委員から意見が出されました情報資産の保全については、安全かつ確実に守られる情報セキュリティ対策の向上に、組織を挙げて取り組んでいかれるよう希望します。

平成25年2月21日

第2次新城市地域情報化計画策定委員会

委員長 安田孝美

1 第2次新城市地域情報化計画策定委員会の開催状況

第1回委員会【平成24年7月27日(金)】本庁舎 政策会議室

- 第2次新城市地域情報化計画策定について
- 第2次新城市地域情報化計画の構成概要(案)について
- 第2次新城市地域情報化計画策定スケジュール(案)について

第2回委員会【平成24年9月28日(金)】本庁舎 政策会議室

- 第2次新城市地域情報化計画(案)について
 - 第1章 地域情報化計画策定にあたって
 - 第2章 地域情報化の現状と課題
 - 第3章 地域情報化の基本方針

第3回委員会【平成24年11月15日(木)】市民体育館 第1会議室

- 第2次新城市地域情報化計画(案)について
 - 第3章 地域情報化の基本方針
 - 第4章 地域情報化の施策
 - 第5章 地域情報化の推進に向けて

第4回委員会【平成25年1月17日(木)】市民体育館 第1会議室

- 第2次新城市地域情報化計画(案)について
 - 第4章 地域情報化の施策
 - 第5章 地域情報化の推進に向けて

2 提言における基本的な視点

(1) 情報化の基本理念

「山の湊を 市民(ひと)でつなぐ 交流架け橋の実現」

市内に整備された情報通信基盤を活用し、情報化を推進していくことで、交流の架け橋を実現し、市民や観光客のにぎわいを生みだし、本市に関わる全ての人々がつながる「山の湊を 市民(ひと)でつなぐ 交流架け橋の実現」を目指します。

(2) 情報化の基本方針

情報化推進のための方針として、次の3つの項目を掲げ推進します。

方針1 市民の「安全・安心」につながる情報化

市内に整備された情報基盤を活用し、防災・防犯、保健・福祉等について、老若男女を問わず、それぞれのライフスタイルに対応した情報提供等を充実させ、地域の安全を守り、市民のだれもが安心して暮らせるまちづくりを支援します。

方針2 市民の「にぎわい・もてなし」につながる情報化

市内に整備された情報基盤を活用し、観光、教育、地域産業や環境等について、市民同士の交流や、観光客への情報提供等を充実させ、にぎわいの創出・もてなしを実現し、人と地域がひびき合うまちづくりを支援します。

方針3 市民の交流を支える庁内情報化

市民や地域のつながり・交流を支えるべく、市として手厚く、きめ細やかな市民サービスをスピーディーに提供し、情報セキュリティや業務継続性に配慮しながら、新庁舎等において行政事務や市民サービス提供が効率的に行える情報化環境を整えます。

情報化は多くの市民がその恩恵を感じることができることから、利用しやすい、人にやさしいインターフェースを考慮し、システムなどのハード整備、情報伝達や運用のしくみづくりに注力をし、ユビキタスの普及を実施することで、市民の交流の拡大や発展を図ります。

(3) 地域情報化の施策

本委員会では、「自治体クラウドの整備」と6つで構成される「具体的な施策」を提言しています。

○自治体クラウドの整備

○具体的な施策

- ① 電子市役所の推進
- ② 地域情報通信基盤の利活用
- ③ 災害に強く安心・安全な市民生活の実現
- ④ 行政事務の高度化・効率化の推進
- ⑤ 地域の絆と活力あるまちづくりの推進
- ⑥ 環境に配慮した情報化整備

3 第2次新城市地域情報化計画(案)

別添のとおり

【資料】

第2次新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 電子市役所の構築や情報化施策を計画的に進めていく指針となる「第2次新城市地域情報化計画」を策定するため、新城市地域情報化計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、地域情報化に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、策定委員会委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第3条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、策定委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(業務)

第4条 策定委員会は、次の業務を行う。

- (1) 情報化計画策定のため総括的な審議及び調整
- (2) 庁舎情報システム整備・利活用の審議
- (3) 住民サービス向け情報システム整備・利活用の審議
- (4) その他情報化計画の推進

(庁内検討会)

第5条 策定委員会の下に、新城市地域情報化計画策定庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を置く。

- (1) 庁内検討会は、副課長相当職以下の職員のうちから選任された者で構成する。
 - (2) 庁内検討会に前号の規定により選任された者のうちから、必要に応じて庁内検討会長を置く。
- 2 庁内検討会は、次の業務を行う。
- (1) 情報化計画策定のため必要な企画、調査及び研究
 - (2) 情報化の事業別計画の立案及び調整
 - (3) その他情報化計画の推進
-

(解散)

第6条 策定委員会は、情報化計画の市長への報告完了をもって解散する。

(庶務)

第7条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、企画部情報システム課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

第2次新城市地域情報化計画策定委員会委員名簿

(※市職員を除き五十音順、敬称略)

互 選	区 分	氏 名	備 考
	地域 (コミュニティー)	大谷 至弘	【公募】市民(農業)
	社会活動	坂部 晃司	社団法人 新城青年会議所 副理事長
	農林	塩瀬 秀一	愛知東農業協同組合 経理電算課長
	メディア	柴田 憲宣	豊橋ケーブルネットワーク株式会社 企画部長
	地域 (コミュニティー)	高橋 達哉	【公募】市民 (システム経営コンサルタント)
副委員長	学識	牧野 暢二	作手中学校長
	観光	松下 直樹	新城市観光協会 事務局
	商工	森本 稔史	鳳来商工会 経営指導員
委員長	学識	安田 孝美	名古屋大学 大学院情報科学研究科教授
	市	村田 治	新城市 企画部長
	市	原田 哲夫	新城市 鳳来総合支所長兼地域振興課長
	市	佐宗 常治	新城市 作手総合支所長兼地域振興課長

第2次新城市地域情報化計画

発行・・・平成25年3月

作成・・・愛知県新城市役所

企画部情報システム課

愛知県新城市字東入船6-1

電話 0536-23-7612

ファックス 0536-23-2002

メール joho@city.shinshiro.lg.jp